

日の覺書に有之

寄附勸進の事

一往古は旅船へ諸勸進之者參候得共正徳二年船道添御高札出候頃より公領米積候船間掛り等の節紛敷候間船勸進は相止度由兩濱肝煎等申達候尤之儀故春頃より停止に成候由併公領米船も無之節何とぞ分け立一日斗勸進致度之旨船道頭迄願候由申達候得者聞届願之通申付

土砂運び賃の事

一享保九辰年今橋掛直り候節前々より板橋に候處此度より土橋に成候に付なる志たした(なるとも謂ふ)等剪持參候郷人足には壹人五合扶持米被下候右橋之土砂利船座之者共運び候も新法故相應に船賃被下度願有之側得共是は板橋之節も橋詰の土砂利持運候先格少しは有之事に候少々、道理は有候得共運賃は被下間敷由小濱より究め來る

役船運賃の事

一享保十二末年小濱大阪御用屋根板之松木板天筒(山)にて切り右片板小濱へ廻し候に付役船には積せ候得共御林之松片板積廻候儀は此度初故相應に運賃取り可然と相談之上小濱への戻り船に積候儀故片板百枚に付一分宛之積に渡し地船にわさと船廻候節は「可有之物尤丁持

並役船へ相談之上相應に運賃可相拂殘前方に御用人衆へ申遣候處其通り可致旨申來る

旅女船證文の事

一享保十四年幸(河)野、今泉兩浦之圍船之作料外旅船並に致度之由船大工共相願候由にて船道頭共右之願書致持參候に付惣してケ様之願は町年寄共方へ可差出物に候但し船道之筋へ懸り候故船頭取次差出之事に候と尋ね候處前々より船道之筋へ掛り候願の事は直ちに申進候儀之由申に付古格に候其段はその通りの事に候然れ共都而町中之願の事町年寄不存と申事は如何に候間一往町年寄共へ及内話其上にて可差出候由申付差戻し其已後右之儀、町年寄共へ尋ね候處惣而奉行所への宛所にて町中より出候願書は大小事に不限町年寄方迄願書出候儀之處船道頭に限り近年直ちに願書指出し事濟候儀有之町年寄共は役所より申付事濟之已後漸く承候様成事故古法之亂之儀氣之毒に存じ、去る未ノ年船道頭を招右之段申談候得者誤入候而向後古法之通に可相心得之由申候處又々右之通りに而、勿論、此度之願之儀も町年寄共へは不申聞之旨、町年寄共申に付沙汰之限成事に候、只今迄之儀は令用捨候以來之儀は古法之通船道筋之願にても町年寄方へ可差出候且又旅人之女此元出船之切手改之儀船道頭共下之小太夫に任せ置女數も改させ右證文も小太夫方へ納候由傳聞候、古來より右之通り致來候共向後は證

文に引合有道頭直に女數等相改右之證文奉行共判形も船之事に候へはたとひ未々は反古に致候共船道頭方へ可相納置候古格にても只今迄の仕方を龜末千萬成事に候間向後は右之通に可相心得尤唐仁橋旅籠屋共へも以來は旅之女改證文共月番之船道頭方へ持參仕改請可申候小太夫方へ遣候儀無用と申付候旨町年寄惣代小頭立合にて申付之尤旅女船證文改之儀は右之通以來可相心得旨唐人橋町肝煎之者へも申付之

買上米運賃の事

一元文三年六月十日小濱御米拂底に付當町にて御買米六百七十七俵被付候米仲頭申付相調させ廻し立之節は杖突兩人御目附引人並米仲頭立合俵數貫目幾段にも懸ヶ平均し其上にて廻しを立、直ちに船道頭へ引渡す右運賃先格壹俵に付古銀貳分六厘六毛に候に付委細御用人中へ申述割合に致し文銀（文政銀）にて三分九厘九毛被下候尤小濱着川端にて相渡す

一船中にて死人等有之節之儀旅人之部に記之

一御代官衆西浦鹽濱（鹽田）見分に被參候節は役船出す

一元文五亥年赤川橋直し土橋に相成右入用事志たなる御買上に成候故石砂土取候儀役船に難申付小濱表へ相談之上水主一人に米五合宛之御持方被下候右は赤川橋に限り候事に候間左様相

心得可申旨御用人中より申來る

一每歲船道頭方より船座の者へ相渡し船切手左之通り

敦賀誰船 但船頭水主共何人乗

三ヶ國御間役御免被成候條上下共無役御通可被成候、御法度人御改之儀は此方にて申付候

其元にて御吟味尤に候仍而如件

年 月 日

打宅 伊右衛門（書判）
小宮 山傳右衛門（同）
三宅 彦右衛門（同）
道川 三郎左衛門（同）
船 道 中（印判）

加州 能州 越州

浦々御役所 衆中

以上を以て船道の式及船道仲間の権限を推知し得るが更に左の定書を奉行所より船切手と共に

渡しこれを船座の者を町年寄方へ呼び出して讀聞かせたものである。

覺

- 一 乗組人數之内御禁制之宗旨（キリシタン）之儀吟味可仕事
- 一 雇水主人柄不明入念相改慥成者雇可申候勿論他國行衛不知宿なし者乗せ申間敷事
- 一 着船之湊々において法外之儀仕間敷候勿論其所之掟相守着船出船之譯可相届湊にては無怠其役所省改可致書入事

一 博奕諸勝負等堅仕間敷候事

一 積取候諸荷物、船中猥成儀仕間敷事

◎條々 （此制札は敦賀、金ヶ崎、大比田、色濱、白木五ヶ所に建）

海難の場合

- 一 公儀之船は不及申諸廻船共に逢難風時は助船を出し船不破損様に成程可入精事
 - 一 船破損之時其處へ近き浦之者入精荷物船具等可取揚其取場所之荷物之内うき荷物は二十分一沈荷物は十分の一、河船は浮荷物三十分一沈荷物二十分一取揚之者へ可遣之事
- 抜荷の事

一 沖にて荷物はぬる時は着船之湊において其所の代官下代庄屋出合遂穿鑿船に相殘荷物船具等の分可出證文事

附、船頭、浦の者と申合荷物盜取はねたる由偽を申においては後日に聞といふとも船頭は勿論申合輩悉可行死罪事

假泊の事

一 湊に長々船を掛置輩あらはその仔細を所々者相尋ね日和次第早々出船いたさすべし其上にも令難澁は何方之船と承届之上其浦の地頭代官へ念度可申達事

一 御城米廻之刻船具水主不足之惡船に不可積並日和能節船令破損者船主沖之船頭可爲曲事態而理不盡の儀申懸又は私曲等有之候者可申出候縱令雖爲同類其科をゆるし御褒美可被下且又警と不被成様可被仰件事（下略）

寛文七年二月十八日

町奉行

◎條々

密貿易に對する措置

一 浦々之船を借候而異國船之抜荷を買取候者有之由相聞候自今以後縱令其事の初まり仔細不知

して借候共其船の船頭水主は抜荷買候者と可爲同罪候然る上は諸國浦々船頭水主常々申合置候而若抜荷買候者に船をかし合せ候は、からめ取而長崎奉行所又は其所之代官所地頭へ成共程近き所に申出べし若亦船中にてはとらへ難き事も候は、何方に成共船を着し所にて其所之者に告知しからめ取りて其所に預置是又長崎奉行所へ御伺可被下事（以下略）

正徳四年二月

町奉行

長崎の唐貿易、阿蘭陀貿易の隆盛につれて、密貿易も亦諸々の湊に於て行はるるに至つた。この制條はこれが嚴禁とその船頭仲間に対する注意を促したものである。

一唐人と抜荷を申合せ又は右の云合の取次を致し或は抜荷物爲したる者、抜荷物に雇はれたる者或は其事に携はり候者の事船人仕に於ては急度御褒美可被下云々」

その船人に褒美を出して犯人の探求に苦心してゐたのである。この外船員に關する事、海難救護に關する事など巨細に涉つて規定せられてゐるが爰には割愛した。

次に港灣及船舶運用の方面には左記の如き法度が定められてゐたのである。

◎船法度 條々

流船の場合

一寄り船、流船は其存所の神社佛寺の可爲修理事、若、船に積物有之に於ては船主自體たるべき事

濡荷

一湊に於て繋ぎ船損じたる時は其所より流れたる物を出し濡れたる物を干立船頭に渡す可也
航行規定

一沖馳る時、風下の船に乗り懸け沈むる時は風上の船に一人成共損じたる船より乗り移りたらば風上の船怪我たるべき事

備船

一借船をして若其船損じたと雖も借り手不可辨事、但船とこを不濟船主の分別なき所を押えて出船仕り其船損じたる時は借り手の辨たるべき事

荷積

一積日記船頭に渡す時は乗衆何れも扣判有之事、（以下略）

この外二十四條の條文がある。これは貞應二年三月十六日兵庫の辻村新兵衛、土佐浦の篠原孫左衛門、坊ノ津の飯田備前守以下の當時の専門家を召出してこの船法を定めたものと附記し

てある。發令の日は元祿六年二月八日で此三十箇條を船法の基準とすべきことを添書せられてゐる。

尙船舶に關しては當時は秋の未より春の初め迄海上荒天の間休航の爲め船を濱に引揚げて所謂「舟圍ひ」をなしたもので敦賀は出入船舶の數其頃莫大なりし爲めその場所に狹隘を感じた位であつた（前章參照）が更に亦船圍ひについて一定の規則があつたもので

船圍ひ法規

一享保三年八月他所船古來より町裏に圍ひ不申筈に相聞候處近來は猥りに圍候故向後他所船町裏に圍ひ不申様海手の町々へ町年寄共より相觸させ候、尤船道頭へも右之通りに相心得町裏に圍ひ不申様心付可申旨申付

一寛保三年他所船泉濱今濱兩所之外古來の通り圍ひ之儀無用に可致段町裏の者共へ相觸候以後十月中旬加州橋立の船泉濱へ圍ひ場無之今濱へ相圍候儀難成氣色合にて致迷惑候間兩濱に圍ひ候様致度右船道頭相願無據願付圍はせ略候依之翌子ノ三月御代官中及相談已來他所船の船頭相願候節の格左の通り相極置候

泉濱に他所船圍場無之兩濱に圍ひ申度願候節の定

一願差出候節は泉濱に圍場無之候杖突並に郷方手代共差遣吟味致させ彌々圍場無之旨申達候はゞ船道頭共へ申付今濱へ船誰々相廻氣色に候様子吟味致し彌々誰々に相廻趣に申述願上可申候、勿論泉濱に圍場有之候へば願取上申間敷事

一泉濱に圍場無之共船道頭共今濱へ可相廻趣申述候はゞ是又願取上申間敷事

一無據譯聞届願取上候上は圍賃差出候に不及候旨船頭へ可申聞候尤兩濱之者共も圍賃は申に不及貪たる船下にて申候間敷旨其節町年寄共宅にて船頭並兩濱之者共へ可申付事

以上によつて當時に於ては圍ひ場といふものが船舶業者並に町奉行所に於て相當重大な仕事であつたことも想像出来る。

尙、船道頭は海運上有力者であつたので奉行所では左のような「誓紙」を差出さしめてその違反を禁じてゐた。

一船道出入出來候刻私共不及心儀は問屋船道致相談早速埒明け可申候事

一破損荷打船其他何にても船道致支配他人は不及申親子兄弟親類知音近付旅人共に毛頭依怙最

肩仕間敷、附、公事沙汰之砌進物聊受用仕間敷候事

一船道頭仕候を致申立御大名船宿並宿旅人宿望み申間敷候事

一船圍賃之儀隨分入念取立差上可申候御後暗儀仕間敷候事

一船道三座御役船小濱廻運賃銀割仕候刻三座共歩を無依怙最肩割可仕候附私慾毛頭仕間敷候並私として御役船一切仕申間敷候及書に勘定相極候節致目錄町年寄衆迄相渡可申候事

一下り荷物之儀荷數小分に御座候共其時有合候船にて爲積可申候少しも滞無御座様に可申付候其上運賃之儀其時に不應高賃取取間敷候事

一何に不寄新法成儀致し諸人及迷惑之儀毛頭仕間敷候事

右之趣を相者 罰文(略之)

寛文九年酉十月七日

これを讀めば船道頭の任務、責任等判然すると思ふ。次に回漕業者に對しては次の如き達し書が渡されてゐた。

荷問屋船持共へ申渡覺

一近年當津下り荷致減少候儀は地船作法不宜敷儀有之第一運賃高く懸り物多成候故之儀と相聞へ依之此度運賃又は藏敷之儀遂相談引下候様申付候事

一船座色々作法有之荷物及停滞候趣相聞候に付遂吟味候處仲間申合を以て相立候儀は古法に無

之事に候畢竟古法を取失候故難澁出來候儀と相見え候に付此段吟味之上寛文年中古法之通申付候事

一寛文四年町年寄方より荷問屋船持共へ相渡候證文並荷問屋、船持共より町年寄方へ差出候證文有之是は面々所持可仕候得共此度書寫し相渡候間向後彌々右之文之通り可相守候事

一右證文之趣、船順番を立、荷物積受候様とは不相見候然上は彌々以て順番を不相立荷問屋船相對次第積下可申事

一順番を不立荷問屋船主相對を以て船積致候に付端荷物積渡し有之ては不相成様に候間荷問屋共隨分示合多少によらず諸方に荷物不相滞船手難澁無之様專一に可仕候若一分(部)之勝手に任せ非道の致方有之候はゞ吟味之上急度可申候事

一地船之儀船中より不届之品有之候趣風聞有之儀是は大切之儀に候へはよもや左様之不届は有之間敷と存候故此節不及吟味候彌々以て船中之儀入念律義に可仕候事

一近年之通下り荷物致減少候而は自然と入船も相減面々家業を取失當津全體之衰微に可相成候間荷問屋舟持共此旨心得作法能荷物滞無之様急度可相守候也

元文三年午十一月

以上は船作法の條文で、寛文年中に發布されたものに準據したものである。

その一札は寛文四年辰十月廿二日附、三ヶ荷宿中及敦賀船持中より三町老に指出されたもの、(問屋の項、參照)中に誓約したもので、これを元文になつて改めて、町奉行山口庄右衛門、名和庄太夫、目附添田彌左衛門等が列座にて申渡したものである。

その口上の覺を見れば荷問屋並に船持の遣り方がよく解る。即ち

一三ヶ國下り荷物運送之儀此度寛文中證文之通り申付候に就而荷問屋共は可相悅候得共船持共勝手には不相成筋有之得候乍舊格船持共心服致し兼可申事と存候所向後荷問屋方にも不埒無之様申付候得ば始終船座之難儀にも相成間敷存候旨一段宜心得申候趣に相聞奇特之事に候一荷問屋共近年不埒之儀有之候は畢竟船座より手詰之様に被成候故不得止不埒之儀出來候趣に相聞候所寛文之舊格にかへし船座の「ひつみ」改り候得者向後荷問屋共不埒可仕譯無之候他所船に積下運賃下直に候得者荷主への働きに相成候に付ては荷物をひかへ地船之透間を窺ひ又は越中行の荷物を越後行と偽り或は船宿滞船之砌船頭衆之心入にて隠積を仕候顧客之儀餘多の間屋之内には可出來哉此段甚無覺束存候

一只今迄は荷問屋不埒之儀を船座之者相改め候得者内證にて相詫び事を隠し候趣に候此度改而

他所より申付候上は若し荷問屋不埒之儀仕候得者役所之申付を不相守剩へ役所を欺候と申も
のにて然る上は重科に不申付候而は政道不相立船座の者共も心腹不仕事は勿論荷問屋不埒之
儀有之候は、早速申達候様船持共へ申付置候荷主船頭などへ少々愛想に加はり重科に陥入候
事近比不了簡之事候兩後少々にても不埒後暗儀有之候へば聊不加用捨存念故此段吳々申聞置
候態々相愼可申候

一船持共は只今迄の所存を改め人別に正直律義を相勵候仲間吟味を立て不律儀なる船頭水夫は
堅く不指加越中おにふし船などの様に敦賀の地船は前方と違ひ役所よりも世話有之候以來は
正直實體無殘候縦令外に懸り物少き場所所有之候とても敦賀船之實體安堵なるには振り替難き
事に候と上方下筋へも正直實體之名を取る様無之ては不本意候、

扱、船座之者斯様に志を立て相勵み候に付ては荷問屋方よりも船持とも手番宜様に心を添へ
荷問屋船持力合荷物無滞様に仕向候は、他國よりも自然と其心入を感心せしめ末々當津繁昌
の本とも可相成候斯様に申聞候儀當然の利を貪候者は廻り遠成事の様にも可存候得共とかく
孰れの渡世も實儀を以て正直に不相動事は末々の爲不宜敷ものに候、當津近年衰微せしめ候
儀拙者共に於て何程氣の毒に存候

此上下り荷物など他へ出候様相成候ては誠苦しき事に候故此段再三申聞候此等之趣船座の者へも申聞置候間左様可相心得候也

元文三年十二月

右之三通相認め町年寄方に壹通、荷問屋方に壹通、船座へ壹通相渡候様町年寄へ申付これらの各條文を讀めば諸法規も幾度となく緩嚴あり、關係商人も利慾に迷つてその規則を破り延いて敦賀港の名、商人の名を毀けた者も時々現はれたものらしい、のみならず元文の頃には湊も大分に寂れてゐたものか、「港衰微の折柄」と言ふ言葉がよく出てゐる。町奉行ではその責任の一半を荷問屋、船座の者達の不心得に歸してこれを戒飭してゐるのである。寛保二年六月に再び令書を出して

一當津古法にて諸問屋共會合致候諸事申合候事に相聞候處近年は右之寄合も間遠に成り其故自ら申合不行届儀も有之様に相聞候古來之通り折々寄合諸事申合候様可致候と注意を促し

一問屋法之儀神文血判にて申合候儀も不埒に付彌々以て堅く申合様相聞候得共猶不相守不手廻に相成候問屋手前客方へ手を入れ奪取候に付客を取られ問屋は身上潰れの者も有之様に相聞

候町家之儀とは乍申斯様の不實の致方は有之間敷事と候殊更神文に氣比宮を書乘せ其申合を相背き他の客を奪取候儀神罰の程も不恐儀に候以來急度申合相互可相慎事、と神文に背くが如き不實の致方を嚴重に戒め

一往古當津繁昌之節御城米宿の者方便を以て御城米を拔取候族も有之候様及聞候事は斯様の方便に候哉御城米は左様の類致能ものゝ様にも相聞候繁昌之地にては左様の儀有之果は客方に被見限其津不繁昌に成候事不珍事に候右及聞候類の儀は當津繁昌に乗致候事哉と相察候向後相慎可申事

天和、正徳の頃、御城米の扱ひに付藏宿の取り合ひもあつた、客の奪ひ合ひもあつた、かくては客方の方から見切りをつけられて湊の繁昌を害する事甚しいことを指摘してゐるのである。一當年は珍敷、加州米も餘程着岸其外當秋所々御城米も可來様子に相聞候故相滞候ては如何に付増馬申付馬借馬、平馬等迄も段々無油斷持送り候様此間申付候事に候左候得者御城米其外諸荷物共に少しも相滞申間敷候此上問屋共不心得も有之候ては如何様の品にて荷物の滞に可相成も難計其上又々不實之評判など有之候ては如何に候此度加州米其外所々御城米着津之趣に候へば爰、敦賀繁昌の基にも可相成候問諸問屋共寄合萬事申合不實無之様可相慎事

久方振りに大量の御城米が這入るとの噂に奉行所でも大なるに期待し關係商人に對する用意怠りなき有様はこの中に示されてゐる。

船舶、港灣、船問屋に關する諸制度とその運用、その取扱方など大略上記之通り非常に詳細に涉つて示されたものである。それ丈けにこの方面の心掛の善惡は港の繁榮と否とを決する重大な役割を占めてゐたもので藩政に於ても保護も厚くなしたがその取締りも仲々嚴重に行つた事は文中所々に現はれてゐる通りである。

二、問屋式、駄別馬借式及諸役銀に就て

敦賀經濟界の中樞機關に對して前段記述の如き諸法規が設けられ運用されてゐたが、その外に重要な制度として、問屋、駄別、馬借等にそれ々の式があつて商賣上の補助機關となりその活動を援けてゐた。これと同時に他面に於ては藩財政の收入部門として諸役銀の法なるものが定められ、これによつて完全なる藩内の經濟活動をなしてゐたものである。その内、問屋

の作法としては前章にも述べて置いたが、その基本をなした所の規定について逐條的に列記するならば左の如き内容を持つてゐたのである。但し以下は元文年間の記録なるが故に問屋口錢其他の料金手數の額は前代と多少の高下あるは勿論である。

問屋式

一問屋かへ米は拾匁に付米壹升宛賣手より取立。

例えば米直段拾匁に付三斗に候得者内壹升問屋へ引取り二斗九升買手へ渡す此かへは賣問屋之徳用也

一問屋場米は一石に付米一升四合八勺宛荷主より取立。

是は賣問屋より買取候て買問屋之藏に預け置候故旅人手前より買問屋へ場米を取也

一茶山より直に北國への通り茶は藏敷なし茶三本を一駄と定め此船賃の内十分一を庭と號し問屋引取る。

一兩問屋仲間の者兼而の問屋定法を背候者有之候時は町年寄共へ相達吟味之上にて奉行所へ訟之駄別札馬仲ともに差留る古法也

一船場之荷物問屋方へ持參は不及言問屋方より所々へ丁持共荷物持參之其先々遠近並荷物に寄

持參之定委細別帳有之事多故略之、納屋荷物も問屋荷物同前、
 一賣茶は代銀拾匁に付内口錢三分引、茶主へは九匁七分渡之、口錢三分之内壹分は買手貳分は問屋取る法也

一諸荷物口錢は壹問屋買問屋へ壹分宛都合貳歩とる歩也貳歩の上は相對次第の事
 一俵物買置の口錢は一斗に六歩宛也是は俵物を旅人調候て直段を見合居候買置之口錢也
 一諸賣物藏に預け置追而取りに越候時は藏敷一ヶ年壹歩ヅ、也
 一諸大名御米俵へ直し賃壹石に付米三合九勺六才宛掛賃壹石に付壹合九勺八才宛るふ紙印墨之代壹石に付壹勺九才ヅ、也

一近年加賀能登越中並に越前の内下り荷物段々減少致し小濱の方へ茶荷物抜け候趣に相聞へ候是は第一敦賀地船運賃高く候に付懸り物多く成候故の儀と相聞候依之船座の者へ下り荷物運賃引下げ荷數多請候様渡世の爲にも可然旨申聞則引下げ申候(以下略)
 問屋の内には米、茶以外に四十物、材木、生肴等の諸問屋もあるが法式は大同小異のものであるから爰には略することとする。
 次に、駄別に就ては前章にその名前の起りを書いておいたが、越前國主二代忠直(一伯侯)の

時、武士も町人も一切差別なしに乗懸け、輕尻共に道ノ口に於て鳥目を取り又その駄別銀(税金)は其年の下げ米の平均直段を以て納めしめたものであるがその後、京極若狹守の領地になつてから乗懸けは札一枚半、輕尻は札半枚と究り

乘懸 壹疋 札壹枚半此代米三升
 同 壹疋 庭 米 貳升貳合五勺

即ち合計五升貳合五勺宛に乗懸壹疋について問屋旅籠屋共が取つてゐたのである、更に酒井侯となつて寛文十二年から駄別米が江戸榭に改まり札一枚の代米壹升九合八勺となり惣問屋庭米も札一枚に付壹升四合六勺、合計三升四合四勺を荷主より取立てたものである。尤も着津の荷物の多少により又は米値段の高低によつて銀高に増減はあつた。

一道ノ口通り荷物之品に依る札數之定
 一、五斗 俵 貳俵付 札一枚 一、三斗 俵 三俵付 札一枚
 一、樽 酒 四ッ付 同 斷 一、綿 貳個付 札一枚
 一、糸 貳個付 " 一、紙 " "
 一、青 苧 右同 " 一、漆 桶 貳ッ付 "

一、蠟	燭	貳個付	札一枚	一、銅	三個付	札一枚
一、錢		三ッ付	"	一、鐵	"	"
一、金	子	貳個付	"	一、鉛	貳個付	"
一、打	物	"	"	一、丈木(定規)	三丁付	"
一、抵	石	三個付	"	一、草	檣柱	貳本付
一、干	鱈	貳個付	"	一、數	ノ子	二荷
一、鱒	"	"	"	一、串	鮑	"
一、鰯	貳荷	"	"	一、昆	布	"
一、鰯	四ッ付	"	"	一、鯖	"	"
一、乘	掛	札一枚半	"	一、輕	尻	札半枚
一、た	ばこ	貳荷	一枚	一、ゆ	り輪	四十八
一、えん	せう	貳ッ付	"	一、疊		六疊付

(以下略)

慶安三年寅五月十五日

一公領御代官所御手代衆越前筋より江州の方へ御通之節旅籠屋より其斷申達候得者道之口御番所へ左之趣の切手遣し駄別札に不及云々、

とありて中には駄別札の要らない特權者もあつたのである。

一惣而駄別札は惣問屋仲間之外へは不相渡古法之様に問屋仲間定書には相見候得共以前より問屋之外少々の荷物取扱候者にも駄別札願候者は其町の肝煎の者札代米無覺束無之者之由請合候得者札相渡候儀有之其上問屋仲間へ入候儀銀貳枚不出候ては難成問屋定法故小身之者は問屋仲間入難成事は候處右之類之者へ札不出候へは其願之者の渡世之滞りに成第一札數多く出御爲に宜敷殊に前々より問屋外の者へも端々札出し來り候例も候間旁問屋外の者へも小身に問屋入難成又少々の札代米は無滞程の者町肝煎請合にて願上候札出し可然と大塚四郎右衛門、根原吉郎左衛門奉行之節相談究り右之趣惣町肝煎共へ申付候旨申傳也
この文面に依つて大體駄別札の性質も判知ると思ふが、尙、道ノ口に於ける番所定書の差入れたる誓紙の中にもその任務の事が記載されてゐるので參考として左に之を掲げて置かう。

道ノ口御番所定番誓紙

一道ノ口定番被仰付候上者萬事御爲大切に奉存毛頭後暗儀仕間敷候事

一 敦賀問屋共と馴合御爲惡儀毛頭仕間敷候勿論私之手廻利潤之構へ一切致申間敷候事
一 駄別之札加番之面々と致相談入念吟味仕り少しも油斷仕間敷候事

一道ノ口外脇道相通し不申様に加番の衆と常々無油斷可申談候事

一所々百姓共爲自用一切遣中間敷候尤町人百姓惣而諸人に對無理成儀申懸間敷候事

一 敦賀町人並に在々僧俗男女に不限或は親子兄弟親類縁者知音の好或は意趣遺恨有之者之儀に候共御役儀の品に付依怙最負毛頭仕間敷萬事眞直に可致候事

附。右之面々より私役儀之品に因み金銀米錢衣類諸道具惣而目立候もの一切申請間敷候雖

然當座之菓子肴野菜之儀は無據仔細に候は、適々少分之事は加番之輩へ申談留置て申候事

一加番衆萬一御爲惡敷後暗儀有之を見聞候は、再三意見を申無承引候は、其仔細有様に御用人中迄可申上候事

右之趣 背者

罰文

寛文七年六月

これによつて駄別札取扱之番所定番の様子も判知り又その心得も明瞭である。この外駄別帳付役があり駄別札の記帳を命せられてゐるがこの役の者よりの誓紙には

一 今度駄別帳付御役被仰付候上は駄別帳並に札之儀成程入念第一に奉存後暗儀並押替之札等をもち心を付入念相改可申候事

一 萬事御法度の趣少も相背申間敷候縱令親類兄弟縁者たりとも依怙最負なく有様に致候私成儀毛頭仕間敷候事

一 町郷中諸商人方より金銀米錢衣類等少しも取申間敷候但し菓子肴野菜之儀は其身の品により少々可申受事

とある様に役目柄所謂「役徳」なるものは相當あつて、それ丈け町人百姓はその手加減に惱まされてゐたと見へ「菓子肴野菜」位は貰つてもよろしいと公然の許しを受けてゐたものであらう。即ちその半面には依怙最負があり金銀の袖の下が闇々裡に横行してゐたものと見ねばならぬ。

馬 借 式

馬借とは當時の街道筋輸送様關として最も重要なもので、今日の貨物自動車或は荷馬車に匹敵するものである。

一 七里半街道役馬高千五百七拾疋

此内

二百九疋三分六厘 西ノ側 二百五拾五疋六分四厘 十村
 八百七拾疋 東ノ側 百七拾貳疋 山東郷五ヶ村
 六拾參疋 町背持 但し背持減少に付近年より用捨十疋分役儀勤る
 一疋田馬借貳百疋之場所

九拾五疋 疋田村 四拾壹疋 山中村
 拾貳疋 疋 駄口村 拾三疋 追分村
 貳拾疋 疋 市ノ橋村 拾九疋 疋 小河口村

一刀根、葉原、新保、此三宿は馬極りなし

一町馬借座馬百七拾貳疋 外に御免馬九疋打宅伊兵衛並町年寄三人 代兩人馬借頭兩人、田中
 九兵衛

一御上國の節木ノ元(本)より小濱迄御參勤の節佐柿より木ノ元迄御傳馬木内三ヶ一疋田馬借
 三ヶ二敦賀馬借勤之、

一同所より江戸行鮎鮎傳馬木ノ元迄並定傳馬柳ヶ瀬次、

一道ノ口勤番衆小濱歸傳馬敦賀馬借大目付衆小濱歸り同斷

一新道野藏奉行小濱より金山泊り三ヶ一疋田馬借三ヶ二敦賀馬借金山より新道野への傳馬勤る

小濱へ歸りも同斷、但し壹人へ壹疋ヅ、

一金山藏奉行小濱歸り敦賀馬借、但壹人へ壹疋ヅ、

一駄口より下り荷定駄賃共に二月より十月迄

敦賀番 朔日より七日迄 十一日より十七日迄 廿一日より廿五日迄

疋田番 八日より十日迄 十八日より廿日迄 廿六日より晦日迄

山中十一月より正月迄勤方駄口同斷 △鹽津口より下り荷物定駄賃馬共に三ヶ一疋田三ヶ二

敦賀馬借 △柳ヶ瀬口よりの荷物定駄賃馬共に刀根より疋田、疋田より敦賀迄小濱迄も疋田

馬借

一敦賀より御領分之内所々へ一割増の駄賃元祿四年左之如く定る

敦賀より葉原迄 本駄壹疋(錢 八十七文) 輕尻壹疋(錢 五十八文)

敦賀より疋田迄 同 (同 八十文) 同 (同 五十三文)

(以下略)

この様な組織をもつて陸上輸送をなしてゐたものである。初めにある役馬とは公儀御用に定め

られたる馬のことである。

馬借も又藩にとつて重要な經濟及び軍事機關であつたのでその代表者には誓紙を書かせた。

馬借頭誓紙

一馬借仕候上は御傳馬役銀に付無依怙最員有體に可仕候事

一馬借の儀に付出入之刻金銀米錢受用仕間敷候事

一馬借懸り物割符之刻手前欲領之儀は毛頭仕間敷候事

惣而中割符無依怙最員有様に可仕事

萬治三年三月四日

例に依ての定り文句で説明する迄もない。次に諸役に就て一言しやう。

諸役古法

諸役とは町人百姓漁師等武士以外一切の者が藩主の命によつて勞役或は所有物資の提供すべき義務を謂ひ今日の勞務奉公の強制的なものに等しいもので、この勞力或は物資を提供せずには税金で取立てるものを役銀と稱したのである。敦賀に於ける諸役及役銀の狀況は左記の如きも

のであつた。

一、役船三座と云は河野座、獵濱座、浦座也此三座に往古より六十七人の役あり、河野座に貳拾三人、獵濱座に貳拾貳人、浦座に貳拾貳人也。浦座夫々役高之割如左

今濱	五人役	名子浦	壹人壹歩役
繩間浦	壹人壹歩役	沓ノ浦	右同斷
手ノ浦	右同斷	色ヶ濱浦	右同斷
浦底浦	右同斷	立石浦	三人役
白木浦	壹人七歩役	鹽込浦	壹人壹歩役
赤崎浦	四人六歩役		

右役の代りに年中何艘と云ふ員數之無究御用次第三座より役船を勤め其品の大概は敦賀御用の壁土町方より修復の場、川除之石、或は福浦並に櫛川等の御林より出候材木海に入候て引寄る儀又は御買上の材木類小濱へ積廻候儀又は御年貢納鹽其外御用にて役人浦方往來或は今橋赤川橋並に庄ノ橋掛直し又は修復之節等入用次第役船出、但、此役船内證にて船主へ遣候船賃銀當分船道頭相願拜借之書不殘返納仕る是をよない銀と謂ふ。右之外小濱へ積廻す御藏米並

御買上の御用米等は壹俵に付船賃貳分六厘六毛御藏鹽は壹俵に付三分、砂は壹俵に付貳分六厘六毛、すさは一俵に付三分、蕙たては壹俵に付四分、葎は三尺繩一束に付三分五厘其外御林より剪出す竹木類都而當郡より出候物積廻には船賃相應に被下之并新御領御代官屋敷修復入用の枉其外共河野浦迄積廻候も役船ながら相應に船賃被下候筈に正徳二辰年究る。

右の通役船相勤るに付獵濱座と浦座は海上の獵を心儘に仕り外の浦々より網を入れ獵を致させず然共荷物等積候事はならず、河野座は往古より運賃の定あつて加賀能登越中三ヶ國の荷物を河野座に限り積、外の船に不爲積依之諸米と號し四石三斗一升六合八勺三才納之。此を役米（別項參照）と云ふ。

一馬借馬百七拾貳疋にて御用傳馬之分は駄賃なしに勤之、其大概は御上國之節木ノ本迄御迎馬御參勤候節疋田鮎沖鯉等右同所迄附送り又小濱の御金荷或は役人御用にて出候節役人小濱引越の節當郡檢見衆歸候節等の類也（中略）

一寺々より役にて檜皮、釘を出す割如左（但、一軒役とは釘一升、竹は此方より渡す）

拾九軒役	來迎寺	八軒役	本妙寺
八軒役	妙顯寺	八軒役	善妙寺

一軒役	大乘寺	一軒役	法泉寺
一軒役	眞禪寺		

其外御茶屋（御陣屋）障子腰張、行燈等張替へ右七ヶ寺の役にて同宿共罷出勤之（中略）

往古は右の外の寺々へも諸役懸り候處願に依り地子銀を差出候故右之類の役は御免有之たる儀と古帳に見ゆ。

一疋田鶴匠仲間十六座此運上として一ヶ年に鮎鮎四十曲物差上、御獻上並御音物御用鮎の内を仲の四十曲を引落餘分は御買上に成、一曲に付代銀貳匁宛被下、若し運上四十曲御用に無之年は未進に致置御用之節指上候御家中用は一曲に付貳匁五分で並賣は一曲に付參匁宛之定也次に敦賀灣一帶の漁業に就ては往古よりの持であつて、今日の所謂、漁業權のように區域を定めて漁獲を許してゐたものであらうが、それと同時に、次のような役儀を勤めてゐたものである。これに就て氣比宮社中より差出された書狀がある。

一當社御繁昌之時分は志もてかうてと申役儀之御肴御所辻子唐仁橋より指上申候得共其儀中絶仕其以後三四十年以來はおくまの魚と申獵師共四季に取申肴網おろし繩はじめに爲祈念あかもの、かれい、みょうけつ、鯖、鯛、小鯛、船一艘に貳疋宛其時々魚社中旦那付に到來仕

候

寛文五年己六月廿七日

氣比宮一社中

都筑五郎兵衛様

縣三郎右衛門様

打宅伊兵衛様

これは氣比神宮へ毎年網おろしの節祈念の爲め漁獲の初物を役儀として差出したものである。同じやうな役儀はこの外に天神社にもあつた。

御尋ねに付申上候覺

一當社天神は敦賀始りの氏神にて御座候、然る處に御所辻子唐仁橋獵師共町繁昌より、いくはく（幾許）以前の獵師にて御座候、依而其時々の獵初に赤物、みようけつ、已餘魚、きすこ、鯛、小鯛其外何によらず網繩はじめに舟一艘に魚一掛宛私先祖より受納仕候惣て兩濱獵師の儀は昔より當社にゑびす勸上仕置祭禮の山にも今以ゑびすを乗公事なしに一番山に相極り申候其例を以何方にて獵仕候ても誰今迄障り申儀不及承候

寛文五年己六月廿七日

天神 神主 孫 太夫

これは素より敬神の心より出でたもので、藩より強制的に取り立てた諸役とはその趣を異にしてゐること勿論である。

以上は敦賀に於ける重要な仕事に對する諸役或は役儀であるが、この外に日々の持人に對しても漏す所なくその分に應じた課役があつた。

一大工は何十人有之ても一ヶ年一人の役十五人宛也

右惣高之内にて毎年氣比、常宮兩社へ貳人分の役大工頭兩人に貳人分の役、同月行司に貳人分の役、都合六人分の役、工數九十工被下右引残りを役大工に遣候、役大工御用に遣候得者一日一人に飯米壹升五合ヅ、被下候得共此米を不請取差置其年御用少く役残り未進に成候得者右之飯米共壹升五合を半役に立候、例へば役大工一人遣得者候右之飯米共壹人半役、貳人遣候得者三人、役に立つ是は其年の役残り候へは翌年に持越未進に成候（下略）

大體右のやうな方法で渡世仕事に應じて役を課してゐたもので敦賀町、及び郷兩方面では大工役と同じよう大鋸役、木挽役、丁持役、平持役、髮結役、桶屋籠屋役、左官石垣築役、日者役、檜物屋役ありそれぞれの仕事を勞役せしめたものである。

然るに勞役は年に依つて過剰する場合即ち未進の事が往々あるので勞役で身體を縛る代りに

金錢を納めしめて之れに替へるものもあつた。此の便法が諸役銀であり、米で納めるものを諸役米と謂ふたのである。

敦賀に於ける役銀役米の種類とその性質を擧げると左之通りである。

諸役銀米

一 銀六拾七匁壹分貳厘

此銀種月取立
翌年正月廿四、五日納之

陸月役

内

三 拾 匁

金ヶ辻子町

貳匁六分貳厘

庄 町

三 拾 匁

紺屋 役 紺屋仲間より納之

右は武藤助十郎當所支配之時分正月助十郎家來庄町金ヶ辻子町を通候節町之者不調法致し上下着物共に泥付候を立腹致し謠言仕有合候上下着物を被せ遣候

右過料として其後衣類代取申候に付紺屋仲間並に右之兩町の役銀と成相立候由四匁五分

はばき役(はばきとは蒲の葉をあみて作りたる脚絆で獵師百性など穿いたもの)是はがまはばき仕り商賣致候

役銀に納之、是も正月に初まり申候故陸月役之内に加はり候由、此役銀は高島屋幸右衛門、

松前屋治右衛門、岐阜屋六兵衛、天屋彌三右衛門、河瀬四郎右衛門、加賀屋吉兵衛、天屋五兵衛、三日市利兵衛、濱島寺善右衛門、御影堂前善太郎以上十人にて納之、古來より銘々家に附來りたる役銀之由。

一 銀三百五十匁

上納右同斷

紙 屋 役

是は紙屋仲間より納之始まり不知。但し此役銀半分は本座七人半分は新座廿一より納之、然共本座は紙漉を止候得ば人數減す

一 銀 拾 三 匁

上納右同斷

登 り 肴 役

是は浮買仲間より納之、越前中納言秀康卿御在京之時分浮仲間より御用肴として登せ候を代銀に被直候由又一説には浮買仲間之者生肴商賣仕候冥加銀に上ヶ來候昔は上ヶ肴役と申候を何時の頃よりか登り肴役と名付候由。

一 銀六百拾八匁

上納右同斷

油 役

是は油屋仲間より納之、始り不知、

(中略)

一 銀三百貳拾匁

上納右同斷

兩 濱 肴 役

是は川向唐仁橋御所辻子獵師共納之、越前少將忠直卿御領の時始る。

一銀六百六拾七匁五分 上納右同斷 室 役

是は町中糶屋仲間より納之、三宅彦右衛門取立納之。

一銀壹貫貳百匁 七月廿四日借頭取集め納之 馬 借 役

是は上下の荷物附候役銀に馬借之者百七拾貳人より納之黃門秀康卿御領の時始る。(中略)

一銀 六百匁 極月末取立正月廿四日町目にて納之 轆 轆 役

是はろくろや惣右衛門納之。忠直公御代圍船上げ下し轆轆にて致し候へば手間不懸船主の

爲にも宜敷候右之通り運上差上げ壹人にて船上げ下し相初め度之旨相願ひ究る。(中略)

此外生物役、尾越鳥札役、田方鳥札役、春秋山札役、米仲役、茶仲役、鐵役等同様の方法

にて役銀を納めてゐたものである。次に銀の代りに米を以つて納めた所謂役米に就て見る

に

一米六拾七石貳斗三升壹合九才 町 成 米

但此米十月之駄別米直段を以て銀にて年内取立翌正月納之。

内

五拾五石壹斗九合三勺壹才 夫、米、

此内譯

拾三石壹斗貳升八合七勺壹才 庄 町

三貳六石六斗三升三合七勺 金ヶ辻子町

四石九斗五升五勺 西濱町ノ内

三斗九升六合四勺 同町袋屋庄右衛門

右は蜂谷出羽守領地之時勢州松坂出陣之節鳥之郷百姓共に夫役申付候時分庄町金ヶ辻子町之者共其頃崎之郷百姓地に居候に付夫役言ひ付候處斷り申候故差許し歸陣之後夫役を米に直し立候様に申付候これ此夫米の始也

其後庄町金ヶ辻子町へ居所を替候得共先規之夫米を相立町並之夫役は不動半役を勤之。右之貳町の内より西濱町へ出候得共銘々家に付候夫米故今以如右出之、西濱分は其仲間當番者之其外は町肝煎之者年内取立翌月廿日過納之、

(註。此夫米上納申候町人共段々及困窮何ヶ年宛年々申不納多成候依之元來町人として夫米出候儀有間敷事故古來のわけ相尋ね候得者、往古戰國之時は不及言其以後迄も右の夫米

を出し候故戰場への夫に不申取事を重寶に存じ人々夫米附の家屋敷を望み又は掣引出等にも右之夫米上納を娘に添遣し候程之儀にて有之たるも其後靜謐之世に成戰場へ夫に被連候儀も無之、只今にては地子の外に此夫米上納之儀甚だ迷惑申様に成候儀之由申傳へ左も可有事故爰に記之。

夫とは軍役徵用の如きもので戰時中はかゝる夫役があり、これが夫米の納入によつて免除されたのであらう。一種の徵用免れに夫米付の家屋敷がられ掣引出物にまで利用されたものと見へる。

この外役米として河野屋座より毎年上納の鰯貳百本代を米に直して納めたり、兩濱獵師達が北ノ庄へ差上げた肴の代りに米を以てした。これを肴役米と稱したがかゝる役米もあつたのである。

その二 敦賀國産の發達

徳川中期に入りて日本の經濟組織が徳川幕政の鎖國政策と天下太平の標語下に、昔の武士は刀にかけて他國を奪ふを名譽としたが、今は天下靜謐の折柄、刀を無暗に振り廻すわけにはゆ

かぬ、然も桃山時代以來の重金政策は徳川時代となつて一起一伏はあつても鎌倉時代のような經濟組織に返すべくもない、否、町人の蓄財は平和主義の家康時代になつて益々力がつき、反對に士は「武士は食はねど高楊子」と云つた風に位置顛倒し士農工商は時代思潮とは謂ひ乍ら逆の立場に置れるやうになつた。そこに諸大名は眼覺めて、これではいかぬと商人の上前をはねることを考へ出した、これが所謂藩内「國産」の奨励となつたのである。尾張の瀬戸焼、加賀の九谷焼、徳島の藍、松浦の海産物、松前の昆布などそれであり、更に土佐の高知藩では國産方を置いて樟腦、紙、鯉節などを出して大に藩内の經濟力培養に力を注いだものである。敦賀に於ても所謂國産に該當する諸産業ありて藩の保護奨励を受けて發達し、これが亦藩の財政に大なる寄與をなしたもので、その内特に盛大を極めたものは往古よりの歴史を有する鹽を始め、紙、繩苴、石灰等で、これらが國産と稱せられて藩が力を入れ出してから如何に變轉したものであらうか以下その内情について述べて見やう。

◎鹽

往昔、田結、赤崎、鞠山等、東浦一帶を鹽釜の名を以て呼ばれ製鹽地として古い記録もあるがいつの頃にか西浦の方にも鹽を焼く釜が作られ、更に泉の濱にも出來た。

「今度しほ納所御あらためなさるべき由爲御意御兩人被成御越かたく被仰候間毎年納所仕候分別指出仕進上申候、

一右帳面の外には一粒かくし無御座候事

一鹽はかり口の次第只今懸御目候如くにて御座候、是亦少しも虚言無御座候事

一しほ升之次第上可申毎年はかり申候、則ち御代敷より被成御出毎年計り申候升上申候事

一はま地子米是も一粒かくしなく書付申候、

右の次第違御座候はゞいかやうにも可被成御成敗候、

慶長二年二月 ひがしのかは江良

刀 根 (花押)

左 近 (花押)

河上半左衛門尉殿

參

江良の刀根、左近兩家は往古敦賀の町の始められし以前から由緒ある家柄で代々慶長の頃も東浦の鹽釜元を續けてゐたものである。

西浦の方では

太神宮政所下

手ノ浦鹽釜之事

右件鹽釜日向浦中太郎太夫 於御公事者 以伍解之鹽可致沙汰合申之上者無懈怠可令勤仕之

狀如件

文保二年三月九日

執當 前若狹守

角鹿朝臣 (花押)

文保二年は後醍醐天皇の御時代であるから西浦にもこのやうに相當古い歴史があるわけである。この兩文書は孰れも氣比社領時代の鹽年貢の記録である。鹽は一朝事ある場合にも平時にも領民に欠くべからざるものであり、更に近海漁獲の鹽引に當時已に需要多かりしものであつたから、若狹藩政となつても第一にこれに着目したのである。慶安以後の小濱藩及び鞠山藩の領内鹽濱とその鹽高を見ると左の如きものであり今にして想へば盛大なものであつた。

一小濱藩 浦底、色ヶ濱、常宮、杏ノ浦、手ノ浦、繩間浦、名子浦、二村浦、泉村の九ヶ所で

その生産高は

慶安四年より寛文十一年迄 八八八俵（一俵六斗八）

延寶元年より同 七年迄 八五〇俵

同 八年 八〇二俵

天和元年 七七六俵

天和二年 六一八俵

享保九年 五六〇俵

一鞠山藩 鞠山、田結浦、赤崎浦、五幡浦、舉野浦、阿曾浦、杉津浦、横濱浦、大比田浦、元

比田浦、江良浦

の十一ヶ所、その生産高は

慶安四年より寛文十一年迄 三、二五三俵

寛文十二年 三、〇六三俵

延寶元年より同 七年迄 三、〇三六俵

同 八年 二、九四一俵

天和元年 二、七九二俵
同 二年 二、五一五俵
同 三年 二、五二六俵

流石に本場丈けにその生産も多い。従つて藩の財源となる鹽年貢も相當高に上り後には銀納を許して打宅氏之を取扱つた。

その鹽高（年貢）と釜數を見るに、

小濱藩では

鹽釜屋 鹽 高

一名子 三軒 四十八俵

一常宮 二軒 三十六俵

一繩間 五軒 七十九俵

一杳浦 五軒 七十九俵

一手浦 四軒 五十九俵

一色濱 四軒 七十七俵

一浦底	三軒	七十三俵
一泉	なし	百三十七俵
一二村	なし	十二俵

泉、二村には其頃入船次第に増し船圍場となりしが爲め鹽釜は廢したものか、但し鹽年貢は船圍賃を以つて銀納したものであらう、

以上のやうに兩浦かけて製鹽の業盛大であつた。尙鹽田の手入れ、保護については常に注意を拂つてゐたものと見へ

「敦賀郡鹽荒に付一作覺」に

左京亮様(鞠山藩主)御分

一鹽六十二俵四斗	田結浦
一同五俵二斗六升八合	杉津浦
一同四十二俵三斗六升	横濱浦
一同六俵	元比田浦

右は元祿十六年未より荒濱二十年余御年貢鹽相辨候に付吟味之上當未之年より一作引に御用

捨被成候 以上

享保十二丁未九月

と記されてある。

鹽田保護の方法に就ては毎年春鹽濱普請とて兩濱に石垣、埋坪の手入れをなしたのであるが西浦は早春海上日和惡敷爲め三月中頃宗門改めに出張と同時にこれをなしたのである。

敦賀町では毎年製鹽時期が來ると宮内町の正藏寺で初納の日を定め、大體十月中に年貢を完納させて鹽藏に本家分家と分けて積入れた。

その頃の鹽問屋には

綱千屋仁兵衛、口入長三郎、久三郎、三郎左衛門、甚九郎などがあり月何回か入札によつて買取り江州其他へ販賣してゐたものである。

一御藏鹽 來る十月四日開札 代銀十一月廿四日上納

右の通入札拂被仰出候間町内被相觸望之者有之候は、來る四日早朝白崎方へ入札可被成候

町奉行

次に泉村と二村では前記の通り船圍場として上納してゐたので鹽濱は年々踏れ後には全々な

くなつて仕舞つたものであらうが、泉濱に於ける船圍ひの状況を見ると鹽釜どころではなさうである。

泉村圍船數(享保十年)

一、二百石積以上之船	八艘
一、三百石	五艘
一、四百石	二艘
一、五百石	三艘
一、六百石	二艘
一、七百石より十石積迄	六艘
計 船數	二十六艘

更に翌年は三十六艘に増加して泉の濱丈けでは圍ひきれなくなり二村、名子の濱にこ及んだものである。

かゝる状況で泉、二村、はいつとはなしに全く衰へたが東浦、西浦の大部分は明治初年迄つゞいたが明治十八年の郡内鹽田状況によると、田結、赤崎、五幡の三ヶ所のみとなり竈數も十

二ヶ所に減じ生産總高四百八十五石となり、その後汽車汽船の發達によつて播州赤穂、三田尻、尾ノ道等の鹽が移入さるやこの業は後を斷つに至つた。

◎石 灰

一 札 之 事

一此度於濱地石灰圍場相建候に付火之本用心之儀は素より御上様被爲仰付候通隨分嚴敷念入相守可申候且亦濱地之儀は入船諸荷物上場所並運送等之儀自古來の振合も御座候へば此度右場所相構へ候に付諸荷物取揃に指支之儀一切仕問敷候其外紛敷儀猶亦喧嘩口論等諸事我意を以相働申問敷候

文政三年二月

本人	近江屋作平
受人	鹽屋仁兵衛
同	油屋長右衛門
同	木綿屋孫八

船 町

肝煎 傳三郎殿

これは文政年間、當時酒井家より許しを受けて石灰問屋を始めてゐた近江屋作平（喜多村氏）が船町濱に石灰揚場を造つた時の一札で、喜多村氏は代々藩より敦賀に於ける木炭の販賣について免許を受けてゐた關係上、石灰電用の木炭を赤崎、鞠山の電元へ納めてゐたが何時とはなしに石灰の製造にも乗り出すこととなり、原石山入手に付藩に對して何百兩かの金を納めて採掘の権利を得たものである。尙石灰製造に就て敦賀では寶曆の初、泉村奥本氏の先祖が附近山麓の石灰石層に着眼し杉著川上某より製法を習ひ來り村内に竈を築いて製造に着手せるを嚆矢と謂はれてゐる。當時は主として壁又は漆喰用として僅少の供給に過ぎなかつたが天保年間に至つて肥料用として需要を喚ぶに至り加賀地方へ大量に移出され、こゝに藩に於てもこれを奨勵したので急激に製造は増加したものである。

天明二年郷方奉行の日記に

石灰運上

泉村 十五俵

刀根 五俵

杉著 五俵

とあり、泉村は最も盛大であつた。

其間これが販路擴張については當時一般農家は石灰使用につき危懼の念を抱く者が多くあつたので泉村灰屋はその啓蒙に苦心を拂つたもので特に錢屋五兵衛の失脚の因をなした北潟湖埋立に反對のあまり一部の苦肉の策として用ひられたといはれる石灰の悪用は、農家を迷はし一時その販路も杜絶するに至つたが、泉村業者の熱心はこれを克服して發展の一路を辿り今日に及んでゐるのである。その時の功勞者として三辻、奥本、稻垣、宇野、中道氏等の先々代がそれそれ一役買つて努力したこと、今も語り草として残されてゐる。

◎繩 蕙

御 觸 書

一自當所在中差出候繩蕙之儀已前は松前表、店方より問屋共へ申來り問屋共より郡中へ誂へ船手へ差出事に候處近來素人商人共猥に買入れ問屋共を差置小宿等にて取組致し船手へ直賣等致し中には新田口、射場口等へ出買致候者も有之哉に相聞へ、一體繩蕙に不限諸品共問屋共を指置直に船手へ差出候儀は不相成津法第一之儀に候處近來猥に相成候處より問屋共の注文

次第に減少候儀に湊不繁榮之基にて甚如何（遺憾）之事に候間以來右様船手へ直賣致對談候儀屹度不相成候間相心得可申候縱令素人商人共見込有之繩苧致買入候共船手へ賣付候儀は問屋共を差置直に賣買不相成候間左様相心得可申候（下略）

子 三 月

町 奉 行

これを以つて見るに當時國産繩苧は松前荷として問屋扱ひの主要なるもので藩としてもその取引に統制を加へて問屋を擁護し問屋の上納金によつて藩財政を豊かにする方法をとつたものと察し得ると同時に湊の繁昌についても不斷に注意怠りなかつたことを示すものである。

繩苧の起源については「敦賀貿易史稿」によると寛永二十年頃と謂ひ、それ以來生産ありしものとされてゐるが移出の記録に現はれたるは船町問屋の丸屋半助が元祿十五年に杳見村に二百七八十束の苧を注文して移出を計つた頃がその最初のものであらうとされてゐる。爾來文久年間松前貿易機關として敦賀に函館會所が設けられてからはその移出は増大しこゝに繩苧専門の問屋が発生するに至つた。幕府では松前開拓用品仕入の爲め文化年間から繩苧の移出について船手配をなし次の如き船割をしてゐたのである。

一 御用御仕入繩苧船割

一、千 四 石 積	歡 厚 丸
一、千二百五十石積	辰 久 丸
一、千三百石積	貞 實 丸
一、千 石 積	昌 德 丸
一、千 石 積	厚 德 丸
一、七百石積	安 泰 丸
一、七百石積	仲 吉 丸
一、千四百五十石積	彦 久 丸

素よりかゝる大量の船腹は繩苧のみ輸送する爲めではなく一般松前漁場開拓向日用品の積送にも用ひられたことは當然であるが然もその主要品として繩苧が積まれたことは、文化四年函館御用聞中より敦賀館屋、綱屋兩御用達に對し左之書狀あり、以つてその真相を明かにすることが出来る。

「上略、繩苧例年之通御注文有之候はゞ出來兼可申哉之儀御尤に承知仕候直段等引上其上出來兼可申御様子にて候はゞ早便を以被仰下候様致度東海道筋關東筋も相當の作に相聞候

間例年相廻候神奈川葦餘慶にも可被仰付とも被存候云々」
とありこれに對し

「上略、其後被付候當冬繩葦類出來方不足直段等も高値に相成候は、其段早速以使申上候様被仰下猶亦例年御廻被遊候神奈川葦餘慶にも可被仰付旨被仰下候に付其後早速貴殿申上候相場御披見被爲成下奉存候其砌申上候通り出來方何れも不足にて御座候得共大體例年御注文高なれば随分出精念入可仕候」(下略)

とて敦賀郡丈けでは出來方不足にて應じ切れず遠く神奈川迄手を伸ばしてゐたものであるから例年注文の數量の莫大なることも推知し得るであらう。かゝる大量取引を藩に於て見逃す道理はない。

定書

一御國産繩葦始め諸國下り物之儀は客前仕切表壹歩口錢嚴重に可申請條去る成年相改め候處尙亦此度御上様より小商人共船手へ直買之儀屹度不相成旨御觸書を以て被爲仰付候に付仲間一統にも右不法の取引等無之様吟味可申候事

文久四年子三月

船手問屋中

このやうな定書を出させて取引の進歩を計つたものである。函館會所からの文化四年の繩葦、葦製品の注文高を見るに

- 一 葦 二千束 繩 共
- 一 太間 繩 七百丸
- 一 中間 繩 千四百丸
- 一 上 葦 八千束
- 一 中 葦 一萬六百束
- 一 草 履 一萬六千足
- 一 草 五萬八千足

とある。これによつてその注文數量の一般が窺はれる。其後藩政解體してからも敦賀の繩葦業者の向上發展は眼覺しく(後章參照)敦賀港重要移出品としてその聲價を今に留めてゐるものである。

◎紙

敦賀の紙については前章紙屋町の條に述べた通り古き歴史を有するものであるが藩政時代に

入りても尙盛大を續け、享保十一年には

「關東より御用紙被仰付其後八十一年を経て文化四年七月被仰付御用紙十枚厚き事如板、京都西奉行所牧野大和守殿内直壁辰右衛門、同某の兩人下向川ノ上（御手洗川の堀割）に役所を建て數日逗留漉上ヶ後紙屋又兵衛（中川佐太郎氏祖）西奉行所へ持參す西奉行與力五人立合にて被請取」

即ち江戸幕府にもその初期時代は御用に應じてゐたこと、文化之頃は京の西陣織物の箔下として毎年多大の需要があり、京都西町奉行所から役人が出張し來つて漉上げの状態を視察し且つ注文を命じたものと思はれる。

國産とし藩に於ても獎勵し、藩主が敦賀へ入部の時は御陣屋にて漉上げの實況を一覽するこゝとを例としたもの、寛文十年の紙屋役銀（營業稅）は三百五十目を納め本座七人、新座二十一人とあり、就中

本座、とりのこや久兵衛（桑原氏）

紙屋 又兵衛（中川氏）

紙屋 佐兵衛（同）

が最も有力であつた。

藩札用紙は紙佐、紙又の製造にかゝり幕末大量に生産されたものであつたが、維新と同時に不況に陥入り西南役後の西陣大不景氣に禍ひせられて間もなく烏子紙の永い歴史の幕を閉づるに至つた。

今は只紙屋町の名と、御手洗川の一部當時の晒場を残すのみである。

蠟

蠟及び蠟燭は古來より敦賀物産の一として相當盛大に製造販賣をしてゐたが松前貿易開始以來は更に彼地の大需要によつて發展の度を早めた。藩では國産としてその原料たる山漆の木の栽培を獎勵する所あり、寛文四年五月打宅伊兵衛より左の如き報告を町奉行所へ出してゐる。

「山漆之種蒔申山者はる山に而は無御座候間百姓少しも痛には不能成候、日頃山はせの木にて染物致候とて百姓共町へ持出僅かの代にて賣申候、其上にて薪にも仕候惣而蠟に緋め申山漆の實は夏の土用に取り申事に御座候得者最早近々に罷成申候條伐る事自今以後堅く御法度に被仰付可然奉存候

里蠟之儀者先年より度々種ふせ申候得共終に生え不申候處に此度承り候へば事之外秘事御

座候由右越後衆被申候間是も巧者成もの呼寄せ種をふせさせ可申候間生之申候は、六七年目に蠟もはせも取りて上げ可申候然者其御地にも爲御植被成御當地も御茶屋廻り其外野山を見立植可然奉存候、御意次第種ふせ申前に越後へ申遣種取寄ひ可申候一

山漆から蠟を取る事の簡單にして有望なること、種蒔について相當の巧者を要し、それが爲め當時本場であつた越後から種子と共にその巧者の人を呼寄せ、差當り小濱と敦賀の御陣屋附近に植ゑることを進言し更に、

「里蠟漆何程何程出来仕候共不殘賣立其銀高を拾分の壹宛此儀知らせ申者に毎年配分取らせ申定に御座候、相殘る九分之内にて里蠟締め申請入用並はせかき申者雇申給分以下相拂其殘る利分三分の二指上可申候三分の一宛者私に毎年被爲掛御意に可被下候隨分上々作仕候様に可仕候、即後々迄配當の仕立勘定右山蠟同事。

右之通相調候得者御爲第一にて百姓も存之外の價を取り悦可申候私儀は尙以て末々迄得徳用申事に候故四五ヶ年以前より心掛、此度可然儀と承届候に付書付を以て申上候。

斯様に取立申上萬一余仁（餘人）のもの御徳分之増可致御請など、望候共賣人も被召加へ候得者秋御忠節申上候處其詮罷成外聞實儀共に迷惑に奉存候間至末代而も蠟漆之儀誰人御

訴訟仕候共御取上げ不被爲成候様に以御相談御披露可仰に御座候 以上」

と利用厚生の途を縷々述べて國産蠟の生産についてその利益の多きことを訴へてゐるのであるがこれによつて、蠟並に蠟燭の初められた當初の事情が解る。

かくて追々近郷に植ゑられたものと見へ

一 櫛林次右衛門關、市野々之内貳反に里漆之實五俵ふせ申候但五斗入

一同 四斗入十俵小濱へ遣し越後彌右衛門 二郎太郎持參申候。

一同 井川村之内荒地へふせ申間敷、

寛文四年己ノ七月

とあり、その結果

寛文辰年山漆之實

一 高拾七俵四斗八升八合 但五斗入

小濱敦賀兩所之分

此締立

一 拾五貫三百五十匁

一 一番 蠟

一貳貫八百八拾匁

二番蠟

計拾八貫二百三十匁

内

拾六貫九百八十八匁

蠟燭大小三百七十五挺掛

これ丈の蠟燭を作り小濱へ御試の爲めとして残したと書かれてある。

幕末から明治末葉迄敦賀蠟燭の製造極めて盛んであり有力なる蠟燭屋十數軒を數へてゐたことは記憶に新たなる處で東町の玉屋、表町の高田屋、濱島寺の治郎兵衛などその重なるものであつた。

特に松前貿易盛んなりし文久年間の生産高はその移出高の多きに徴しても知り得るのであるがこれ寛文年間打宅氏提案の賚であり藩主又國産として保護獎勵を加へた結果である。寛文四年九月敦賀郡内至る所山漆栽培せられたので左之場所に制札を建て、その増産を獎勵したものであつた。

制札の立てられた場所は

大比田、葉原、赤崎、舞崎、中村、道ノ口、疋田、杉著、麻生口、久文名、金山、櫛川、今

濱、常宮、駄口、で殆んど郡内隈なく行渡つてゐたものである。

その三 箱館會所及び長崎會所のこと

敦賀と蝦夷松前との交易は徳川初期に於て已に若干の取引を行ひ船舶の往來もあつたがそれ以來、年を趁ふて發達し寛文以後は更に松前物の入津増加し、松前、福山、江差など各地の發展と共に年々の移出高も増大した。

降つて享保二年蝦夷奉行を箱館奉行と改め幕府は東蝦夷地を松前章廣より取り上げて直轄領としてその開拓に意を用ふる頃には一段と出産が多くなり内地諸港との交易が進んで來た。爾來文化文政を経て萬延まで四五十年間に松前貿易は重要な經濟的地位を占むるに至つた。そこで文久二年に至つて箱館會所なるものを設けて松前物の販賣について一手に扱はしむる方法を採ることとなり、その本部を松前愛宕町に置いて全國主要都市江戸、大阪、京、兵庫、境、下關、新潟、敦賀の八ヶ所に會所を設置したのである。敦賀は文久二年、京は文久三年から開かれたが敦賀の用達として西岡林助（飴屋）山本朝之助（網屋）が任命せられ、外に箱館奉行所支配下役板倉正二郎外一名が中ノ橋角（みなと屋跡）に役宅を設けその監督をなしてゐたの

である。所屬倉庫四棟は舟町に在った。

「此度箱館御奉行御支配御役人御出賀被成御達有之候に付則別紙通問屋共へ申談候間爲心得此段相觸候」

文久二年戊二月

町奉行

以上はその決定と同時に町中に觸れたもの。更に

問屋一統へ

「箱館御奉行御支配御役御出賀有之此度蝦夷地産物御取扱に付當所に産物御會所御取建に相成於御會所御賣捌方御取扱被成候段御達有之候間左様御心得可申候右に付彌以致大切聊も不正之儀無之正路に取扱可申候若不正之儀有之候は、遂吟味急度可申付候此段申談候」

戊二月十六日

これは敦賀の問屋に對する通達であつて同時に取引に付豫め注意してゐるのである。この會所の目的とする所はどこに在るか、これに就て箱館御用達産物方元締であつた杉浦嘉七の上申書がよくこれを説明してゐるので爰に引用して見る。

一箱館並に江戸大阪御産物會所御取建之儀は箱館入津の異人商船等打交り繫泊致候儀に付萬一

密貿易等より自然如何之事出來申問敷共難差極候事御取締之爲めには箱館並に東西蝦夷地御取開き人民救助相成候譯合を以て御開相成候右御趣意を相辨へ元仕入金差出候御有志之者追々手廣に相成當時境、敦賀表御會所御取建候に就而元仕入金高多分に出金相成右代り荷物は迄東蝦夷地請負人其外箱館在々漁業渡世之者へ夫々御貸附金に相成候」

とあつて、その蝦夷地開發の幕府の方針を語り、異人即ちロシア人との毛皮其他の密貿易について警戒し、元仕入金とて内地用達商人達の漁場投資金の運用方法を説いてゐるもので、この元仕入金は一旦幕府は會所用達より借入れ更にこれを漁場請負人に貸付けたものである。そこでこの經營については幕府直營場所として販賣について統制のとれた機關即ち會所を設けて悪徳商人の介在を許さぬようにせないと元仕入方も引合はぬ事となり出産も少くなり自然、各漁場の開發も進行せぬと云ふ點を強調したものである。

「(中略)敦賀表へ御會所御取建に相成候に付明年より夫々荷物差向方手配仕度候就而是迄より石高多く買集め爲相登不申候ては無詮候、據而荷物取集方工夫致し愚考仕候には西蝦夷地の内「オタルナイ」御場所之儀は是迄江州より松前へ出張罷在候惠美須屋半兵衛へ私領中より請負被仰付御領と相成候爾來御開拓之御趣意に隨ひ引越永住之者も多人數押移

り内地同様家も建並び誠に以て賑々敷相成候從而漁業も彌増し厚漁之土地柄に相成年々六七萬石之石高と相成候」

敦賀へ會所を設けたが、差出す荷物が少くは折角の機關も無意味になるのでオタルナイ方面を江州より移住の者に開拓させた所、豫期以上の好成績を挙げ漁場の活況を呈してゐることを述べたのである。

「右場所仕法之儀は出稼と稱し場所之内銘々切場所借受け漁業仕候儀にて請負人方にて一手に手配仕候儀にも無之出稼之者取揚荷物より二八と唱漁役取建請負人方にては場所之内漁業便宜敷數ヶ所のみ手配罷在候處近年出稼之者追々相増漁に付多人數之内には惡敷輩も有之請負人より仕込受候者も取揚荷物相隠し二八荷物は勿論元仕入金方へ可相納荷物内々にて船手へ賣渡候者多分有之候」

出稼根性は何時の時代にもありしものと見へる。この惡敷輩を取締る仕法として幕府直營を勧めたものである。

「左候上は御場所之儀は大阪、江戸、敦賀、境元仕入之持場所と相心得、場所居合の番人並に永住引越の者取揚荷物請負人仕來候通仕込致候出產荷物上納爲致候は、年々六七萬石

の出產荷物に相成候儀相違有之間敷且つ場所々々御取締も相付き諸方會所御取建之御趣意をも相貫き有志之者共（元仕入）方より多分の出金有之候共代り荷物手配方聊か差支無之是迄御買入に相成候直段とも違ひ手取同様に荷物場所表にて御買入に相成候故直段等も下値に出來船々廻し方都合宜敷奉存候何卒格別之御賢察を以て「オタルナイ」御場所御直場に相成様右一ヶ所御買取開御仕法相立候上は「イシカリ」御場所之候も隣場所の儀に候間儘に手配仕り是迄之御損分理方工夫仕り御上様にも御苦勞筋不相成様、双方永續仕法取行ひ申度奉存候」

以上は現地の報告とその仕法とその仕法意見の大様である。これによつて解るやうに蝦夷地開拓には幕府も相當損失をなしその施策に頭を悩ましてゐたことであらう。そこで寛政十一年幕府は松前侯より東蝦夷地を取り上げて直轄領となし、その揚荷の賣捌所として江戸靈岸島に御用會所を設けたのである。蝦夷地方面並に幕府の方針は大略右之通りであつたが、箱館會所設置の敦賀外七ヶ所と蝦夷本場との關係は如何なる方法によつて結ばれてゐたか。

まづ御用達の出資、即ち元仕入の仕組みについて主要點を擧ぐるならば次の如くであつた。

一、元仕入金は會所へ入金可致事

一、元仕入金高に付ては江戸表差立の月より荷物着迄の月數一ヶ年五分以後十三ヶ月目より二歩増

一、下し金之儀は一ヶ年兩度秋仕入之分は六月晦日限、春仕入分は前年十月晦日限

一、元仕入荷物は重に敦賀湊へ相廻し多分に相成候節は泉州境へ相廻候。秋には江戸會所へ相廻し會所にて賣捌き代金爲替にて元々三人へ相渡可申候

一、敦賀並に境表へ御用金往復之候、京地より御掛與力より先觸れ差出、敦賀並に堺於會所は詰合より先觸れにて才領の者往復共差添候事

一、元仕入掛集め爲替差立入用等見込三井三郎助、烏田八郎右衛門、小野善助（孰れも京都爲替並に元仕入方御用達）相集高の壹歩方被下候事

一、元仕入荷物賣捌方之候は問屋、仲買其筋之者共直組入札に致し候得共取扱賣捌之者無之候ては不相成候に付敦賀表は西岡林助、山本朝之助取扱右會所へ當所（京元仕入方産物取扱人笹谷熊四郎外三人）申合賣捌可申、右手數五厘とす。

即ち敦賀御用達は京の元仕入方と産物取扱人の仲に立ち、元仕入金集金の壹分、賣捌きの五厘を手續として取つてゐたものである。

一、元仕入荷物、賣捌元金並に利分其他諸掛り物を引賣得金の内左之通り

五 割 御會所積立

但し明年元仕入金に相廻可申候

貳 割 元仕入金指出候者へ割下げ被下候積

壹 割 荷物賣捌方取扱京笹谷熊四郎、鍵屋徳四郎、富田屋宗助へ被下候積

壹割五歩 爲替並に元仕入取扱元々三家へ被下候積

但し船手敷金等其他一時立替之儀も有之諸失費不少候に付被下候積

五 步 元仕入世話致候者會所手代其他骨折候者へも御手當被下候積

會所の仕組と計算の方法は大體このようであつて、これにより松前貿易の進展を來してゐたのである。同様に敦賀に於ても會所入荷のみでなく敦賀から移出される荷物も會所を通じて非常な數量に上り港の繁昌を招來してゐた。

文化三年、會所専屬の御用船九艘あり松前物下り荷、身欠、鯨、白子、昆布等を積みて敦賀に入津し復航荷として敦賀から積んだものは左之通り開拓に必要な物資が多かつた。然もその中には敦賀國産の釘、茶、紙、石灰、蠟燭、繩苴、蓼製品等大量にあり又敦賀國産の活況を

實に莫大なる數量と云はねばならぬ。この外には

一、サ ン 瓦	一、千坪分	一、松 皮 瓦	一、千坪分
一、紙 (太良)	一、二十貫目	一、石 爐	一、二十個
一、三朱引蠟燭	一、五十袋	一、柿 澁	一、五十挺 (三斗入)
一、太 間 繩	一、二百丸	一、中 間 繩	一、四百丸
一、上 蓮	一、千束	一、中 蓮	一、千六百束
一、日 野 椀	一、百五十人前	一、神教丸(賣藥)	一、四十帖
一、杓 子	一、百五十本	一、燈 心	一、二百匁
一、手 箒	一、百十本	一、竹 箒	一、百十本
一、三 寸 釘	一、二萬本	一、大 板 付 釘	一、五萬本
一、ノ シ 立 釘	一、五萬本	一、戸 作 釘	一、三萬本
一、中 奉 書	一、十帖	一、美 濃 紙	一、二貫目
一、秤 大 小	一、十七個	一、歌 ヶ 谷 茶	一、二百斤
一、梅漬(三斗入)	一、一樽	一、燈 心	一、二百目

推知し得る。

文化四年十二月二十日附

御用注文品

一、五 寸 釘	一、十五萬本	一、四 分 一 釘	一、一萬本
一、四 寸 釘	一、十五萬本	一、瓦 釘	一、一萬本
一、三 寸 釘	一、三十萬本	一、二 寸 手 違 鋸	一、千丁
一、並 三 寸	一、三十萬本	一、二 寸 五 分 目 鋸	一、五百丁
一、大 板 付	一、五十萬本	一、ア イ 鋸	一、三千本
一、小 板 付	一、五十萬本	一、鐵 平 鋸	一、三千本
一、ノ シ 立	一、五十萬本	一、同 ス リ 鋸	一、千五百本
一、間 ノ 物	一、二十萬本	一、輪 懸	一、三千本
一、戸 ハ キ	一、五十萬本	一、ヒ ヂ 坪	一、七百個
一、唐 突 鐵	一、五百個	一、鋸	一、千丁

以上 釘類其他金物 〆三百拾三萬六千七百本

一、草履	一萬六千足	一、政所茶	二百斤
一、藁箋	四百枚	一、竹皮笠	三百五十枚
一、吉野葛	九十袋	一、太良紙	四十貫目
一、チリ紙	五貫目	一、並茶	六百五十斤
一、山中椀	百五十人前	一、紋付日野椀	四百人前
一、蠟燭二十夕掛	千五百挺	一、同十夕掛	三千五百挺
一、蠟燭八夕掛	六千挺	一、同四夕掛	四千挺
一、小蠟燭	百八十袋	一、梅干	百二十樽

(敦賀貿易史稿)

以上の商品別に就て仔細に點檢するならば、敦賀下り荷の盛大さを想像し得ると共に蝦夷地開拓事業の大なりしことも容易に首肯出来るのである。

今、その開拓事業の状況を見るに文化文政の頃蝦夷地西南の一地域に限られしものが文久時代に入りては開拓請負人を差置きたる場所四十五ヶ所の多きに達し各漁場には歡樂場所も出来、當時蝦夷地探検者をしてその股賑振りに一驚を喫せしめたと言はれる位であつた。

然し乍らこの松前貿易についても早くより江州商人の進出眼覺しく已にその活動振りの一端は述べた所であるがその取引の大部分は江州商人の行ふもので敦賀は問屋手數に甘んじた傾向があつて未だ當時松前江差、福山の各城下に店を開いて江州商人と伍して乾坤一擲の大事業をなし遂げたる快活商人を見出し得なかつたことは遺憾千萬と謂はねばならぬ。然もこの會所も維新と共に



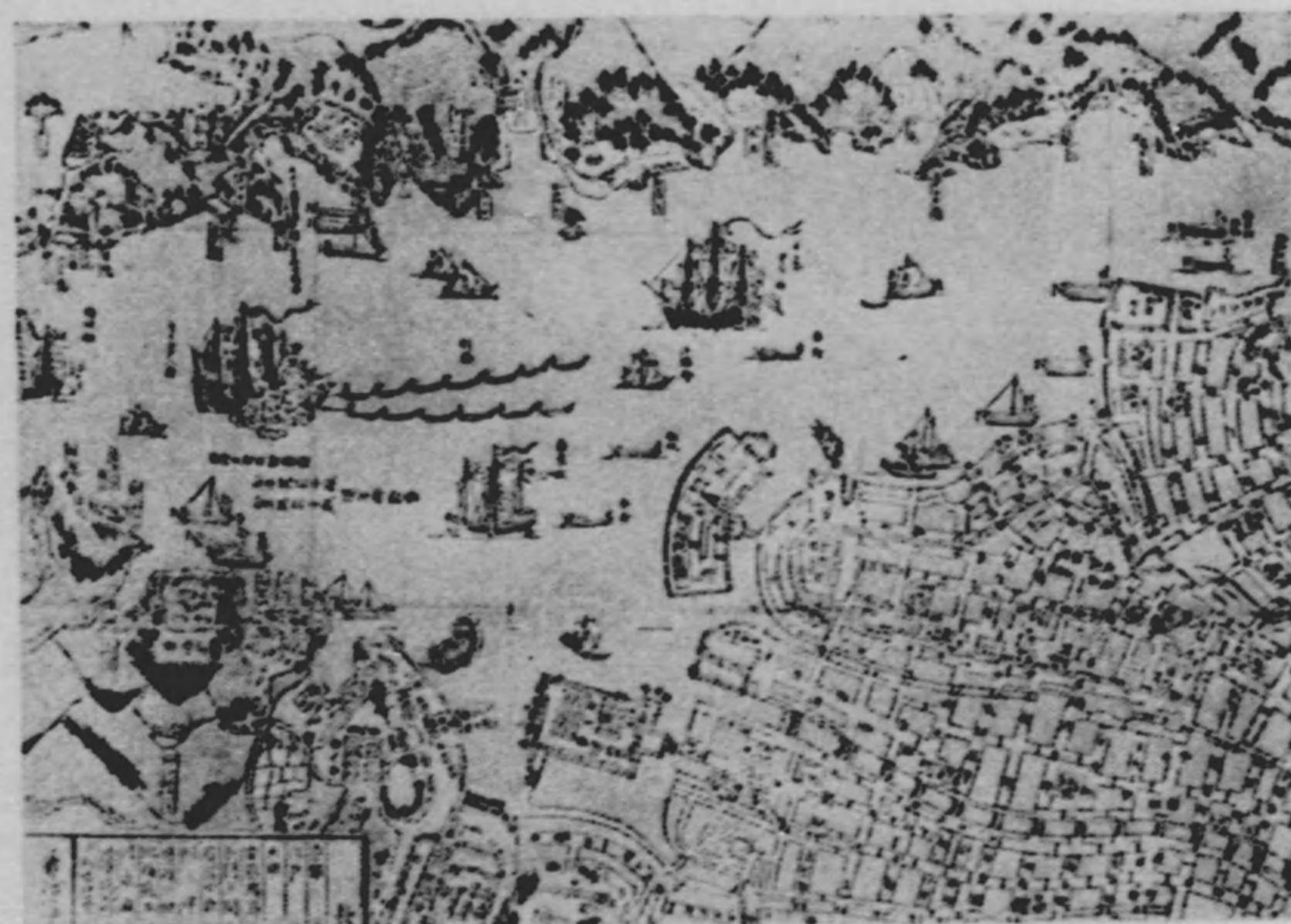
松前江差下城の圖 中國海岸に建ち並ぶ倉庫の屋敷也
近江商人の蹟帖より

に一變し明治元年軍務官に沒せられ、同五年二月廢止となつたのである。

續、長崎會所

の貿易の方法、機關に就ても松前貿易に於ける箱館會所と稍々その機構を異にしてゐるのである。今その沿革と貿易方法の大略を見るに、寛永年間の鎖國令發布以來長崎のみが外國船出入の唯一の港となり然もその貿易先を支那と和蘭との二國に限定し自余の諸國とは絶體に通商を許さぬ方針をとつた。然も尙當時幕府は和蘭とのみ正式に國交をなしゐたが支那は單に商船の往來を認めてゐたに過ぎなかつた。然るにその頃支那は貿易の傍ら密にキリスト教に關する書籍の輸出を企てゝゐたが偶々このことが幕府の知る所とすつた。そこで元祿元年に幕府は長崎に唐人屋敷なる一區域を設けその周圍を竹柵をもつて圍みこの内に支那商人を住はせ、貿易も從來の自由貿易を停止して長崎奉行の信牌を持參するものいみに之れを許すことゝした。

尙、唐貿易船にも福州船、南京船とその出港の地名を附し入港すれば番船、船改などをして監視せしめた。これ長崎會所貿易の初まりである。従つてその會所運營の方法も長崎奉行所を中心にした役人の商賣と謂はれた程窮屈千萬なものとなり、支那、和蘭から入津した貨物はまづ長崎奉行役人が「所望」と名付け金壹千兩を定額として買受けの優先権があり、役人達は入津貨物の内から最も利益の多いものを選んで買取りこれを大阪に送つて原價千兩のものを二千兩或は五千兩にも賣捌いたものである。而してその残りの商品を長崎商人が入札にて長崎會所よ



享和二年オランダ貿易唐貿易肥前長崎圖
中國中央島阿蘭陀屋舖 中國中央部下唐人及物葺屋敷

北に松前貿易興りて箱館會所によつて敦賀の商人活路を開いて進めば南に南蠻貿易の盛況あり敦賀亦海運に便なるを以つてこれに關係生じ長崎會所なるもの亦敦賀に設けられて異色ある商取引によつて敦賀商人の爲め萬丈の氣を吐いた。

尤も南蠻貿易は松前貿易とはその趣を異にし、純粹の外國貿易であり且つその發達の時代も相等古く、日本が元寇の役に大捷して商機大に動き朝鮮支那方面へ進んで交易に出掛けて以來、足利時代に入りて天龍寺船による通商となり更に信長、秀吉時代に於て接觸したる西歐諸國、南蠻諸國との飛躍的な交易の増大によつて日本商人の活動の新天地を拓いたもので、その規模も亦松前貿易の比ではなかつた。更にそ

り買取り、前同様大阪に送り更に内地諸國に販賣した。尙、會所から外商に賣る商品は支那、和蘭商人の希望を聽きその品種——串貝、煎海鼠、干鮑——を定め、各地方に設けた會所御用達商人の手により豫め長崎會所にこれを集めて置いて賣渡した。

敦賀に於ては寛延三年にこの御用達が設けられたが金ヶ辻子の角野七兵衛が命によつて請負方となり、煎海鼠、干鮑、鱸ヒレ等の集荷御用を勤めたのである。尤も角野七兵衛はその前年即ち寛延二年四月に同町池田治右衛門、中ノ橋町平山吉右衛門の二人と共に「數年來勝手向藩財政へ多額の献金をなし五人扶持と居屋敷一代切地子免除の恩典に浴す」る程の上り坂に在つたから藩主の口添へか何かでこの用達となつたのであらう。その後天明五年、此請負制を停止して會所直買に改められた時、再び其の支配を命せられ敦賀若狭二郡の支配を勤めたのである。今その時の觸状を見ると

一、於長崎唐船へ相渡候煎海鼠干鮑之儀諸國浦々にて相稼、長崎俵物請方之者買取來候處、出方（輸出）相増候爲右俵物請負人手之者共、於國々申談可買請段、寶曆十四年申年、明和二年、安永七戌年相觸候處、長崎俵物請負之者相止の煎海鼠、干鮑、鱸、昆布共長崎會所直買入申付候間其旨相心得彌々出増有之様無油斷可相稼候、勿論買入方之儀者是迄請負人共

買候値段積りを以て國々浦々に長崎會所役人仕入金持越し相對之上即銀拂に買入候筈に候」と布達之役人自ら現金を持參して直接に前値通り買取る方法まで講じてその收穫を多くするやう諭してゐる。更に

「右に付御請負役、會所役人相添浦々相廻候間其旨可相心得候、且又外商人躰にて浦々湊へ商賣物持越亦浦方之者相對にて煎海鼠干鮑等密買致候者も有之趣相聞へ候間以來右躰之儀於有之は其品取揚本人は不及申其所之役人名前等聞糺し申立候様云々」
とて請負人以外の買付を嚴禁し、その漁獲物の始末についても次のやうな制限を附したのである。

一、浦々有之國々領主より串煎海鼠、串貝之類獻上致來候分は獻上並に御残り之外餘分仕込不致、長崎會所役人へ賣渡候様可致候、萬石以下私領之分も浦方有之分は煎海鼠干鮑之類漁業相増候儀專一に可致候。且又御料所之儀是迄運上相納來候浦々は格別稼方相勤候新浦之分は運上之不及沙汰候。尤鱸、鱸之儀も先達而相觸候通り稼方可致出精候。
右之趣浦方有之國々御領者御代官、私領は領主地頭より可相觸候。

天明五年己二月

右之通り可被相觸候

若越 狹前

請負方

角野七兵衛

敦賀湊 清水(泉)浦

櫛川浦 名子浦

繩間浦 杏浦

手浦 色濱浦

浦底浦 白木浦

若狹三方郡

丹生浦 菅濱浦

坂尻浦 日向浦

小河浦 神子浦

常神浦 世久見浦

同 下中郡

小松原浦 西小川浦

宇久浦 阿納浦

賀尾浦 犬熊浦

志穂浦 矢代浦

田島浦

同 大飯郡

大島浦 犬缺浦 和田浦 神野浦

高濱浦 小黑飯浦 上瀬浦 日引浦

以上各浦々鮑、海鼠は長崎會所納めとして他所賣を封じ、鱧鱒、昆布等も請負方の手によつて會所へ納められてゐた。當時藩主の勢力絶大の折柄、この商品のみ長崎奉行の絶對權として若狹侯もこれに對して一言の容喙なきは如何なる理由なりや不明なるも、恐らく長崎會所の勢力が幕府を動かしてその勢力によりしものならん。即ち長崎會所の收入之莫大なる一例として擧げらるゝものに

「和蘭商會本方商賣の輸入品は稅率一割五分にて此額四萬五千兩、脇荷商賣の輸入品は稅率六割五分にて二萬七千兩、唐方商賣の輸入品は稅率六割にて三十六萬兩此外出島(唐人屋敷地)の借料五千八百八十兩、唐館の借料一萬六千兩、計四十五萬三千五百八十兩なり、(近世日本國民史、元祿享保中間時代)

會所の裕福察すべく、金の威力幕府をも動かしたる當然なるべし。尚、會所納めの數量金額等記録なければ示すに由ない次第であるが前記浦々の多きに見ても相當量の販賣をなてたものであらう。この長崎會所貿易は敦賀を中心とした浦々の漁獲物をも

つて爾來七八十年の間盛大に行はれたものであつたが幕末衰亡期に近づいた弘化年間から元治年間にかけて出産減し幕府より角野七兵衛に對して増方に付督促し來りしことありしが箱館會所と同様その頃では不振に陥入り最早復活の見込みもなかつたものと思はれる。

然し乍ら天明年間敦賀郷方日記に
「唐船龍腦座相立、江戸大阪京三ヶ所を定め商人に入札賣渡し」たる記事あり、明和三年正月敦賀奉行所日記に

「長崎濱内川浚被仰付候に付從公儀右錢（費用）之儀御觸書式通小濱老衆より來り支配下へ相觸候様申來町年寄惣代呼出觸置様」とある通りこの頃は未だ長崎と相當密接に關係ありしことも知ることが出来るのである。

文化二年二月の布告に

一薩州よりは白絲紗綾に限り京都に問屋定價相廻し、對州よりは蓬砂其外菜種類、唐物と紛敷品は箱詰之上朝鮮産之旨相記し賣先、送り狀等紛敷無之様、宗對馬守役人送狀を以て相廻候儀に候

右之外都而唐、紅毛持ち渡りの品は長崎表にて買受け五ヶ所（江戸、大阪、堺、京、長崎）

の絲割符（輸入免許狀）を宿先、手板證文相添相廻儀に候」

これによつて見ると凡て唐貿易は依然として長崎を中心にして行はれてゐたことは明かである。

安政五年和親貿易の事が内定した時、越前藩の三岡（由利公正）中根、橋本等の先覺者達は外國貿易の現況と關西方面の貨物集散の有様を知らんとして當時招聘中の横井小楠の歸國に伴して下ノ關、熊本を経て長崎に出でた時藩命によつてか同地浪ノ平一町歩を購入して爰に越前藏屋敷を建て藩の貿易を開始し和蘭商社と越前國産羽二重並に生絲の賣込みをなし、相當成功を收め、一ヶ年百萬兩の販賣高を示したる時もあつたと謂はれる。亦當時長崎との貿易に諸藩競つて着目してゐたこと推知に難くない所である。

その四 初代大和田豊方の出現と當時の形勢

徳川幕政は天下泰平を目標として内外諸政策を樹て、來たが、その結果、町人全盛の時代を迎へ、慶長以來敦賀にも幾多豪商輩出して、天下にその名を謳はるゝに至つたこと縷説の通りであるが、寛文から後は松物貿易に或は長崎貿易に、北は松前江差より、南は唐、天竺、南蠻

迄、その取引の範圍を擴げ、爾來、文化文政迄百五十年間に富商簇々として現はれた。その一面は藩財政稍窮乏の狀ありし享保寛政以來富豪の者多くその財を傾けて藩主へ巨額の獻金をなせしことの事實によりて知るを得べく、亦寶曆以來の巡檢宿や五奉行招宴に豪華の限りを盡したことにその富裕振りを示してゐるのである。然るにその半面、領主以下天下の武士達はいつとはなしに町人の贅澤から來た物價騰貴に會ひ財政は次第に困窮を告ぐるに至つた。その結果は貨幣の改鑄による財政の建直しであつたが、地方藩主にはかゝる權能もなかつたので扶持格式等を條件とした御用金或は冥加金其他の名目の下に町民有力者より臺所援助方を仰いだものである。この手段は文化文政に至つて幕府や藩主の力が衰亡に傾くや上は幕府當局より下は諸國藩主まで殆んど例外なく再々行はれ町人も戦々兢兢々の有様であつた。

敦賀有力商人と若狭侯との關係もその例に漏れず獻金に次ぐに獻金、冥加金に次ぐ冥加金と云つた工合に終始したが然も當時商賣尙繁昌を續け且つ幕命、藩命尙共に幾分權威ありたれば、藩主より與へられる扶持米、格式、苗字帶刀或は地子諸役免許の特典には町人の内には隨喜したものもあり、財力のあるに任せ競つてこれをなしたる風があつた。

元祿年間敦賀町有力者の八千兩の獻金以來、享保十年には岐阜屋六右衛門、同十八年、天屋

彌三右衛門共に多額の獻金をなしたる爲め扶持を給せられ地子免除の特典を授けられ、寛延二年には角野七兵衛、池田治右衛門、平山吉右衛門又勝手向御用を勤めてその特典に預かつた。

寛政九年丁巳年九月

「御上御勝手向御難澁之由依之此度御領分中へ十ヶ年之間一文錢之儀、御領分中人數拾萬人として内五萬人引残る五萬人へ一日に壹人に壹文除殘致候へは凡一ヶ年に三千兩計も出來候、是を利結に仕候へば十ヶ年之間凡四五萬兩出來可申候」

これ内匠介の計畫なりとして擧げられたるものであるが、更に

同十年二月廿九日平山家の日記には

「御奉行所鹿野秋助様より御呼出、

御上御勝手向御難澁に付此度御用金手前へ貳千兩被仰付候、中々左様の大金差上候身上にては無之、甚以困入申候、恐入候事に付少々減少致しもらい御請申上候則差上金高

合計 千五百兩

内五百兩 當年暮 上 納

千 兩 來末年より辰年迄十ヶ年に上納

右に付

三月廿五日御奉行様より御呼出、是迄十人扶持頂戴之上へ此度拾人御加扶持被下置以來都合
貳十人扶持頂戴仕候、外に三ヶ所之屋敷御諸役御免許被爲仰付候

一拾五人六分 廿人御扶持之内被下置候

此御米 七升八合

外に 貳升二合 四人四分

一斗 但し一日分也(二十人扶持は一日一斗に當る)

更に屋敷地子銀五軒にて百三十八匁貳分九厘御免許になり、そこで音物を持つて五奉行に禮廻
りをなし更に小濱表に出頭して御家中、御家老へ御禮廻りに歩き、翌日には城内に於て御能を
拜見したがこの時には「御殿様も御能被遊拜見仕候難有仕合奉存候」と書いてゐる。同八年四
月廿六日には一代切寄合組格被爲仰付、廿八日於御茶園場御料理被爲下置候難有仕合に奉存候
とて」更に金壹百兩を「爲御冥加御上様へ差上候」とある。

實に先立つものは金の世の中とはなつた。

然るに、それから間もない頃の記述中には

「手前身上向段々借財多凡壹萬兩余借財に罷成依之内々銀主方へ小倉七左衛門を以御願申
云々」

と早くも苦境を訴へてゐる。これは扶持、格式を有する者の殆んどが辿つた経路ではあるまい

か今、初代大和田豊方の生れた前
代文化三年の御用金高を見ると

一、百七十五兩 丸屋半助、山

本傳兵衛

一、百五十兩 平山吉右衛門

近江屋甚三、右近治郎左

衛門

一、百 兩 細物屋長左衛

門、澤屋與八、岐阜屋吉



初代大和田莊七の銅像 (豊方氏)

兵衛、吉田屋伊兵衛、加賀屋宗助

一、七十兩 綱屋清兵衛、桶屋庄兵衛

一、六十兩 右近治郎助

〆千五百兩

を仰付けられてゐるが、皆

「惜い奴とて切り倒され、甘い奴とて借り倒され」たのであらう。

されば「町人考見録」にも大名貸の恐るべきを特筆大書して戒めとしてゐるのであつて當時の大名の財政やりくり策は此外に方法もなかつたものと見える。

幕府衰亡の第一歩を踏み出した文政も末の頃、敦賀に於ける扶持人は萩原久兵衛を筆頭として山上宗助、山本傳兵衛、西野甚三郎、莊司半助、伊東利三郎、大和田莊兵衛等錚々たる町人であつたが彼等の手によつて敦賀米手形會所が設立せられ金融方を引受けることゝなつた。これは皆彼等の御用金献上の代償であらう、その御用達として任命された者は最初金札尻銀主として掛屋永次郎以下五名であつたが同年十二月には改めて扶持人の内十五人が任命され萩原久兵衛が頭取となつた。そこには未だ領主の統制が力を有つてゐたので凡ての事業には領主の許しが必要でその許可は獻金によらなければ容易に達し得なかつた、特に敦賀の如く古き商人の歴史を有する傳統の町では尙更のことである。

然るにかゝる舊體依然たる敦賀經濟界に兀然として型破りの商人が現はれた。

これ初代大和田莊七豊方その人である。彼は文政八年十月伊東吉右衛門の六男に生れ幼名を小一郎と稱し、若冠十三才にして商業の槍舞臺大阪の地に出で某木綿問屋に奉公して克苦精勵すること十五ヶ年、あらゆる商才を身につけて嘉永五年二十八才の時敦賀に歸つて來たのであつた、間もなく東町の船問屋大和田莊兵衛（桶庄）の妹婿に懇請され遂に入りて大和田氏を冒し名を莊七と改め翌年分家となり、本家の前にさゝやかなる木綿問屋を開いた。

創業早々嘉永は安政となり尊王と攘夷との國論二つに別れ内外物情騷然の折柄大老伊井直弼の大斷歴は安政の大獄となり、越前藩の橋本左内、若狭藩の梅田源二郎その厄に遭つたのである。

此間に於て當時三十才之働き盛りの彼は東奔西走して商賣の道に没頭してゐたのであるが當時家運亦豊ならず且つ間もなく賢妻を喪ひ經營頗る困難を極めたが身を以て資本として席の暖る間もなき程に活躍を續けた。その模様は彼の手記にあるがその内の一節に

安政二年十一月四日

「飛脚宗助立日此使に丹宗殿へ此間在阪之節宇和島木綿七百五十反買付右之内へ金八十兩

相渡候右木綿不殘渡置歸り候依而此内半分丈晒に致し吳候様申遣候、脇方へ賣口出來候て下拙方二三分づゝにても利に相成候は、賣捌被下様申遣候」とあり。

「堺石善殿へ黒砂糖五挺計り壹匁一分迄に出來候得ば早々送り被下様頼遣し申候」

「八尾舟久殿へ木綿壹匁餘り下落致候節に早々案内被下様申遣候」

「和州郡山伏見屋七六殿へ綿百本注文申遣候」

とあるやうに八方に商機を捉へ機敏な商法を試みてゐたものでその取扱つた商品も木綿以外のいろいろのもがあつた。

「今日新田の藤内參り蒞之相談仕候處何れ朔日より買に遣し申様申居候間其積に致候」

「今日晝四十物屋殿へ寄り戻り、かゞや方へ參り候處高野の助三郎殿被居其咄に當村當年は蒞頓と不景氣にて是又出場先一向請取不申様申居候間格別下値に候得者此方へ買受申

一應値段引合吳候様申遣候」

蒞も已に取扱つてゐたことが判知る。次に當時の貨幣の不統一混亂と相場不安定については特に關心深きものがあつたと見へ詳しい記事が残されてゐる。

此節、壹歩銀手摺之分通用差滯相對を以て引方歩合受引替候趣に候處一已の私計以歩合等請取引替候は心得違不埒之至に候

引替可遣候燒候分は是迄之通定法之歩合引方を以是又引替可遣候間銀座へ指出引替可申候以後もし手摺れ危踏通様指支候様心得違一切不致無滯通用可致候尤、上納金無指支包方可致旨銀座へ可申付少しの手摺を彼是申歩合受取引替候者於有候者吟味之上仰度外に可申候右之趣武家在町寺社領共不洩候様御領は御代官私領は領主地頭より可被相觸候

一古金銀眞字貳匁判古貳朱銀、文政度之文字金銀共通用停止之分卯之十月迄引替候様去る寅年に相觸候處今以引替殘も多有之候に付來る辰十月迄是迄通り被差置候條諸事、先達而相觸候通相心得右期日を限引替可申候

一五兩判之候當卯十月（文政二年）を限り通用停止之旨去る寅十月相觸候處未だ引替殘も多有之候に付來る辰十月迄是迄之通被指置候其後は餘り可通用停止候間所持之者早々指出引替可申候

一古金銀引替差出方之儀先年も度々相觸是迄増歩御手當等も被下追々引替差出候向も有之候得共未だ引替殘りも多分有之候に付此後引替差出候者へは道法遠近に不拘尙又相増候。割合左

之通り	一、慶長金	百兩に付	金貳百七兩
	一、武易判	同	同 斷
	一、元祿金	同	金百四十三兩
	一、乾字金	同	金百八兩
	一、享保金	同	金貳百拾三兩
	一、元文金	同	金百二十兩
	一、文政金	同	金百四兩貳步
	一、眞字貳步判	同	代 同 斷
	一、草字貳步判	同	同 斷
	一、五兩判	拾貫目に付	拾三貫九百三十匁
	一、元文銀	同	拾貫六百九十匁
	一、文政銀	同	拾貫六百九十匁
	一、古貳朱銀	百兩に付	百 拾 八 兩
	一、新貳朱銀	同	百 壹 兩

右之通り増歩御手當被下候間來辰十月（文政三年）限り引換差出可申候聊も不貯置、金は金座、銀座並に江戸、京、大阪其外諸國引換御用相勤候者へ差出し早々引替可申候

若此上貯置候者有之候得者糺之上急度可及沙汰候（下略）

文政元年の新鑄二步判金二枚を以て一兩に換へた。（前記眞字二步判のこと、）文政三年の通用銀を草文字銀と謂ふたのである。

文政年度に入りて幕府は財政窮乏の打開手段として、亦々良貨の吸収を計り、これを引延して悪貨となし民間に放出して手元の遣り繰りを續けた。即ち眞字貳分判の鑄造發行である、これは元祿時代に幕府の財政を危顔ならしめた萩原重秀の二の舞を演じたるもので如何に窮餘とは云へその無意味なることは先に記した通り舊貨の騰貴と物價の上伸によつてその場に差引されて仕舞つてゐるではないか。

寛政年度の財政は松平定信ありて若干餘裕を示したが文化文政時代からは次第に幕府の有金は減少し始め文政に入りて遂にこの下策を採るに至つた。

前文に記された通り慶長判や享保判は二倍強の値打となり元祿判でさへ五割近くの割合にて買取られた。物價も亦それ丈け騰貴してきた。更に金銀具使用の制限をなし、

一公儀に於ては金銀具御用之儀格別御減し武家一統へも此度猶又減少之儀被仰出候間、其餘之者共猥に金銀具用候儀不相成神社佛閣の莊嚴、神器佛具之類屏風襖等猥に金箔類用ひ新規出來之儀不相成候云々」

歴史は繰り返す、百二十年以前にも現在と同じ様な金使用の制限が行はれた。

物が不足してから消費節約を八釜敷云へば人心は動搖して買溜や賣惜しみをなして逆効果を示し物が高くなつてからこれを押へると一層買氣を呼んで天井知らずとなる、これを法を以て制しても無駄である。徳川幕府にはこの傾向強く生活は不安定であつた。而も文政年間、幕府政財政の遣り繰りを引受けた御勝手掛水野出羽守忠成は、その功拔群とあつて時の將軍家齋から葵紋のつきたる鞍覆を賜はるの光榮に浴した。その手品の種は悪貨を市中に放出して一時的に幕府の金庫を賑やかにした丈けの話で實に世話も苦勞もいらぬ樂な仕事をやつた迄である。世の中にはこの種の手品をして寵榮を受けてゐるものは多く敢へて彼、水野忠成一人ではない。その結果は正直に社會面に反映してくるから隠すことも誤魔化すことも出来なくなるものである。斯様に幕府の財政策にカラクリ多い世の中に處して大和田豊方は如何に進んだか。

文政二年十二月廿九日、年の暮の最終日記には

「當節季は誠に都合克相方（片）付候、尤も懸之分（集金）凡八十兩程之處七十兩計集候而相濟申候、倒れは一軒も無之相濟候」

とて乗々の營業成績を示して年の瀬を越し、

明くれば安政三年丙辰正月

元旦「新年吉慶目出度奉存候誠に無難にて迎歳、元朝は殊の外雪荒に候、風も強く候て暫時見合候處都合よく穩に相成夫より町々懇意先並に得意先御寺迄不殘御禮相濟し七ツ時歸宅仕候」

六日「今日能登利様より年酒被遊御招被下候得共此段御斷申上候

今日は問屋、小宿、得意先へ手拭一筋つゝ例年之通り年玉配り申候」
實に商人らしい床しい正月の模様ではないか。

廿一日「油屋市太夫様と同道にて上京仕、二十二日七ツ時に大津へ着仕、大津にて油引合致し二十三日は着京、同日伏見松庄殿にて引合致し夕方手合相成候、油之値は四斗樽にて（樽なし尤大津渡し）百六十一匁五、商内出來申候同晩夜舟にて下り申候」

と早くも活動を開して、夜舟で京に下つた。その頃敦賀から京、大阪へ出掛けて取引をする者

は極めて稀れで大抵の商人は旅商人の持下りを待つて商内をしたものこゝに大和田豊方の積極的商法があつたのである。

同年二月廿五日の條に

「夕方より雨降り、婚姻致し相濟候」

と簡単な記事があるが、この日こそ賢婦人の譽高くあつた村田氏（四十物屋）の女しげ子を迎へた日であらう、（先婦人は結婚後間もなく死亡せり）

越えて四月十四日には亦々上方へ出張した「今時は時候もよし商賣を兼ねて悠々と神社佛閣に參拜してゐる。

「十五日天氣上々、出立致し紀州へ參り橋本よりかむろ宿へ、夫より九度山へ行、夫より地尊院へ參り同所角屋方にて泊り申候、

翌十六日上天氣に相成、朝早々直様川舟へ乗込七ツ時に若山（年歌山）へ着致し同所本町四丁目ふじや源兵衛方に泊り、翌十七日に若之浦行、同所にて案内買棧敷一間買候而祭例御渡拜見仕夫より紀三井寺へ參詣仕直様若山より出立致し泉州ふけ浦迄參り都合克く同日七ツ半時乗船致し、翌十八日朝早々堺へ着、夫より買物致し七ツ半時大阪へ戻り候、

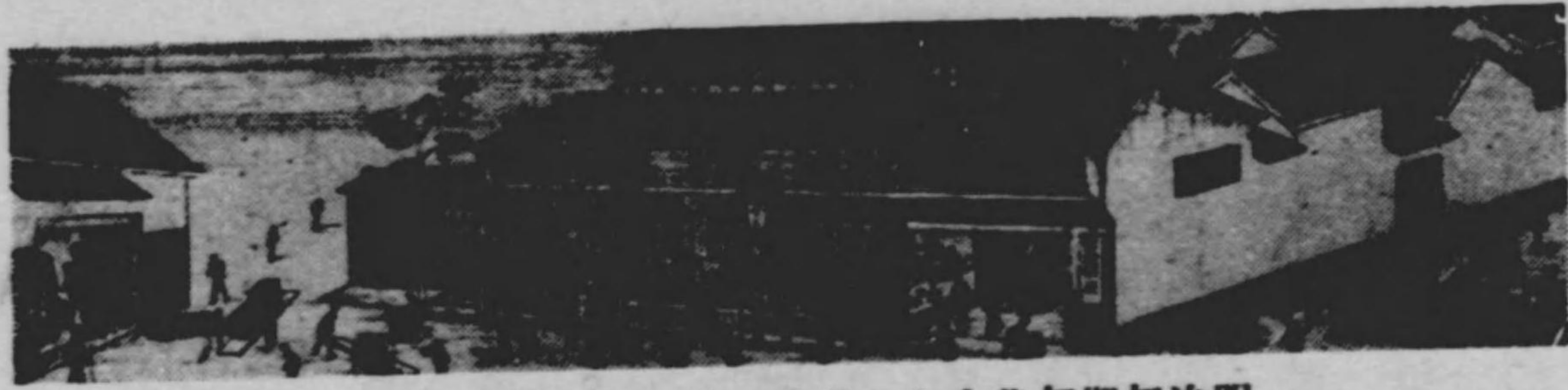
大阪用荒方付候而廿一日晩夜舟に乗り上京仕廿二日引曉に着、

廿二日誠に上々天氣にて京宿に油市殿被居兩人同道にて大津へ行夫より坂本へ參り山王祭拜見仕候而其晩同所玉利と申（不明）屋方にて泊り品々馳走に預り翌二十三日早々白川越にて參り下賀茂へ行、葵祭り拜見仕候而同八ツ時に京宿へ歸り申候、夫より油市殿歸國被致候此方は直様高瀬へ乗候而夜舟にて下り廿四日朝大阪用向手仕舞致し廿五日四ツ時より和州郡山へ參り同所八ツ時に着仕伏見屋七六殿にて泊り大ゐに馳走に相成、廿六日朝より奈良へ參り同所夫々見物仕候、同日晩に着京致し廿七日廿八日の兩日逗留、廿九日朝より京出立、小松泊り卅日五ツ半時に道中無事歸宅仕候」

無事歸宅とあれども最後に一寸危いことに會した。

「此度道中にて彼是と用向致し歸候故道中にて日暮れ駄口村田方（平山吉右衛門妻ノ里）に蠟そく借候處、追分の上にて不審なる者四人出合候得共無難過翌日歸宅の後承候處駄口村過處上にて旅人一人切殺され疵は十一ヶ所有之候誠拙聞き驚入候次第に御座候此以來者決して夜道杯不致様一統相心得置候事」

と注意してゐる。



明治初代大和豊田西方濱に荷問屋を開く

東町の大和田本家は先代を庄助、桶庄と一般に呼稱せられ、その子莊兵衛(豊平)ありその姉の婿が本文日記の筆者初代大和田翁である。

豊平の子が二人あり兄が莊太郎とて相續人で弟が謙吉(喜多村氏)となつてゐる。孰れも維新前後敦賀財界の雄となつたのである。本家は寛政の頃より船問屋を始め産を作して文化以來御用金數千兩を獻金し、天保八年十月には萩原久助(高島屋)と共に小濱城に召され融通方を命ぜられ、嘉永六年敦賀御陣屋に融通及び御用達を呼寄せ六千兩の調達を申付けられし時萩原久助は二千兩、大和田利助(本家の養子となりし四十物屋利助の事)が千兩残り三千兩を御用達十五人で引受けた、斯様な譯で幕末に至る迄御用金の旗頭を續けてゐたものである。

一方分家の豊方は木綿雜貨商より漸次事業の方針を轉じて嘉永の末年には米穀、繩苴、松前物の賣買を主として營み更に倉庫を建て船舶を買ひ邸宅を西濱の現居宅に定めてこゝに移り盤石の基礎を築いたのである。時に文久二年、三十八歳で恰も箱館會所創設の年で斯業繁盛の最中とも謂ふべき時代で

五月廿日、「今日は本家より内方芝居行に付此方家内誘はれ同道致候。」

「此間十七日晝松前登り新身缺船二艘參り丸屋五郎助方の水天丸、三國味噌屋治右衛門兩艘參り候、

同身缺直段甚以て六ヶ敷候事故、水天丸商内は

水天丸分 身缺直段 四十把に付 七十八匁

味噌屋舟 同 同 七十六匁

これは松前新身缺入船のこと、その時の相場である。

八月七日、「南町奉行所罷出、

本家百兩、此方へ五兩被仰付、御用達衆は二十五兩宛」とてそろ／＼獻金を申付けられてゐる、

本家とは謂ふ迄もなく東町の大和田庄兵衛のこと、御用達衆とは文政九年の米手形會所設立の際出資御用達となつた十五人の有力町人である。

これによつてその頃の大和田本家の勢力や御用達の地位、更に亦初代大和田翁の財力も窺ふことが出来る。

あつた。翌年は藩主より御用達を命せられ苗字帯刀を許され、更に隆つて維新の際、民部省より敦賀爲換會社、融通會社の頭取を命せられ、漸く敦賀財界に重きをなすに至つたのである。爰に於てか彼は「練習（奉公）十六年、奮闘（自家營業）三十年始めて初志を貫徹せり」となし明治二十年養嗣子龜次郎（即ち二代莊七翁）に家名を譲つて商界第一線を穩退して専ら敬神崇祖のことに隨ふた。その篤行あげて數ふべからず。明治二十三年八月卅一日病を得て薨す時に年六十有六。

その五 幕末財界異變

天保八年二月大阪天滿興力であつた大鹽平八郎の市内擾亂は徳川の天下、鼎の輕重を問ふたもので、家康創始當時の徳川氏の武家諸法度も泰平の御代貳百三十余年間にいつとはなしに、衰微が内部に充滿した證據で、その根本原因は幕府役人の墮落と財政の危機から來てゐるものと謂へやう、元祿享保以來風俗奢侈に進んで衰亡の端をひらき財政の遣り繰りに歴代智能を絞つて來たがその墮勢は一枝のよく支へるところではなく、末葉期に於ける徳川氏の臺所は江戸大阪の有力町人によつて牛耳られてゐたのである。これと同じやうな状態で若狹藩財政も小濱、

敦賀の御用達によつて左右された。

「富豪の町人金銀の力を以て諸大名を苦しめ官吏を指揮すること可憎之至り也、用達町人に返金せざる諸侯あれば仲間相談して貸出しを締め大名詮方なく舊債を返し機嫌をとりて貸金を頼む也」

これは武家側の言ひ分であるが果して孰れが非なるか、その是非猝かに斷じ難きも、町人としては金銀より以外に彼等の地位を保持するものはなかつたからその手段は擇ばなかつたのである。又彼等の目的は大名貸によつて更に大きな特権を得んとしてゐたのであるから、いつまでも「甘い奴として借り倒され」てはゐなかつたものであらう。冥加金を指出した町人達は町奉行や國老を動かす、その代償として兩換、金融を一手に扱ふ米手形會所御用達の任命を受くるに至つたことなど藩政が如何に有力商人の手に左右されつゝあつたかを證據立てるもので算盤勘定に暗い役人は結局商人の手中に丸められたのである。

藩札の發行は寛政以來諸國大名がその臺所融通方御用達など獻金を引受けて來た藩内有力商人に代行せしめた紙幣發行の權利であり、兩替實施の機關である。この藩札は米を臺として表示したが爲め米札或は米手形と謂ひ、その扱所を米手形會所と稱したのである。

敦賀では兌換金融兩方を行ひその手數並に利子を取つた、今日の銀行業務の一部のやうなものであつた。即ち

奉拜借候米手形之事

一銀六百三十貳匁四分 御米手形也

但拾兩分也

右者無據入用に付御願申上拜借仕候處 實證に御座候、御上納之儀は來丑年六月晦日限り月壹歩之利足を加へ正金にて元利共御上納可仕候萬一本人及延滞候はゞ加判之者より屹度御上納可仕候爲後日仍而如件

文政十一戌子十一月 日

拜借人

教 ○ 院 印

親 類 彦 左 衛 門 印

御影堂前町

敦賀

年寄 仁 兵 衛

米手形會所様

このような形式を取つて融通したものである。大和田翁の日記にも

「今日角七殿へ参り爲替尋ね候處凡そ五百兩計り有之候様被申候間其積り致し置候儀之此度は多分不入候間大阪にて受取可申積存候」

との記載あればかゝる大口の金融にも従事してゐたのであらう。當時の爲替手形は

爲替手形之事 但し添狀無候

一七拾兩也

右之金子此度住吉屋政治郎殿下金於當地爲替取組慥に請取申候處實證也然る上者右代金此手形引替に無相違御渡可申上候、爲其爲替手形依而如件

安政四巳十月十七日

於大阪

桶屋庄七

受取方 住吉屋政治郎殿

渡し方 桶屋 莊兵衛殿

これらによつて見るもこの手形の流通が発達し商業の繁榮に大なる寄與をなしてゐたことも推察出来るのである。

天保四年三月には角野七郎兵衛（七兵衛改め）は

「拙者此度不存寄御先手除奉行、米手形奉行兼帶被仰付難有仕合奉存候」

と手記してゐるからその一人になつてゐたのである。

然るに幕末接近と共に經濟機構は猫の目の如く遷り變り銀目廢止令の布告があつて以來、この手形會所に大打撃を與へた。從來主として銀建を以つて取引をなしてゐたものが金本位一本建に改められては混亂に陥入ることも止むを得ぬ。敦賀米手形會所も元治元年には遂に閉鎖し市中商人は一時取引上大なる支障を受けたのであつた。又手形所持の者は先を争ふて引換を請求したので空手形を發行してゐた兩替屋は倒産或は休業の止むなきに至つたのであつた。

更に幕府、藩主と一部有力町人の狎れ合によつて永年利益壟斷をなし來りし問屋、仲買の株、組合などの如き特權の停止をも布告した、その爲めにこの城廓に立籠つた商人は非常なる打撃を蒙るに至つて永年の年貢の納め時が來た。

これは天保十二年十二月時の行政長官とも謂ふべき水野忠邦が江戸諸問屋より上納する冥加金（特權料）一萬貳百兩を棒に振つての大英斷で

「たとへ御城下衰態を極め今日之家職難相立商人共離散仕候共聊不頓着淳朴の號令行届候は、兩三年も相立候へば自然と程能名分も相立」と謂ひ

農民に對しては「住居衣類朝夕の食迄、古來百姓の風儀を守る様の嚴達をなし町人に對しては「問屋仲買株札組合」停止を發令して物價を人爲的に高下せしめたる不正機關の一つであつたこの制度を抹刷して借上なる町人に鐵槌を加へた。

この爲め全國商業都市の統制組織を解體せられ敦賀諸問屋も御多分に漏れず没落の過程を早めた。然しその

半面には力量と腕次第の自由豁達なる經濟新天地が繰り擴げられ亡びる商人もあつたが新興商人も出で來つた。

文政九年の米手形會所御用達の如きはその前者であつて、



若狹藩札 米手形松印及竹印 (善七郎氏所藏)

萩原久助、西野甚三郎、佐田長左衛門、山本傳兵衛、莊司半助、山上宗助、平山吉郎兵衛、右近治郎助、右近治郎右衛門、伊東利三郎、田波與八郎、大和田莊助、高橋八左衛門、西岡治左衛門

の十五名が組合を作り教賀金融界の元締をなしたものである。發行券は

竹札 米一升代銀五分 松札 米二升代銀一匁

龜札 米一斗代銀五匁 鶴札 米四斗代銀二十匁

五鶴札 米二石代銀百匁

の五種で金札引換所は塔場町にあつた。

彼等の出資願は一人に五十兩宛でこれに對して月三朱の利足を役所から支拂つたものであるが當時仲々「よいお株」と一般から羨望されたものであつた。

「彌々別條も無之候哉然ば何之風情も有之間敷挺へ共來る廿五月初而籠酒壹獻振舞申度候間左之銘々右之段通達有之被誘合晝時より被越度爲其申入候 以上

天保二年四月廿一日

北川太郎左衛門

池田治右衛門殿

天屋彌三右衛門
伊東利三郎
右近治郎右衛門
田波與八郎
大和田庄助
廣瀬才三郎
高橋八左衛門
西岡治左衛門
佐田重右衛門
岡本權右衛門
角野七郎兵衛

北川太郎左衛門とは田村吉右衛門と共に時の教賀町奉行である。町奉行が御用達を招待して一獻差上げようといふのであるが尙別切紙を以て

「明廿四日御奉行様芝居へ御出被成候に付例年之通り各々方御誘被成云々」

との廻狀が出てゐる。これ等は奉行と御用達の行事のようになってゐたのか何か譯があつて招待したのか不明なれど亦兩者の關係の只ならぬを察すべきではない乎、その代表的な存在とも云ふべきはお藤元の江戸に於ける問屋組合即ち大阪江戸間に連絡をとつて物資食料の配給をなしてゐた所謂「菱垣廻船」なるもので

「菱垣廻船問屋共より年々一萬二百兩づゝ爲冥加上納致來候處、問屋共不正之趣相聞候以來不及上納候尤向後問屋株札は勿論、此外總而問屋仲間組合杯と唱候儀不相成候」

とある通り株仲間の不正と弊害に漸く氣付いたものか、その停止を通達してゐるのである。株仲間中止は財界の新陳代謝を促す上に非常に効果があつた。亦制度の上にも變化が現はれてきた。天保四年には扶持米も金納が多くなつて御藏米が不足を來し敦賀扶持人に對して

「渡米三ヶ一米、三ヶ二金に相成候に付御代官衆にも直段の程甚だ氣の毒被思召色々御相談も被成候得共被成方無之故無據所右の次第に御座候」

との回章を廻はした、これ天保の饑饉の影響であつたか、悪貨が横溢して米が隠れた爲めか、扶持人も大に當惑したのであらう。こゝらに既に藩政の無力を現はしてゐるのであつた。

敦賀町中一統へ

一近年の年柄（凶作のことか）に付而は相應の暮らしの者迄も今難儀の様子に相成自然と當所一體の衰微不融通に相成候得者當所は船手引受の場所に候、他國見込にも宜敷相成候へば相應の着津物も有之近年の費用も取戻して申候間一統勵み合職分無油斷致出精末々に到る迄身

勝手に不相成不正不實の賣買不致當津繁榮の筋專一に心掛可申候」



天保饑饉の慘狀（今井乙治郎氏提供某家所藏）

ある。時の町奉行は櫻井久右衛門、嵯峨源之丞であつた、これについて見れば當時米取引の狀況米商人、問屋の事情も判明するところがあるから爰に引用して見やう。

乍恐愚考の趣意以書付奉申上候

一近年打續く米價高値に相成別而當所は米穀無數にて他國よりは一段高値に御座候而下々の者

も難澁仕候由見聞仕候に付乍恐愚考の趣奉申上候

元來、當所は地方より取上候米穀にては逆も一統の飯米には足り不申他所よりの入米にて補ひ候土地柄に御座候處當湊は古來よりの御定にて穀物賣買代銀百匁に付米壹升四合八匁づ、賣買双方より上納仕、問屋口錢は代銀拾匁に付米一升、其余諸掛り物少々相懸り昨今年の如く格外の高價に相成候ては問屋共は米一升を五合にも三合にも減らし商内取組候得共仲銀多分に相懸り外品物とは格別懸り物多く相成米直段一石に付百匁以上に相成候而は仲銀並に問屋口錢其余諸掛り物共壹石に付拾匁余相掛り船手賣方にては他國にて商内仕候よりは余程不引合に相成候故自ら入船の穀物類も商内出來兼地方買方にては他所より一段高價に相成末々の者共にては不作の年柄には大に難澁仕候事に御座候。

當時米賣買の實情右之通りでその取引上の支障が那邊にあるかを指摘し

「恐多き御儀には御座候得共暫しの間米仲銀（税金）御減らし被爲仰付入船之穀物商内取組候節、代銀百匁に付三分づ、問屋懸り物の内へ相込め右三分を上納仕候様仰付候はゞ穀物類少しは入船も相増可申哉、

穀物多分に入込候はゞ自ら下直に賣買も出來可申哉、左候はゞ一體之凌にも相成可申と奉

存候

とて、仲銀の減免を陳情してゐる。

「以前北國米大阪へ直廻不仕候砌は（註、西廻海運開始以前）諸家様方御米夥敷到着仕其内御拂米に相成候ても其砌に一體に米價も下値に御座候へば同じ米仲にても懸り物銀高は只今の様に多分にも相成不申且御藏宿、問屋共は藏敷米等多分頂載仕り濱持、藏働き、背おひの駄賃、手間賃等悉く米にて相渡候故右之者共も日々餘り米を賣拂候位の事にて不作之年柄に候とも米には強而不自由不仕候事に御座候、已前は米穀重に入津仕り松前産物類は一向に少く御座候故米仲銀御取立被遊候事と奉恐察候。

これは以前の状況である、

「只今は米穀は無數に相成り松前産物肥物を初め諸代呂物重に入津仕り當湊の模様一變仕候處御役銀而已以前の値に相成居候へば右諸代呂物賣買毎に代銀百匁に付賣買双方より纔三分づ、仲銀御取立被遊候はゞ年分凡そ貳十五七貫匁之銀高は相納可申尤も松前通ひの者共は大低大商人共に御座候上代銀百匁に付三分位の儀は仲銀相懸り候杯と相唱へ不申問屋懸り物を聊か相増候得者強而旅商人の氣合にも障り申間敷勿論直段之障りに相成候程の儀

にては無御座候、

右松前荷物は多分は他國へ賣捌候品故内實は當所商人共の別段迷惑仕候事にも相成申間敷

と昨今の取引の實情を述べ最後に

一近年社會御仕法御立被爲遊昨今年は施粥直下げ米等御仁惠之御慈教に奉基儀と難有奉存候
米仲銀も今暫くの所御免被爲仰付候はゞ一統之者共重々難有可奉存候云々

以上随分永い文面ではあるが歸する所仲銀の減免を言つてゐる譯で、その當時の仲銀率は仲銀は米價高騰に従つて増嵩し底止するところのない累加方法であつたのでその負擔は終局に於て消費者大衆に歸し勢ひ米高に民衆は困ることゝなるとの趣意であつた。

今書添へられた仲銀之懸り工合を見ると

一米値段	壹石に付	六十匁之節	壹石に付仲銀	八分九厘	賣人より
				斷	買人より
一米値段	壹石に付	八十匁之節	壹石に付仲銀	壹匁壹分八厘	賣人より
				斷	買人より
一米	同	百匁之節	同	壹匁四分八厘	賣人より
				斷	買人より

一米	同	百二十匁之節	同	壹匁七分八厘	賣人より
				斷	買人より

以上

と云つた工合に相場の高くなるにつれて仲銀も増したものである。その増した丈けが凡て消費者たる無力大衆の町人の財布にかゝつてゐたのであるからかゝる陳情は町人の云はんとする所で町人は更に仲銀をとつてゐた仲間の不要を痛感してゐたのではなからうか。水野忠邦の「組合仲間制度」不認の法令は天來の妙音であつたが時代の大勢は一人のよく支へる所に非ずで忠邦の改革方針も將軍との疏通を缺き衰れにも彼は却而自己の地位を棒に振つて仕舞つた、然し乍ら幕府崩壞の後に於て歴史的に之れを觀るならばこの時の大改革を水野の思ふ存分にやらせる名將軍であつたならば或は徳川幕府はこゝで或る期間復興してその勢威を保持したかも知るべからずである。何故ならばそれから後二十年間文久二年の改革の如き受動的な外來の壓迫に狼狽しての改革の要がなかつた筈である。二十年間、其日暮らしの凡庸政治に幕府の命脈は盡きんとしてか散々に内臟機關を腐敗墮落せしめ油斷せしめた。この意見書を見た奉行所に於ても如何に取扱つたかその結末は不明ではあるが、
嘉永五年一月之米大豆相場は左之通りであつた。

- 一、上米壹石 七十參匁
- 一、中米壹石 七十壹匁
- 一、下米壹石 六十九匁
- 一、大豆壹石 六十四匁五厘
- 一、駄賃平均 六升三合

四五年後の安政二年の金相場壹兩に付七十二匁二分、錢一貫文に付十八匁五厘、白米一升に付四十八文であつた。

嘉永二年九月には町奉行から觸書が出て

「當所米價追々高値に相成候に就而穀物類一切津留申付候以來他所へ出之儀急度致間敷候」

と米穀の持出しを禁じ二十年前の天保の米不足に懲りて萬一に備へた。

かと思ふと翌年の六月には

「穀物他所出しの儀は願出候之取計可致旨觸置候事に候以來は其儀に不及出可被仰出候間左様相心得可申候云々」と取消しの通達が出た。

幕府でも文久三年十一月には一先般衣服制御變革被仰出候處、以來前々之通り云々」と布令して凡て昔のまゝに復舊した、太平と見れば緩み危急と見れば嚴に朝令暮改に忙殺されてゐた有様洵に笑止千萬である。

文化文政以來幾度となく行はれた幣制の改革、風俗之肅清、軍制の改正など矢つぎ早に發令され、三日とたゞぬ間に亦改めて發令が出るもので町民も大ゐに面喰つて吃驚敗亡の態であつたであらうが、武士階級も亦幕府の不手際な物價政策の爲め小碌では物も買へなくなり

「當時諸家旗本御家人も困窮之者多く隨分非常の心懸けも仕度心底には有之候得共日々の儀に差支早速手當行届兼候向も可有之」

と嘉永六年米國から國書が到着して幕府も愈々一戰の用意をなさんとして各藩に手配を命じた時諸大名から右のような上書が差出され、足元から鳥の立つやうに幕府でも愕いた。實に迂濶千萬ではない乎、國民に經濟的安定なくして何の富國強兵ぞや、「日々之儀に差支早速出陣手當行届兼」ぬるやうでは困る。

幕閣には人物なく徒らに外敵の來航に

「太平の眠りを醒ます上喜撰（蒸汽船）」

たつた四杯で夜も寝られぬ」やうな力弱いものとなつて仕舞つたのである。

この時に新らしい時代の神風が天の一角に吹いてゐたことに氣付いたものはあつたであらうか恐らく足下四尺の地より眼界の出でぬ幕府でこゝに想ひ致る者はなかつたであらう。その神風とは云ふ迄もなく 天皇の赤子として眼覺め來りつゝあつた民風の大旋風であつた。左之一文はその民風をよく表現した烈々の文字である。

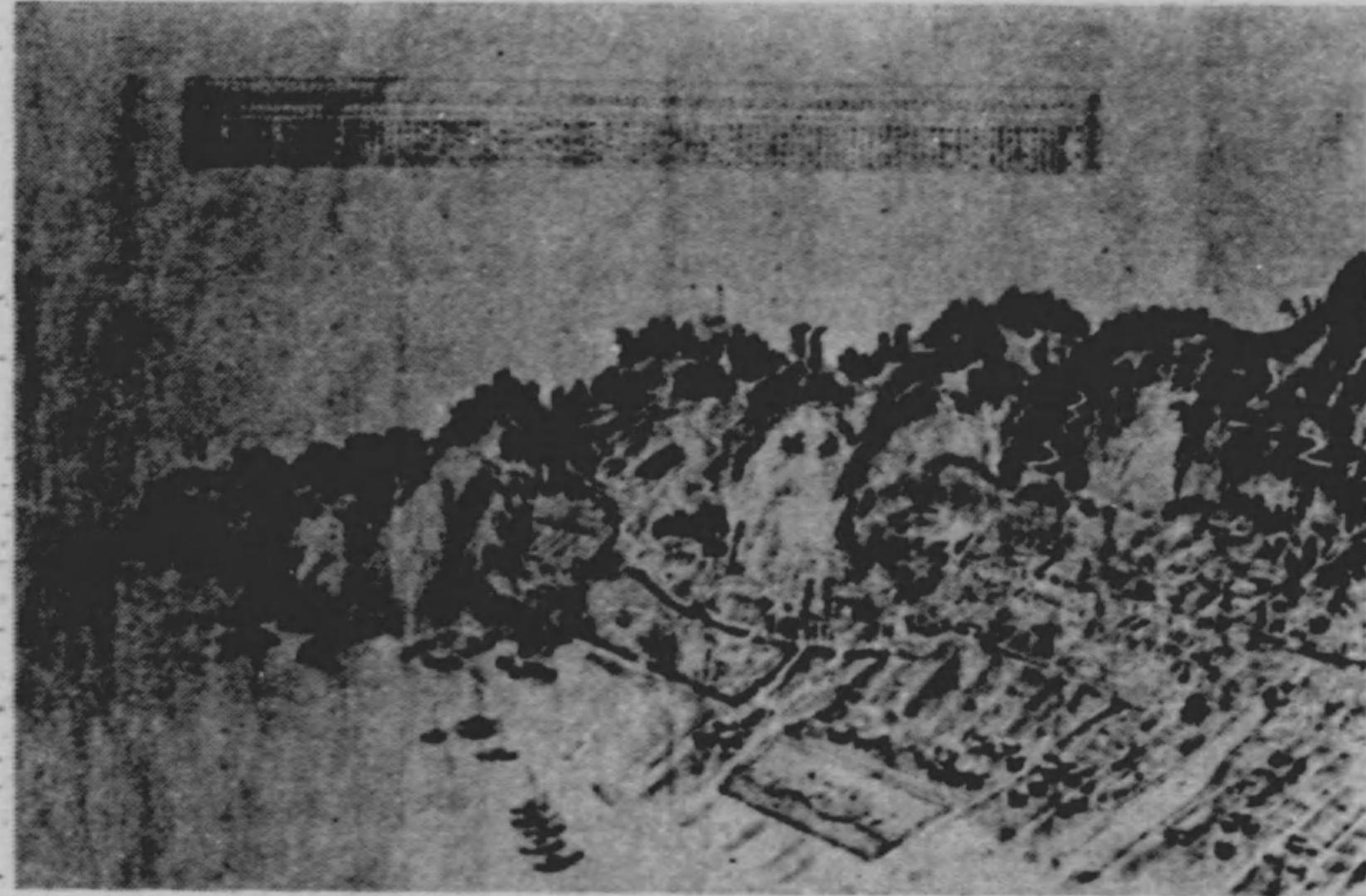
「近年異國船毎々日本近所へ罷越薪水杯所望致候に事寄せ又は鯨取杯を申立とかく日本之様子を伺ひ候模様にて所々に寄り陸へ上り田畑を亂防（暴）致候事も有之由相聞へ從公儀も御手宛筋段々被仰出も有之候、全體日本は神代以來獨立の國にて是迄外國之差圖を請候事も無之一寸の土地も外國に取られ候事も無之候外國の騒動之様子を餘所に聞外國に手をさげす何一つ不自由もなく先祖以來子々孫々迄安穩に暮し候儀世界中に類もなき難有事に而莫大之御大慈之段申迄も無之候右之通り之事故今日に至り異國人に亂防致され候様之事萬々一有之候而は日本國中の大なる恥にて開關以來の人へ對しても末世の人へ對しても申譯無之事に候夫故乍恐 上御一人様より下末々迄心を合せ此國を守り昔より無之恥を取不

申様に骨折候事第一の心得に候去に依而他國之御他領のと申差別なく日本國一家内同様之心得にて萬々一異國船參り不法法を致候時は上不男女之差別なく命を捨而此國を守候心得第一之務めにて候、異國人何程多く參り候而も船に乗候丈けの人数故高之知れ候者大筒の鐵砲を打掛候ても壹人づゝおねらい候而打候事は不相成此方よりに船を打碎き陸に待居て討取候事に候間一致に成働き候得者何程の大船幾艘參り候ても恐るゝに足らず候間唯きたなき異國人に神國を汚させじと相勵候様可相心得候、尤も働之模様依り平日に無之格段之御褒美可有之銘々心懸次第にて日本國へ對し大きに御奉公にて家を起し可申候間能々心得相勵可申候、

嘉永四年亥六月

この中に明示されてゐる 上御一人云々の言葉に注意を要する。事一度外國との争となるに及んでは日本人は期せずして神代ながらの天皇中心の王政意識に立歸つて、未だ大政奉還なきも已にこの時から明治維新の幕は開いてゐるのである、かくして幕府はあれどもなきが如く、皇室を中心として大きく日本人に動き始めたのである。

敦賀町奉行から在町一統へ



幕末の泉濱金ヶ崎之圖(奥本氏蔵)

る輩もあつて今日では國策に弓を引く者と見られる行爲が當時は圍米と稱し公然と手を廻して

買集めた。二年前の天天保五年霜月「此節新穀追々出盛り町在共、上々作と申立用意米圍ふ者も無之日々下落故一日も早く賣り勝と申し唱下値」となり地新米貳十五六匁、大豆五十三匁に較べ天保七年末には米六十參匁、大豆九十匁より百匁迄となり更に同八年七月には

「此節次第に米拂底他國米も入津薄く實に當時一俵の米も無之様人氣相立騒しく御上様より立被成候米會所にも無程米賣切りに相成候依而町方大家小家共飯米貯置候余義も有之哉十月頃迄三月之分の飯米残し置き(中略)餘米之分此節、御上様へ九十五匁づゝに御買立に相成」

これを以つて米價の調節を計り七月下旬には八十匁

「萬一異國船來候節之心得は只今申置候通之儀にて一統力を盡し相働き日本の恥を不請様可取計事に候得共手組不相定しては事に望み致混雜存外之不覺を取事故此度手配相定申付候間別紙之通り相心得相圖並に通達を聞付次第早々固め場所へ罷出可相守尤も模様次第にて城下の御人數被指向候事に候得共夫迄之處夫々其近邊之者にて相守別紙之通り心得を以て力を可盡候且つ固め場所へ不出留守者は火之元第一諸事心付大切に相心得色々風説を聞騒々敷混亂不致候様、留守を固く相守候儀を御奉公と相心得可申候、
一、肝煎之者は町内年寄と申合共町限り兩端へ出居町内之者無據用事之外猥り他町へ指出し申間敷候尤火の元大切に心付可申候、
一、當所へ參り合居候旅人歸宅致候節は其町の肝煎より切手を渡し口々固めの場所を可通事」これはその時の國防に對する心構えと準備である。
その國難來の聲は全々津々浦々に轟き敦費でも御臺場とて茶町濱と泉濱金前寺下手に砲壘を築き松原で大砲の試射をやつた。

然るに國難來には天變地異はつきものか、天保七年五月頃から「順氣不宜様衆人申立候既に五月中雨天洪れ有之人氣驚きひそゝと用意圍米致候様子」ありて上下不安で米の買溜めをす

位に下り、十一月には三十九夕前後の安値となつた。

天保の饑饉の外に

「文政六年未七月十五日夜八つ時より大雨大雷鳴に御座候翌十六日朝五つ時迄大雨大雷に御座候誠に前代未聞之大洪水に成申候、小屋川上下の橋落申候川端石垣崩大痛に御座候西川端は左程にも無之筋堤切申候に付町中へ水來り申候凡三十六町内二十八九町計水突（つき）に御座候先年春已前卯之年之水より又々貳尺四五寸も余計に御座候 先年卯年水も氣比宮千年祭よりは凡一尺四五寸より貳尺計りも余計と申候處又夫より貳尺四五寸も余計に御座候云々」近年にない大洪水である。

天保八年酉三月三日夜の出火には

「上島寺 百二十八軒、宮内領中島町 二十二軒、紙屋町 四十軒、執當屋敷 六軒、御所辻子（幸濱、大辻子、小辻子、新小濱）二百三十軒、濱島寺表通 十六軒、東濱 九軒 家數 凡四百五十一軒

外に 妙顯寺 棟數 二十 善行寺 棟數 貳 圓隆寺 棟數 貳
氣比藏寺 棟數 貳 紙屋觀音堂 棟數 貳 大辻子夷堂 棟數 貳

島寺庚申堂 棟數 壹

ノ三十一棟 又藏燒失 凡八十軒

納屋小家 凡百軒

總棟數 凡六百七十軒」

と記されその災害の程も察し得る。このやうに物價の變動激しく加ふるに天變地異しきりに至り商人亦浮沈の瀬戸際に立つの想ひをなし易き心なく制度の改廢寧日なき有様では人氣引立たざることも當然と謂はねばならぬ。米仲は町人足半役御免の特典を受けてゐたがその制度も時勢と相容れぬ所あり改革の斷案が下つた。この機構の變化に就ては打宅家文書「萬歲帳」二十番に左記之如き書入れがある。

一文久元亥酉年十二月廿六日夕暮米仲座親、年行司村田彌兵衛殿より仲頭儀左衛門に用事有之候間只今罷出候趣申來早速に出申候處御上様思召被爲在候に付米仲座株之儀此度御改革相止め被仰付左候得者代仲三人も入用無之候故御暇御出被遊候趣被仰聞候、儀左衛門驚入引取申候所大頭打宅様より右同人御呼出被遊候而右米仲相止候而は代仲共差當り難澁にも可有之候故今度諸仲會所へ米仲も御差加へ被遊候而一集に御立被遊候依而右三人米仲共諸仲へ御召

抱に被爲仰付候其砌諸仲立廻三人も同事御暇御出し改而六人御召抱に被仰付候而翌廿七日惣問屋並に買問屋目見候願廻勤仕候、尤座株十八座には親座へ株代とゞ代金被下置候趣被仰渡之由承知仕候

明治維新と同時に天下に布告した商工業の自由と株仲間廢止の二大經濟改革は已にその氣運をこゝに現はしてゐたのであつた。

この營業自由の氣運は早くも敦賀商界にも意外の競争者現はれ、明和三年七月に江戸の元飯田町淺田屋文右衛門、同淺草旅籠町伊勢屋喜兵衛なる者回漕問屋を開かんとて來敦

一、御城米御用米並に一切御用向之一件

一、諸大名様方御廻物御領之分廻船に御直積之一件

一、諸荷物大阪より江戸積菱垣問屋、同酒樽積廻船右積船切れ目之節借り船之一件

一、炭薪鹽蜜柑干魚積船之一件

一、於長崎表唐船積廻之一件

一、船頭一切自分之買積廻船之一件

この六ヶ條以外の廻船に就て船貸借の株免許願ひを出し來つた。これに對して

町奉行から、地方問屋船持ちに詮儀した處これを阻止する時勢ではないと諦めたものか、差支無之と返答してゐる。

續いて嘉永五年には馬借座をも停止した。この馬借座も永い歴史を有したが、座の特權を振り廻し、幕末に及び藩制の威令行はれぬことゝなつては却つて商業發達の邪魔物となり時勢の變化に抗し得ぬのであつた。即ち文政元年敦賀正田間に川舟開通し荷物も人民の自由搬出に任せ、敢て馬借座の手を煩はす要なきに至つたのである。所が天保五年川舟又廢れ馬借が復活した、當時の駄札は町では泉、宮内、御影堂前、射場町、法泉寺町、塔場町、裏之門町、新田、舞崎等にあり外に道ノ口、正田にあつて往年の如き繁昌は見られなかつたが陸上運送機關として獨占的な立場にあつたがこれも東の間で同十三年藩ではこれを買上げて再び廢止した。これは天保十二年水野越前守の天保改革の中にある株廢止の命令に従つたものらしく當時馬借座の者への達書に

「諸荷物運送之儀は敦賀港第一之儀にて近年兎角不半加（繁佳）此頃之模様にては問屋共引請候諸荷物積戻にも不致候はでは難相成候哉にも相聞左様相成候ては第一湊不繁昌之筋に落入り御國損に相成候事に候、御上爲にも不相成問屋共令難澁候事に候、去る寅年馬借

買上げに付例を以此度馬借座買上申付候、依之人別に金壹兩二分宛指出遣候」
馬借座の者一人にその營業權を二兩二分として買取り從來の特權を取り上げ

「尤運賃銀御傳馬も指免諸荷物放樂持に申付候間左様相心得可申候」

放樂持とは座の特權は認めぬが荷物の運送は無税（無役）とした故自由勝手に荷主と運賃を定め各自競争して安く親切に運ぶがよからうと申渡したのである。

尙遺物となつた駄札なるものが藩財政上に相當の力を示してゐたことは左記によつて明かにされる。

「爲冥加駄札一枚に付問屋は十文荷主は八文此年二月（閑散期）藩へ取立てたる勘定

一、米手形銀 七百七十九匁六分四厘

此錢八十一貫貳百十二文 但錢値は一匁に付丁百文宛

但亥正月分町札四千三百四十八枚、札一枚に付問屋及荷主より冥加金十八文づゝ、

内三十枚 道ノ口分 札一枚に付 錢八文

七百三十九匁六厘 運送頭へ相渡す

四十匁五分八厘 上 納

とある、馬借座停止迄は此様な上納銀を町役人より勘定所へ差出してゐたものである。

天保の末から幕末約三十年程の間に藩政久しきに涉つて制度づけられた商業組織も時勢の推移と反動から次の反動への自然の法則に従つて除々に轉換作用を起し、古きもの權力あるものも十把一束となつて過去に葬られてゆくのであつた。豈、敦賀商人のみと謂ふべけんやである。

第五章 明治維新以後の敦賀

第一節 國民經濟時代來る

一 藩制より縣制へ、敦賀縣の創設

衰亡の時機近づいた徳川幕府は外に神奈川條約の締結に國論を沸騰させ、内に伊井大老の死ありて彌々その威望を失したが慶應三年十月、將軍慶喜は周邊の形勢非なるを察し遂に

「臣其職ヲ奉ズト雖モ、政刑當ヲ失フ事不少、今日之形勢ニ至候モ畢竟薄徳之所致」と恭順の意を表明すると共に大政の奉還を上奏するに至つた。

畏くも 明治天皇には之を允許せられ、尙

「癸丑以來未曾有之國難、先帝頻年惱宸襟候」

と 先帝御苦心の程を察せられ、先づ宣命使を 孝明帝御陵に遣はされて王政復古之儀を奉告

せしめ給ふたのである。

明くれば明治元年六月各藩二百六十諸侯に對し兼而上表中の藩籍奉還開召旨の傳達をなし萬機御親裁の詔を下し賜ふて爰に七百年の武門政治を王朝の昔に復したのである。

舊藩主には夫々家録を下賜せられ、當座藩知事として舊領内行政長官を任せられ地方行政の漸進政策を採用し敦賀藩知事には最初舊藩置縣の大令渙發せらるゝに及んで全國三府七十二縣小濱藩に合併せられ更に明治四年七月廢藩置縣の大令渙發せらるゝに及んで全國三府七十二縣の内に敦賀縣の創設を見るに至り舊藩主はその職を退いて山口縣士族藤田勉三初代縣令として來任した。尙、廢藩置縣に當つて小濱藩より太政官に差出した藩内現狀報告書を見ると次の如き概要の數字を擧げてゐるのである。

- 一、本 高 十萬六千五百九十九石餘
- 一、正 租 (五ヶ年平均) 十三萬百〇二俵餘(四斗入)
- 一、雜 稅 二萬六千九百九十六兩二分三朱
- 一、敦賀道ノ口通荷運上金 五千二百十兩
- 一、公解費用米 四萬七千二百八十俵

内藩士以下の給祿米 一萬七千俵

役 給 米 一萬二百七十八俵

金 子 二萬九千六百八十二兩二分

此外藩債返辨費以下諸入費合して

一、米 七萬八千七百十俵

一、金 子 十五萬四千三百七十一兩

これ即ち版籍奉還に就ての總決算書とも見らるべきものであらう。この内の敦賀道ノ口通過荷物の駄別札運上金の意外に巨額に上れるに一驚を喫するが幕末京師騷然の際北陸諸藩の將士上洛につれ輻重小荷駄類運搬の激増と長州征伐開始後下ノ關廻りの船舶の通行を長州軍の爲め遮斷せられ廻米その他が敦賀より陸路を経て京都大阪に出づるに至つたので、駄別札の著増となつて現はれたものである。

斯くて祿制處分の法をも發表して人心の動搖を防ぎ因襲久しき藩制より縣制に移し維新大改革の効率を期せんとした。今、廢藩に當り越前藩が福井城内に於て行つた最後の主従訣別の模様を見るに

「此日早朝より袴を着用せる武士は離別の爲め城内に集合せり、余は九時本丸大廣間に出席せり、(中略)廣き疊の間には福井藩三千の武士その位により威儀を正して並列せり。藩侯は表面に現はさざる深き感情を湛へて廣間の中央正面家臣並列の中に着座せり。重臣の一人は立ちて福井藩の歴史、主従としての長き關係、維新を惹起せる原因、その結果として政權皇室に移り 天皇が地方の諸侯に領地返還を許させ給ふに至れる次第を簡潔雄渾なる文字に綴れる短き主意書を朗讀し結論として藩侯はその總べての臣下に對し 天皇と國家との爲めに忠誠を盡すべき旨を嚴重に誓言せしめたり」(下略)

とある。この記録は當時藩校に聘せられてゐた一外人の手記である。かゝる光景は諸國各城内に行はれたこと想像に難くないところであるが越前藩主松平慶永(春嶽公)は幕府衰亡に際し親藩ながら薩長土肥四藩と共に弊政の改革に率先し藩内からは徵録の士ではあつたが憂國の志士にして近世の名儒たりし吉田悌藏(東篁)を起用し、藩外からは遠く熊本藩より横井小楠を三顧の禮を以て聘して藩士養成に力を入れた位達識の名君であつたから、その最後の訣別の狀況も敍上の如く新政謳歌に終始して極めて靜肅の裡に終つた有様を文中に看取することが出来る。かくして三府七十二縣の縣制布かれ、敦賀縣は若狹、今立、南條を管轄地として創設せられ

中ノ橋町角(みなと屋百貨店)に藤田縣令役宅を置き、庄ノ橋西詰舊町奉行跡に縣廳を開いて維新早々諸事革新の采配を振つたものである。

尙、彼の役宅隣りには慶應以來自由黨支部ありて舊幕派の殘黨と抗爭絶えず、長藩、薩藩から拔擢され地方官吏とは未だ幕末の餘風が存したものが互に示威しながら相反目してゐたのであつた。藤井權令は在任二年余にして退官し明治八年には薩藩の碩儒にして小楠門下の逸足山田武市の來任を見た。

維新前後に於て尤も國事に奔走したのは薩長土肥四藩の有志であるが、小楠と越前の地との關係前記の通りで小楠の講筵は越前藩有志を啓發する所鮮からず當時十九歳の青年志士三岡三郎(由利公正)もその席に列して大に讀書の趣味を覺えたりとの述懐を残してゐる位である。

小楠は福井からのその歸途敦賀に立寄り新田の吉田宗左衛門方に一宿して翌朝吉田の案内にて金ヶ崎に登り町の繁昌振り、金ヶ崎古戦場の懷古などに耽りしこと彼の「上國遊歴日記」の一節にある。これによつて見ればその門弟たりし山田武甫の來任はかゝる機縁に因るものではないからうかとも思はれる。兎に角明治維新の地方政治の樞機には前記四藩の有志夫々參劃せるは偶々以てその時代に先驅する新興勢力たりしを卜するに足るものがある。

却説、維新早々に於ける敦賀の縣制はかくして創設せられたが、これに關連して緊迫せる經濟界の趨移は如何であらう乎、王政復古の諭告の中にもこれに就て

一、近年物價格別の騰貴如何ともす可らざる勢、富者は益々富を重ね、貧者は益々窘急に至り候趣、畢竟政令不正より所致、旁被惱宸衷候、智望遠識救弊之策有之候者、無誰彼可申出候事」

とあるが如く政令の正しからざるを認め、時弊を救ふに足る遠識の士あらば誰彼と云はず意見具陳せよと處士横議を歓迎してゐるのであるが、維新當路者獨善に陥らずこの開放的な然も積極性ある意圖ありし爲め以下述ぶるが如き經濟的大轉換も萬民翼賛の裡に敢行達成し得たのであらう。

その視ひ所は貧富の差を正常化し萬民その途に安んじせしめるにあつた、同時に神奈川條約によつて受けた屈辱的開國條件は當時朝野有志の尤も悲憤せし所で、これが爲め維新政府の樹立せんとした國家政策は、一にも二にも富國強兵でありその手段として産業振興の經濟政策をとつたのである。その第一着手として領主經濟をば脱却して國民經濟に切換への斷行となり新

經濟創成期の道程上歐米資本主義の採用となつたのである。

今、幕末以來の歐米流商業の浸入と領主經濟から擺脫した當時の經濟的變化とそれが影響した敦賀の商業盛衰の跡を振り返つて見るならば八十年後の今日、昭和維新ともいふべき日本の經濟的大變化作用の縮圖として一脈相通づる眞理あるを覺知し亦その前途のあるべき豫想も立てられ自ら得る處尠くない。

まづ第一に擧ぐべきは、經濟維新として舊幕時代の經濟機構を根底から一新したことである。維新政府はその具體的な方策として、

明治元年に

一、株仲間制度の廢止

一、商工業の自由營業

を斷行して封建的官僚統制の弊を一掃した。この傾向は前節に述べた敦賀米仲が已に文久年間 に於て取止の沙汰に接し狼狽して仲頭に泣訴してゐる位であるから幕末頃は多分に幕府の統制に矛盾撞着を曝露したものであらう。次に藩制切換への痛となつてゐたところの

一、御免許、扶持米の廢止

一、藩札の通用禁止

一、領境馬借駄別札の廢止

を發表した。これには全國の特權町人階級も正にお家の一大事とも謂ふべき程に痛切な打撃を蒙つたもので敦賀に於ても徳川全期を通じて格式、扶持、或は御用達を始め各問屋仲人、馬借頭、駄別札扱の町人等永年所謂お株なるものを壟斷して官僚統制の牙城に立籠つて甘い汁を吸つてゐた一部町人、さては地子其外諸役免許の特典や扶持米に依存した舊家は殆んど轉落の憂き目に會つたのである。その近き例は文政の頃御用達として藩札會所に御用を勤めた顔觸れと維新早々敦賀爲替會社出資人の顔觸れを比較すれば近々三十四五年の間にその大半の名前が消え去つて跡方なきを見て變化の急激なりしを證するに足るのである。

これは經濟機構の改革による影響であるが更に外來經濟力の壓迫も見逃し得ない、安政元年正月、神奈川和親條約の締結を契機として、虎視眈々たりし英、米、佛、蘭、諸國商人は日本の黄金を眼指してその毒牙を磨いたのである。

彼等は四百年以前安土桃山時代から徳川初期にもそうであつたやうに、いつも日本に對して經濟的野心とあはよくば領土的野心を棄てゝはゐなかつたのである。

只彼等は可成實力の行使をせず威赫と手練外交によつて未開の日本指導者を籠絡し、進歩した資本主義經濟組織によつて幼稚極まる徳川政府の經濟統制を打ち破り容易に日本の經濟力を掌中に收めんとしたまでである。その方法として彼等の採つた謀略は

一、外國經濟事情に盲目に等しかつた日本商人を相手とし金銀兩替の方法を用ひて爲替差益によつて我國より巧に搾取すること

一、歐米大資本主義を利用して小規模なる日本商人の經營振りを打毀はし買占めと賣惜しみをもちつて自由自在に相場を操つて巨利を占むること

一、當時歐米の武力と富力を以つて貿易其他に不正行爲を敢へて行ひ日本商人の損失を省り見ないこと

などあの手この手で、當時の日本商人をして應接に違なからしめたものである。以上の方法の内最も惡辣なるもの、例を取つて見るならば貿易二分金の贋造行使がある。この二分金は兵庫長崎等に於て貿易の決済に主としてこの二分金を用ひたのである。これは幕末幣制混亂に乗じ西國其他四五の藩に於て鑄造散布したのもあるがその過半——五分ノ三位と謂はれる——は佛蘭西人が本國に於て之れを贋造して日本に持ち込み流布したもので敦賀では當時全國有數の

貿易港であつた丈にこの贋造二分金を多量に手持ちする者ありてその受けた損害も尠少ではなかつた。"チャラ金で大損をした"と後に傳へられる事件はこの時のことである。

當時政府でも

「近來通用金銀の贋物直に買取相場相立外國人へ賣渡又は洋物等右金子を以て買取候者も有之不届の至候以後右様のもの有之に於ては速に召捕嚴科可處候」

と嚴達して不正外商の手先となるが如きことなき様注意を促してゐたのである。

維新前後の經濟の變遷振りとその状態凡そ右の通り甚だ混沌とし且つ微弱極まるものであつたので富國強兵、産業振興を旗印とした維新政府當局は何を措いても經濟革新を斷行しその積極的進展策を講せざるに於ては如何なる事態を醸すや計り難い重大危機に直面して來たので、その根本とも云ふべき

一、幣制の改革

一、會社法の制定

一、國立銀行の創立

を擧げて一切自由平等の立前の下に整備を急いだのである。且つ

「官途に立つ者苟も商賈と利を争ふ事不可有」と藩制時代の遺物國産などについてその舊套を受けて士族の商法など行はず、商權は専ら商人の自由手腕に委すやう布令までして商工業の發達を促進せんと試みたのである。これより士農工商の階級は打破せられ四民は平等となつて領主經濟は完全に抹消せられ國民經濟の時代を迎ふるに至つた。その幣制の改革については

明治四年五月太政官より

「皇國往古より他邦貿易の事少なく貨幣の制度未だ精密ならず其品類各種にして其價位も亦一定せず今其概略を擧むに慶長金あり享保金あり文字金あり大小判金あり一分金あり二分金あり貳朱金あり一分銀あり一朱銀あり當百錢あり大小數種の銅錢あり

其他一時通用の貨幣は枚舉に違あらず甚しきは一國一郡限の貨幣あり今に至るまで僅に其一部に通用し他方に流通せざるものあり、かく其品種區々にして方圓大小其價を異にし混合雜駁其質を同うせず」

と貨幣混亂の狀況を述べてゐるのであるがこのやうな有様では贋造貨幣の鑄造を企む者出で來るは怪しむに足らぬ。そこで

「舊幣を改め精良の新幣を設けずんば何を以て流通の道を開き富國の基を立てんや」

と謂ひこの主意により新貨幣例目を出し圓を以て起票となすべき旨の諭告を發したのである。かくて二分贖金の一掃は出來たが、それが爲め従前の藩札に代つて明治元年以來敦賀用達によつて發行融通してゐた町札銀目五匁札、三匁札、一匁札、五分札も停止となり東京、京都、大

阪、横濱、神戸、新潟、大津、敦賀に設けられた通商司の爲替會社は國策に基いて國立銀行に統一される氣運となつた。

「貨幣流通宜しきを得運用交換の際に梗阻の幣なからしむるは物産繁殖の根軸にして富國の基礎に候處從來御國內に於ても爲替兩替を業と致し歐亞各國に通稱する「ばんく」の業



明治初年通商司發行したる手形 (四喜七郎所蔵)

態に等しきもの有之と雖も其方法精確ならざると施爲の陋拙なるにより充分人民の便益を得るに至らざるに付」

とて金融機關として新たに國立銀行條令を制定して歐米資本主義經濟の驥尾に附したのであつ

た。同事に會社法を制定し、明治四年澁澤榮一の「立會略則」福地源一郎譯の「會社辨」を大藏省より發行し地方富商に勸奨し之れに政治的特權をも賦與してその實行を急いだのである。かゝる政府の積極政策に動かされ大阪を始め各商業都市の新興商人は競つてこの業を興し會社、銀行の設立相次いで企圖されたのである。

敦賀に於ても東町の大和田莊兵衛その發頭人となつて通商司を興し當時敦賀財界の有力者たりし山本傳兵衛、喜多村作平、那須吉兵衛、室五郎右衛門、萩原佐太郎、本郷彌七、大和田莊七、打宅平治郎、畑守喜平、村田彌兵衛、大和田彌右衛門、船野清右衛門、中村宗七、磯野源之助、矢島四郎兵衛、西岡林助、山上宗助

以上十八名を仲間として大藏省役人二等出伺紙幣寮神崎正威監督の下に資本金四萬壹千兩にて爲替會社を興し金札銀札錢札の發行を許され更に正貨の代りに手形を發行しその授受を取扱つたのである。因みに明治三年の大阪爲替會社の預金高を見るに拾五萬五千兩とあり、敦賀融通額四萬壹千兩とこの額の比較により兩地商業の程度格段ならざりしを知り敦賀の商界又有力なりしを物語るものである。

この爲替會社も前段述べし處の國立銀行條令の制定以來明治七年頃には自然消滅の形とな

り、通商會社のみが残された。最初は爲替會社の庇護によつて敦賀の重要商品取扱の各組合員より身元金を取り資金の融通、商賣の指導監督までなし來つたもので今日の統制會社とその參加團體との關係に稍々似た處があつたのである。當時敦賀に於ける關係商としては爲登商、脇問屋、船方問屋、四十物商、蠟燭、石灰、油、酒、穀物、鹽干魚であつた。のみならず通商會社自らも持船をなし回漕の業に手を染めたのであるが不幸失敗に歸し、これが原因となつて爲替會社と相前後して解散の止むなきに立至つた。

この通商司の組織は敦賀事業界に刺戟を與へ海陸の運輸機關、會社、銀行等の設立を目論む者出で來り明治初期の萎縮時代の域を脱し漸く本來の面目を取り戻すに至つた。就中通商司頭取であつた大和田庄兵衛は初代縣令藤井勉三と共に奔走して、敦賀三國汽船會社を創立し敦賀丸（九十噸）三國丸二隻の外輪船を以て敦賀三國間の運航をなし夏期航路安全の頃は貨客共にこれを利用し大に繁盛を見た、これ當港に於ける近海航路の濫觴であつた。次いで明治五年には、從來の馬借に引續き陸運會社の設立をなし北陸線開通以前に於ける唯一の陸路、鹽津街道を利用する運送業を開始し好成績を挙げ、明治十年該道路改修に當つて會社より金壹萬圓を寄附してこれが改善を計り、その翌年秋 明治大帝北陸御巡幸の砌、岩倉右大臣この美舉を聞

き政府より金杯三つ組を下附されたのである。この寄附金中には船手問屋の積立もあつたので、この金杯の處置について東町の千歳屋で集會し籤によつて分けた所、大は山本傳兵衛、中が中村宗七、小が大和田莊兵衛に當つた。（大和田保太郎氏談）

同年八月には郵便汽船三菱汽船會社が敦賀に汽船を入れたが、大和田莊兵衛、那須文秀、打宅辨次郎、室五郎右衛門の四人でこれが取扱方を引受け、室（天屋）が取扱所となつた。この頃に至つては蒸汽船の入船もありしが和船全盛時代とも謂ふべき時で敦賀の港も光明を見出しこれが方策に就て藤井縣令以來縣廳よりその港内保護と振興策に付回漕問屋に諭告し問屋亦寄々協議を遂げてゐたのであつたが明治九年六月左の如き伺書を提出してゐるのである。この内容によつて敦賀港維持發展の仕法を知り、回漕問屋仲間の商權擁護の氣持ちも知ることが出来ると思ふので左にこれを掲げて置かう。

第一、當港内保護方法の儀會テ二課ヨリ御内諭ノ次第モ有之ニ付今般回漕問屋一統協議ノ上本月一日ヨリ當港入船ノ諸物品賣捌相成候節ハ問屋手数料其他ノ方へ六歩引去リ内壹歩ヲ港仕法金ト稱シ仲間内ニ於テ積立申尤右ハ港内一般ニ關シ候方法ニ付荷主へモ廣告致置候事

第二、港仕法金取立方及諸帳簿悉皆其年ノ年番二名並ニ立會人二名ニテ擔當致瞭々被致申度候

事

第三、諸商船入港ノ都度甲港ヨリ積來リノ物品詳悉ニ記載シ打宅辨次郎方へ届出サセ年毎仕法

金取立ノ節輸入ノ品物並ニ入船ノ員數等比較致度候事

附、入船ノ都度届ケザルカ又ハ仕法金取立ノ節物品ノ員數代價ノ金額等隱蔽致候者ハ違

約金トシテ百分ノ五引取立申度候事

但シ打宅辨次郎手代月給一ヶ月貳圓ノ定

第四、仲間ノ内身元慥ナル者二名仲間一統ノ入札ヲ以テ選舉致シ半年宛ノ金預リ主ト定メ置其

預リ主ハ仕法金取立ノ節立會スルハ勿論金錢出納一切ノ事ニ關涉被致度候事

附、金預リ主へ預ケル金額ハ每包立會人一名ノ會同ヲ得テ糊封シ其二名ノ檢印ヲ押捺致

置度候事

第五、港仕法金方手数料並ニ諸入費トシテ壹ヶ年分金貳百五十圓宛集金ノ増減ニ不拘其年取立

金高ノ内ヨリ除キ置申度候事

第六、仕法金取立ノ期日、一月、四月、七月、十月ノ四ヶ度ニ相定申度候事

第七、一時ニ入船嵩ミ金融難出來差閤候様ノ場合ニ於テハ其情實ヲ相調ベ無據事故ニ候得バ仲

間一統集議ノ上仕法準備金ノ内ヨリ抵當物ヲ以テ至當貸金致度候事

附、利子元金百圓ニ付一ヶ月壹圓五十錢ト定メ其内ヨリ二十錢宛其年ノ金額預主ニ手數

料トシテ配當致度候事

第八、前年仕法金清算帳二冊翌年三月中ニ製シ第二課及區會所へ壹冊宛相納申度候事

第九、仕法準備金ハ素ヨリ當港ノ保護及繁榮ヲ謀ランガ爲メ出金致候儀ハ勿論ニ候へ共尙其事

由仲間一統へ熟議ノ上出金致度候事

第十、回漕問屋ノ鑑札所持致候者御布告ノ御趣旨ヲ不心得荷主並ニ船頭等へ直々奸談ヲ以テ輸

入ノ物品等密賣シ時價ヲ崩シ候廉問々有之候ニ付曖昧ト致候件々ハ其筋ヨリ嚴重ノ御沙汰

被下度御願申上候

明治九年六月

回漕問屋 一統連中

この全文に依て解る通りその頃新らしく敦賀港の發展策を講ずる氣運起り前記十條に涉る細則を議してこれを敦賀縣第二課（勸業課）へ差出したものである。この港灣問題については初代縣令藤井勉三の最も努力した所であつて彼は港灣の發展に不可缺なる航路の開設についても種

々奔走したがその片棒昇いで縦横に活躍をなした大和田庄兵衛も亦敦賀港開發の恩人として忘れてはならぬ人物である。この外に當時主なる回漕業者としては

天 屋 室 五郎右衛門 糸 屋 打宅辨次郎
澤 屋 田波與八郎 大慶屋 大和田龜次郎(二代大和田莊七)
小餅屋 久保新吉 丸 屋 清永仁三郎
があり、船問屋としては

米 七 中村宗七 綱 屋 山本傳兵衛
四十物屋 村田彌兵衛 飴 屋 西岡治左衛門
船 屋 船野林助 加賀屋 山上宗助

等があつて維新後の敦賀商界の中心勢力として經營大に努めたものである。その外

敦賀縣が滋賀縣へ管轄替へになる頃三菱汽船に對抗して航路を開いた共同運輸會社江州商人

との提携による江越商會の支店等の開設あり、或は敦賀から伏木迄を連絡せんとする東北鐵道の設立發起など鬱勃の氣、隨所に發してゐたのである。更に、舊幕時代の飛脚を改良して通信機關を司るものに驛遞司が起り、明治四年郵便局と改められて、敦賀神樂町に敦賀郵便局が設置せられ、旭町大和田彌右衛門宅に三等郵便局開かれて、通信事務の向上を見、延いて經濟の發達に資する所多かつた。

「飛脚便を可成簡便自在に致候儀公事は勿論士民私用向に至る迄世上の交に於て切要の事に候處是迄商家に相任せ置候書狀の届方兎角日限相後れ其遲滯の甚しきは僅數十里の道程にて十日餘も相掛り或は遂に達せざるの掛念も有之殊に急便にては貨錢高値にて貧窮の者共遠國近在にその情を通じ且つ四方の安否品物の相場等も急速に相分らず道路不良留風説に惑ひ候者も不少(中略)是に依て追々諸街道へ飛脚御仕法被爲立遠近の人情を通じ四方の模様も急速相分り上下一般急便の書通自由に出來爲致候御趣意にて先試みの爲め當三月朔日より西京迄三十六時間、大阪迄三十九時間限飛脚毎日御差立兩地は勿論東海道筋宿々四五里四方の村々並に勢州美濃路等も右幸便を以て無相違様御仕法相成候條其意を得書狀差出人心得之通可致事

末正月
これ郵便官營の始まりである。

太 政 官

二 日清戦争前後の敦賀

△金ヶ崎繁昌時代

△二代大和田翁と前田正名

維新草創の際に於ける敦賀の商人は既記の通り舊領主時代と歐米流資本主義の新時代との轉換期に翻弄せられて舊領主時代の經濟機構の中に閉じ籠つて大平樂を夢みたお株の面々は次第弱りにその影を没したのであるが、この半面には新時代の經濟機構を巧みに洞察して銀行、會社、或は貿易など新制度による經濟機關を興してメキメキと頭角を現はした新進の商人も多く輩出したので從來の不安と停頓した氣分は漸く一掃せられ新時代の中に生きんとする町民の意氣は自ら進取的傾向を帯びて夜明前夜の敦賀を思はする陽發氣運がどことなく充滿し始めてゐ

たのである。たゞその間二三の綾あつて一時的な動搖はあつた、その一つは敦賀縣創設以來縣制の中心として町民の誇りとしてゐた縣廳は明治九年八月廢止の厄に遭ひ滋賀縣に編入され更に同十四年福井縣創設に伴つてこれが管轄に屬したことは敦賀の發展上些からぬ障礙を與へその前進を阻んだ。

他の一つは西南役後の財界混亂の影響である。西南役は一面舊幕思想の殘滓を拂拭し併せて新政府の實力を示したものであるが、他面その軍費支辨に當時の財政として無理を生せしめ、紙幣の増發は經濟界の平衡を失するに至らしめ十一年末頃の紙幣發行額は一億三千九百萬圓に突飛し、この外一種の不換紙幣に等しくなつた國立銀行紙幣も各地に流通して十三年初期には一億七千萬圓の巨額に上り爲めに紙幣の暴落を來し銀貨一圓に付紙幣一圓七十九錢五厘まで下落した。政府ではこの傾向に愕ろき十四年より不換紙幣の整理斷行を決意し極端なる硬貨主義を採つて紙幣の發行を抑止しその上政府支出に就ても向ふ三ヶ年間絶對増額を行はぬ方針を明かにするなど非常手段を講じたので、さしもに氾濫した紙幣も見るうちに收縮し、従つて高値に亂舞した物價は急速度に瓦落し商人の倒産、既設事業の蹉跌比々相亞ぐの慘狀を呈するに至つた。かゝる状態は偶々當時我國の經濟的基礎の未だ確ならざると、經濟操作の未熟を露

呈するものであるけれどもその突風は敦賀にも及び數年間商況不振を極め、特に古き歴史を有



明初年の旅館

岸沿ひに武生に通ずる車道を完成して嶺北との交通の便利も開け人馬の往來するもの日増しに多く活氣頓に加ふるに及んで敦賀町民も愁眉を開いたのである。

した紙屋町の製紙事業もその唯一の顧客先であつた京都西陣の不景氣に禍ひせられ遂に永久にその影を没するに至つたことなど、その犠牲の一つであつた。それから間もない十四年二月に突如、福井縣新設の發布を見、然も敦賀はその管下に屬することとなつて一時町民に非常の不安を與へ、政府の朝令暮改に對して不満を抱く有志もあつて嶺南四郡より總代上京して太政官或は内務省に出頭して復活運動を試みたのであつたが遂に要領を得ずに終つたこともあつた。乍去かゝる不安も時代の進運と共に漸次解消して、十七年柳ヶ瀬の陸道が貫通し敦賀長濱間に鐵道が敷設せられ京阪、中京方面への交通に新紀元を劃し、續いで二十年には往昔よりの北陸道の難所として往還の人々をして不便此上もなかつた木ノ芽峠の峻嶮を避けて海

福井縣當局に於ては敦賀港の發展には特に留意したもののか縣の新設後間もなく立石岬に燈臺設置方を政府に要望してこれを達成し港灣文明施設の皮切りとなし、次いで金ヶ崎出鼻に延長百間の突堤建設の上申をなし、政府よりは英人技師を派遣して設計せしめ、敦賀港最初の波止場の竣功を見ることとなり船舶の碇泊に便ならしめ、或は又柳ヶ瀬陸道工事に堀り出したる石を以て金ヶ崎海岸に石藏を建て、貨物の保管に當てるなど着々進歩的な港灣經營を實行したのである。

當時金ヶ崎は東海道本線の起點であり、福井縣廳への往還發着の宿場ともなつたので旅客の滞在するもの日毎に多きを加へそれが爲め附近人家は遽かに増改築をなして旅館を兼ねることとなり、宿泊の旅人に便したので非常の賑ひを呈した。のみならず北陸或は因伯地方からの米穀木材等は上り鐵道の開通と共に敦賀に陸揚げせらるることとなり金ヶ崎ステーションは乗降の客に賑ひ、揚卸の荷物に混雜活氣を呈し金ヶ崎海岸は舳艫相銜んで橋頭林立の光景を呈したものである。中にも十七年から開始せられた敦賀宮津間定期航路、丹州汽船會社所有の丹州丸は當時この浦に碇泊して異彩を放ち後年港民にとつて思ひ出の汽船ともなり、正に金ヶ崎繁昌時代と謂ふべきであつた。この人氣に投じた譯ではないが偶然にも二十三年以來、時の氣比神

者を町の有力者中より募り演説會、其他公衆會場として大に利用せられたもので、始め交聚館と謂つたが後に萬象閣と改め明治から大正兩時代を通じ唯一の公會堂として數々の會合を催はし港民の尤も馴染深いものであつた。



賀敦町舊會館の面影（上屋に見ゆ）
（はる鐘き場なり）

八本目には流行りくじ、九つ行商千金丹、十で通りの煉瓦石、、孰れも新時代の所産で眼新らしいもの許り、これが十年後には各地に真似られてきたものである。
敦賀では明治二十年に萬象閣が建てられて時代の尖端を切つた。この會館は吉井郡長が大和田莊兵衛と共に發起し出資

試みに明治十年頃東都の流行歌を聴けば

〽 謠ひ囃せや流行の、一本目には演説會、二本目には人力車、三本目には三菱社、四本目に新富座、五本目には權の妻、六つ昔と事替り、今は便利の陸蒸氣、七本目には親睦會

器に花莫塵、支那鞆など異國色豊かに人目を惹き、街頭には人力車、自轉車ガラガラと鐵輪の音も派手に馳驅し始めた。



人力車丁場風景

眼を轉じて市中の有様を見れば。この頃に至つては、銀行、會社、取引所或は保險、船舶回漕の代理業等新時代の商業機關雨後の筈の如く興り店舖の構へも、掲げた看板にも何んとなく世の進歩を物語るかのやうに眼新らしいものが現はれてきた。主なる問屋商店の軒先には瓦斯燈が建てられ夕暗迫る頃には脚立を肩にして韋駄天の如く走り來つてこれに點火する商賣もあれば、賣藥屋の屋根には、ホルトスとかケレー酒とか西洋名の藥品も現はれ、唐物屋（舶來雜貨）の店頭にはミシン機械もあればランプもありガラス

社宮司今井清彦、郡長吉井常也、其他町内有方者の發起によつて創建せられたる金ヶ崎宮も愈々二十六年五月六日には社殿の造營成り莊嚴なる神域に御鎮座になつたので參拜の人々踵を接し一層の賑ひを呈した。

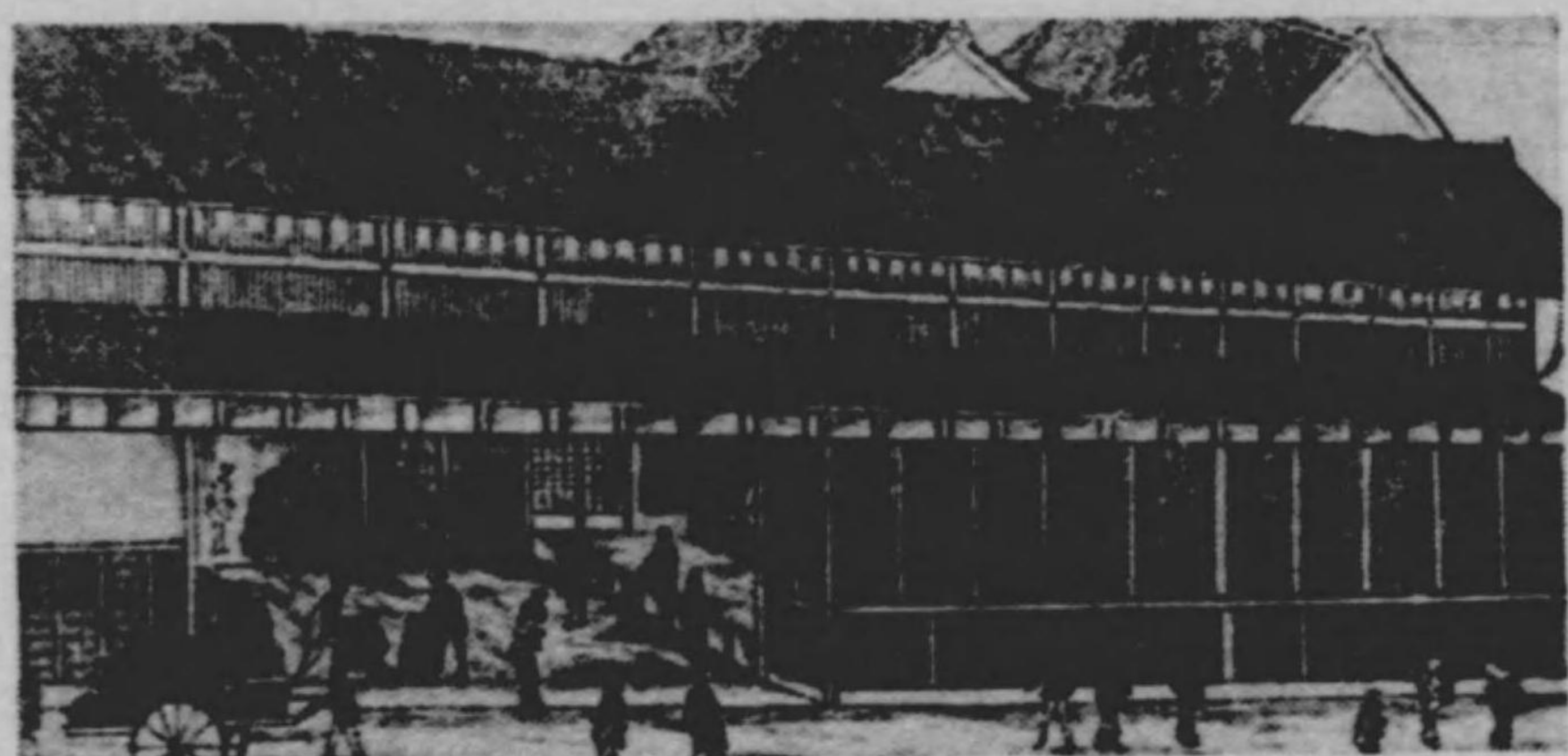
それから間もない二十二年五月には地方自治制發布後最初の町會議員選挙が行はれは名譽の町會議員として左の二十四名が選挙せられた。

打宅辨次郎、西岡治右衛門、大和田莊七、片山政治郎、刀田勘四郎、須賀又兵衛、太田源助、高木七平、山田清次郎、大藪清次郎、岡本錫、藤村貞吉、和田定吉、大谷嘉兵衛、川本三郎、前田卯之助、那須徳兵衛、鞠山利八、中村左平、若林源之助、安田孫平、山岸肇、山本清七、石田治兵衛

孰れも當時の有力者許りで活氣漸く漲らんとする矢先としてその意氣正に冲天の概があつた。初代町長は慶長以來連綿町人の首座に位したる打宅氏十三代打宅辨次郎であつた。これに前後して當時三十歳に達しなかつた二代大和田莊七その外新進の商人相寄り敦賀商工會なるものを發起し今の敦賀無盡會社跡にその事務所を設けて敦賀商工業の發展を促進せんと大に意氣込んだものである。これ後の敦賀商業會議所の前身で片山政治郎これが會長を勤め、恰もその頃米穀受渡しに當つて榊取り上惡習慣ありて敦賀米商界の不評を招いでゐたのでその是正に力を注いだものであつた。このやうに公會堂の新設や商工會の組織は敦賀一般の進歩的な空氣を示しこれに準じて商業機關の新設は盛んになつてきた。

銀行について見るならば文久年間函館會所の置かれた頃、敦賀用達との間に京都の三井組、小野組が爲替取組を行つてゐたが、維新に際して小野組は政府軍務官の金庫方を引受けて再び敦賀に店を開き、三井組も亦明治六年には敦賀縣の爲替方となつて引續き金融の事に關係し、十一年銀行條令の發布につれ銀行組織に改め三井銀行敦賀支店として業務を開始したのである。場所は西濱の高島屋跡であつたが今日の銀行と事變り窓口の高さ四尺にも及び丁稚小僧では封箱（現金或は書類入）を頭上高く指し上げねば届かぬ位で、行員は前垂掛乍ら一段と高い所から客を眼下に見下して事務をとつてゐた。この銀行は主として北海産物の取引に於ける爲替業務を扱つた。これに續いて明治十一年舊小濱藩の酒井仲誠以下の發起によつて國立銀行小濱第二十五銀行が設立せられ翌年一月から敦賀西濱に支店の開設を見舊藩士木下是氏支店長として來任した。

この銀行は從來の習慣もあつて主として米穀商人を相手として堅苦しい消極的な經營法を採つてゐたものである。これらはその開業當時はそれで濟まされてゐたが明治二十年頃の繁盛期になつて商賣が多分に自由主義的な傾向を帯び取引の方法も歐米流に變つてくると兎角圓滑を缺き商業の發展に副はない點があつた。この弱點は銀行のみでなく米穀商品の賣買價格の上



明治二十二年頃の問屋風景(岩倉屋)

場ハ博奕同様ニシテ何程ニ勝敗アルモ之レガ爲ニ一粒ノ米ヲ生ズルニ非ズ徒ラニ人ノ損ヲ

元金多少ノ争ニシテ金力ノ強キ者ガ弱キ者ヲ捻ジ伏スルコトトハナルモノナリ之レヲ相場ノ言葉ニテ腰ノ強弱ト云フ、但シ相

「米相場スル悪者ガ大金ヲ用意シテ勝利ヲ得ルコトアリ誓ヘバ相場ノ會所ニテ無暗ニ米ヲ買ヘバ世間ニ行ハルル實ノ米價ニ拘ハラズ會所ニテハ一時米ヲ所望スル者多キ姿ニシテ之レガ爲ニ相場ヲ引上ゲザルヲ得ズ賣方モヨク其策ヲ推量シテ承知ノコトナレバ亦世間ノ相場ニ拘ハラズシテ無暗ニ賣込ミ互ニ相争ツテ一方ハ相場ヲ買上ゲントシ一方ハ之レヲ賣下ゲントシ詰ル所ハ

からざるものがあつた。その最盛期には北海道よりの入貨も七割は彼の手によつて買取られ代表的問屋であつた。然し乍らこの取引所なるものは歐米資本主義經濟の尤も露骨なる機構であつてさしもの兩巨商も遂にそのカラクリにかゝり間もなく没落した。その頃の新智識、福澤諭吉はその著「民間經濟錄」に次のやうに論じてゐたのである。

にも現はれてその結果は米穀商品取引所の設置要望となり、新經濟組織に即應せる銀行の設立計劃となつたのである。前者は明治十九年頃から一部有志によつて目論まれ其筋にも運動してゐたのであつたが機熟せず認可を得るに至らなかつたが明治二十七年十月に至つて漸く設立の許可に接し中ノ橋角に市場を開いて一時非常の殷盛を見たものである。元來米市場は町人藏元がその最初で、西濱の高島屋が牛耳を握つて米座御爲替代用會所なるものがあり米切手を賣買する取引方法をもつて行はれてゐたが、この方法は藏屋敷在米に對して發行したもので、自然廻米延着の場合には米切手を正米と引換へることが出来ぬ不便を生じた。この不便を除く意味合をもつて賣繋ぎ買繋ぎの方法を案出し所謂延取引が行はれ一般の利

岩城榮吉は屋號を岩倉屋と稱し問屋として當時敦賀商業界の第一人者でありその勢ひ當るべ

も盡力した一人であつた。敦賀米穀取引所もその機關であつて當時の大手筋として中村宗七、岩城榮吉など有名なるものであつた。中村宗七は滋賀縣時代から最も活躍し江越商會副社長となつて米穀取引所設置にも盡力した一人であつた。

以テ己ガ得ト爲シ人ノ愁嘆ヲ以テ己ガ快樂トナスモノナレバ之ヲ紙ニ記スモ不本意ナレドモ爰ニハ唯物價高下ノ一例ヲ示シタルノミ」
と警世してゐるのである更に物價の高下については

「一國ノ通用貨幣ト商賣品トハ鈞合アルモノニシテ其鈞合ニ從テ品物多ケレバソノ價下落シ貨幣多ケレバ貨幣ノ價下落スルヲ經濟ノ通法トス故ニ諸色ノ高値ト謂フハ一方ノ言葉ニシテ事ノ實ヲ證スルニ足ラズ貨幣ニ對シテ云ヘバ諸色ノ高値ニナリタルニ非ズ貨幣ノ下値ニナリタルコトナリ、今日ノ米ハ高値ニシテ一升六錢ナリ（明治十年）之ヲ古ノ百ニ參升ノ米ニ比スレバ二十倍ナレドモ古ノ人足ハ一日ノ賃錢百文ヲ以テ三升ノ米ヲ買ヒ今ノ人足モ一日十八錢ノ賃錢ヲ以テ亦三升ノ米ヲ買フ可シ唯名目ノ高クナリタルノミニシテ其趣ハ十日姪子ノ賣物ニ値段ノ方外ナルガ如シ、事ノ實ニ非ズ唱ヘノ騒々シキノミ」

斯様な解説を以て民間に對する經濟智識の啓發に資せんとしてゐたのであつた。

取引所は福澤諭吉が指摘せしが如く徒らに商人を損傷させるのみで却て發達を害する結果となり且つ敦賀米穀の集散高も漸減したので明治三十二年には廢業の止むなきに立至つた。

然るに之に反して銀行業は商取引の増大擴張に應じて益々その重要性を増し從來の御役所風

銀行に對して新時代に相應して明治二十五年十一月一日には大和田銀行が設立せられ越へて二十七年四月には敦賀銀行が創立の運びとなつた。一は敦賀財界新進の二代大和田莊七の單獨經營であり、一は舊敦賀門閥家揃ひの共同經營であつたが孰れも敦賀商人のみの資本による本店

銀行として業界にその意氣を示したものと謂へやう。

銀行業に次いで倉庫業も漸く一部有力者の着目する所となり金ヶ崎ステーション附近一帶に土藏多く建てられたこれ後に敦賀倉庫會社となりし前身である。更に保險會社もその頃漸く外國よりその組織經營法を習得し來り日本人によつて創設せられた



(濱西) 店本行銀田和大の時當業開

が敦賀では天屋がその代理店を引受け日本郵船會社の取扱人たると共に代理業なる新商業の先驅をなした。商社としては海陸運輸の事業會社を初め所謂企業家なるものも現はれ、明治十四年には加賀の前田侯が發起して東北鐵道會社を目論見その株式募集には石黒縣令が敦賀に來て

町の有力者と接觸したものでこれには大和田莊兵衛尤も奔走した、亦、八幡の巨商西川貞二郎は中一商會なる商社を組織し北海道方面に於ける海獸の捕獲或は厚岸灣に無盡藏と謂はれた牡

蠣の一手採取を目的とする企業を起し大日本水産會社と稱して敦賀に於ても株式の募集をなし山上宗七（かゞや）もこれに關係したがその支店開設の際の如き披露宴を萬象園に催し花火を打上げ屋臺を繰り出した程の騒ぎであつた。

以上は日清戦争前迄の敦賀商業界の移趨と新進實業家擡頭の一例に過ぎないが亦以つて敦賀の飛躍振りを窺ふに足るものがあると思ふ。然もかゝる新興氣分に満ちたる敦賀經濟界にあつてその主役についたのがその頃漸く頭角を現はして來た二代大和田莊七と配するに日本の産業振興の先覺者たりし前田正名に指を屈し



創立當時の敦賀銀行本店

なければならぬ。二代大和田莊七は明治大正昭和の三時代を通じて郷土敦賀の生んだ偉大なる

事業家であり且つ敦賀港の發展について畢生の力を獻げつくした有徳の士として中外人士の等しく認むるところでその片鱗は隨時隨所本文に絮説せられてゐるが、彼の初期に於けるワキ師として共に奔走した前田正名の名は今も記憶に残る人も鮮ないと思ふから附言して置かう。彼は敦賀のみでなく日本の産業に一身を捧げた偉人である。それが特に敦賀と關係深きは彼と二代大和田莊七との相提携があつて敦賀の經濟的發展に寄與する所鮮少なざりしが故である。

前田家は薩摩藩であつて當時藩主齋彬公がお國入をなした頃、フランス軍艦、イギリス軍艦が前後して近海に現はれ開港貿易か戦争かの岐路に立ち藩士皆血氣に驅られてゐた時代であつた。文久二年伏見の寺田屋に起つた薩摩藩士同志の斬り合ひを聞いた正名自身も洋學を志す身であり乍ら藩傳統の尊皇思想の激發によつてだんだん志士的性格に變つていつたのである。その後、長崎に洋學研究の爲め藩より許しを受けて出向いたころには、そこには海援隊の坂本龍馬や長州藩の井上聞多（井上馨）伊藤俊介（伊藤博文）佐賀藩の佐野常民、大隈八太郎（大隈重信）土佐藩の後藤象二郎、等が出入し盛んに尊皇倒幕と開國論の論争が續けられてゐたもので長崎時代の正名はその間に在つて實に志士として立つの概があつたのである。が、その後外遊中彼の崇拜措かざりし南州の死を聞き歸朝後は大久保甲東との縁故は遂に彼を驅つて一時官

吏としてその才幹を振はしむるに至つた。即ち、國産振興の爲め外遊二回に及び大藏省大書記官に任せられ再度理事官として歐米に派遣されることゝなつたが、歸朝後農商務卿西郷從道と農商務大輔品川彌二郎に進言して「興業意見書」を編纂し維新の國策たる富國強兵産業振興を身をもつて指導誘掖せんとの猛指を抱いたのであつた。

然も理想主義者でひたむきな彼の性格は時に合はず遂に野に下つて更に眞劍なる運動を起し明治年間を通じて終始その先頭に立つて惡戰苦闘を續けたが世間的には不遇の裡にその晩年を終つた。その間彼の苦闘の状を「前田正名傳」の中に左の如く述べてゐる。

「十一月になると正名は福井縣に姿をあらはして、羽二重の産地を晝夜、講演會、談話會と巡回をつゞけてゐた。北越の秋風とたゞかつて叫びつゞけてすつかり咽喉を痛めても醫者の止めるのもきかなかつた。或時は烈風強雨の夜、午後十時すぎから四里のみちを人力車を走らせた。誰もみなおどいてその強行を止めたのであつた。闇黒の夜、風と雨が狂つたやうにはげしく吹きまくるその光景は凄絶そのものであつた。けれども正名は豫定と約束のためにはどんな障害でも突破せずにはゐられなかつた」

これはその惡戰苦闘の記録である。

その當時、正名は敦賀にも立寄り萬象閣に於て敦賀の發展の爲め熱辯を振つた。

「凡そ人共事業の異同に従て各位其利害を異にするは勢の免れざる所なりと雖も一村一郡若くは一縣一國にありては自ら全般に係る利害の存する在り之が分子たる各人各家は相率ゐて休戚を共にせざる可らず（中略）」

敦賀をして北海の神戸横濱たらしむるは敦賀港當然の目的にして此自的を達する方法は則ち敦賀の町是なり若し能く方法を一定して町是確立せんか敦賀郡は之を認めて郡是とし福井縣は之を認めて縣是の大なるものとなし日本國亦之を國是の一に置くに至らん敦賀人たるもの豈に發奮興起する所なくして可ならんや」

これ彼の口演の要旨であつて彼の心からなる老婆心の發露であつた。一定方針確立の要を提唱したのである。

明治廿六年と云へば今より約五十年前であるからその席にこれを聽た者も今は殆んど鬼籍に入つてゐるのであらうが、その血を吐くが如き言々句々はおそらく席上の聽衆の胸を打つものがなくて濟まなかつであらう。正名が敦賀に來つて當地發展の爲め獅子吼をなす頃この意氣に感じた大和田莊七は深く彼の識見に共鳴し産業國士として共に國家の爲め活動せんことを契つ

たのであつた。初代大和田翁程に冒險的氣性でない彼も壯年客氣の折とて爰に破天荒の事業を計畫したのである。これは前田正名の影響によつたものと察せらるゝ。その國家的事業の第一聲として奔走したのが常宮灣開發事業であつて、このことたるや實に敦賀港民にとつて空谷の跫音とも謂ふべき奇想天外の大計畫であつてこれによつて敦賀港の劃紀的大發展の基礎を作らんとした。即ち京北鐵道會社創立これである。時は明治廿七年、日清戰爭勃發の前後、後の一大和田翁の著者中安信三郎外十九名によつて出願せるものを繼承し新たに發起人の面々に澁澤榮一、由利公正、岩下清周、河村隆實等孰れも當時中央財界の巨頭を加へこれが實現に乗り出したのである。今この計畫の大様を述べんに、その起點を京都市岡崎町とし滋賀縣大津、今津、梅津を經由して敦賀に出で松原より繩間を貫いて常宮に達する延長六十五哩の鐵道敷設計畫であつてその完成の曉は終端港たる常宮灣一帯に築港を構築して京津の門戸を完備せんとしたものの、同年十一月創立委員會を開き直ちに線路實測に着手し主任技師佐分利一嗣を囑托し、三十一年四月に東京銀行集會所に於て創立總會を開き會社は成立したのであつた。資本金三百二十萬圓。當時としては尨大なる資本で且つ國家的事業であつた。

社長に由利公正就任し重役には大和田莊七、阿部彦太郎、岡部廣、河村隆實、岩下清周、奥

三郎兵衛等肩を並べ當時政界の巨頭星亨もその大株主の一人であつた。この大計畫にして當時實現してゐたならば敦賀は今日奈何であらう乎。

痴人説夢と做す勿れ。敦賀灣内には常宮港と敦賀港併存して一は工業港に一つは商業港に日

本海にその比を見ざる大都市として君臨すること現代日本の港灣の性格より觀て必然のことであらう。

歴史は自然に生ずるものではなく人によつて作り出されるのである。敦賀の歴史的事實は凡てこれ歴代の人によつて顯現せられたものである。敦賀の發展と否とはその時代に於ける人物

の如何に因る。京北鐵道の如き敦賀の將來を左右すべき大經綸が事業半ばにして消滅したるはその原因の那邊にありしやは知る由もないが惜しみても餘りある事である。

由來、敦賀は非常の立ち遅れをなし特別輸出入港の指定は舞鶴港に先を越された。それには政治的運動の手加減もあつたが事實當時の大藏省主稅局長加藤高明の指摘反對したるが如く敦



二代大和田莊七翁

賀港は未だ指定港たるべき實績を有してゐなかつたのが一つの弱點であつたのである。

凡ては實力が解決する。指定港の運動も結局實力をもつて解決するより外途なきを知つたのが當時の主唱者大和田莊七でそれから以後彼は何事もまづ實力の養成と悟りこゝに翻然として敦賀貿易汽船會社を發起して貿易の實績を作らんとし、公的機關としては敦賀貿易協會を組織して促進運動の中核團體たらしめんとするに至つたのである。かくして種々の経緯の後、敦賀港は明治二十九年十月外國貿易の爲め特別輸出港たるを得たが更に開港令の公布により明治三十二年七月その一つに指定せられた。翌年十二月に敦賀貿易汽船會社を創立し、社長に大和田莊七、専務取締役役に室五郎右衛門就任し、差し當り日本郵船會社より所有船（青龍丸六三八噸）を三萬八千圓にて買受け、これに改装を加へて翌年五月神戸港より外航第一回目を支那牛莊に向け、同地にて大豆、豆粕の買付をなしてそれに満載、六月八日敦賀に始入港の運びをつけたのであつた。これ敦賀港が外國より商品を輸入したる始めなるべく亦政府の指定に應ふる所以であつた。

敦賀貿易汽船會社關係者の得意想ふべきであるがこれと同時に記憶すべきは、この大豆買付に渡支したる商人は當時敦賀の新進實業家西澤小平、岩城藤三郎兩氏でこゝにも敦賀商人の意

氣込を見せてゐるのである。かくして青龍丸は敦賀阜頭を賑はしたが如何にせん當時航海は雜費多くして運賃収入些く營利會社としては到底堪ゆる所に非ず、さりとて二回や三回で廢める譯にもゆかず開業日尙淺くして苦心慘憺たるものがあつた。依つて別働隊たる貿易協會をして縣費の補助運動をなしその補助金によつて漸く繼續するを得るの有様にて外國貿易は意氣込に似ず甚だ氣勢昂らず依つて方向を換へて敦賀小樽間の定期航路を開設することとし、翌年は露領サガレン迄乗り出し業績の恢復に努力したのであつた。間もなく日露の風雲急を告げて本船雇上げの電令に接し直ちに準備を整へ奉公の義務についたのである。

顧みれば日清戦争はその戦捷の結果獲たる三億六千萬圓の巨額の償金と臺灣の領有、外資一億九千萬圓輸入等ありて日本財界には一大興奮劑となり、間接敦賀港もその間非常の躍進を遂げたのであるが來らんとする日露戦争は直接對岸に浦汐斯徳ありてロシア東方の貿易中心地を有つ關係上その影響たるや、日清戦後の比に非ず、敦賀をして眞に東亞の貿易港たるの地位を確保せしめたる歴史上特筆すべき時代であつた。

維新前後には縣令藤井勉三ありて克く創草の業を整へ配するに町老大和田莊兵衛財界の中心として敦賀汽船會社を始め通商司を興して爲替會社、通商會社を開き敦賀商界の指導的地位に

在つて縦横の活躍をなし、傍ら氣比、金ヶ崎兩宮の神威發揚に竭したる功績淺からず更にその余力は萬象閣をも創建して敦賀言論の府となすなど時代の進運を誘導したものである。二十年以後日清戦争前後には産業の先覺者前田正名屢々來りて港民を鞭達し、當時新時代に率先せんとする二代大和田莊七、銀行に貿易に回漕によくその業を弘め傍ら貿易協會、商工會等の團體の組織に奔走して港運の進展に寄與する所多く、その結果は日露戦後の對外的大飛躍の因由をなした、ローマは一日にして成るものではない。

三 日露戦後の對外的飛躍

△對岸貿易航路の開始とその先覺者

△敦賀商業會議所の活動

日露戦後の敦賀は國內的都市、沿岸貿易港から一躍國際的都市に進み、對外貿易港としての重要使命を帯ぶるに至つた。これ一つは世界情勢の變化、即ち日本が世界最強を以て任じたる大國露西亞を打倒した結果歐米諸國の求めて國交の敦厚を加へたことにも因るが、職としてそ

の近因をなすものは敗戰國露細亞の積極的經濟政策の刺戟によるものと言はねばならぬ。然もその發端に溯れば十年前、日清戦争の結果に外ならぬのである。その時「眠れる獅子」支那は遂に一個の風袋に過ぎざることを列國に曝露し、多年支那を買被り、近代の女王振りを發揮して強盛至らざるなく在支各國使臣をして景仰叩頭せしめたる西太后、西安に隱退するに及んでは歐米諸國の對支政策は露骨に一變化を見せずには措かなかつた。

明治三十一年その皮切りをなしたのが獨乙の膠州灣租借の成功であつて、これに亞いで露細亞は旅順及關東半島を、英國は威海衛を、佛蘭西は廣州灣を、と言つた調子に又に颯として極東に合ける自國の策源地を易々として獲得した。これを日本が一年有余國土を傾け尊き血の犠牲を以つてして戰捷の結果、下ノ關條約によつて得たる臺灣及遼東半島の割讓に比すれば奈何、然も後者はその後幾干もなく露獨佛三國の干涉ありて、これを支那に還附するの餘義なきに立至つてゐるに於ておやである。爰に於て當時日本人の深く肝に銘じたことは、「國際間の交渉は凡てその國力によつて定まる」自力宗の信念であつた。この信念を練り固めたものが臥薪嘗膽の四大文字であつたのである。露細亞は三國干涉の指導國としてその成功に慢心し、露土戦争の失敗から南下政策を放棄して手持ち無沙汰の矢先、例の北清事變の混亂期、支那の累卵を

好機とし、極東政策の樹立を企圖して滿州に侵入し來り、租借地旅順大連（ダルニー）に強力なる永久的軍事施設をなす傍ら本國との連絡を十分ならしむる爲めにシベリヤ鐵道の全通に全力を擧げつゝあつたのである。當時日本はこの傍若無人の振舞に一應は大に切齒扼腕したが何しろ相手は支那に幾倍する大國であり、且つ日本自身は日清役後の戦後經營未完成の際とて輕々に起ち上るべくもなかつた。「露細亞打つべし」か否か、日本の朝野は彼の南下を傍觀し乍ら不安なる日を送つたものである。言論界亦眞劍にこのことを論じた。「露細亞打つべし」と決然對露硬を唱へた者は、バイカル博士の異號を以つて鳴らした戸水寛人及その同志東都二十博士の主戰論でその頃尤も人心を鼓舞激勵したものである。一方これより先世界交通上日露提携を叫んだのが日露貿易の先覺者下村房次郎その人であつた。

尤もこの日露提携論は日清戦後の經營策として唱導せられたものであるから日露間緊逼の際、露細亞打つべきか否乎の問題に當面した回答でないことは勿論であるが、兎に角、露細亞の經濟力を日本に交流せしめて日本の經濟的發展に資せんとするのが下村房次郎年來の主張であり、その爲めには完成近きシベリヤ鐵道の活用、更にその連絡上浦潮、敦賀兩港の利用による兩國貿易路の連結を喫緊事として提唱したものである。このことは彼が若くして遞信省に在官

時代から職掌柄大に研究してゐたものであらうが、官を罷めて野に下つてからも竊に期する所あり日露兩國の交通及經濟上の提携について大に經綸を行はんとするの壮志を抱き、彼が主宰する雜誌「交通」を通じてその警策を示し或は講演行脚を續けて輿論の喚起に励めたのであつた。偶々彼の足跡敦賀に印するや、その主張に共鳴して地元敦賀に翕然として同志を得たのである。當時、敦賀には小壯有爲の人物として白崎謙藏、山上宗兵衛、大和田久兵衛、喜多村謙吉、柴田仁兵衛等ありて敦賀港發展策について論議を上下し自他共に敦賀の先覺として許されてゐたが、今、下村房次郎を敦賀に迎へて彼等は秋到れりとなし、地元町民に慫へて共に敦賀と浦汐との連絡につき運動方法を講ずる一方、敦賀の有志達は下村房次郎と大和田莊七との會見を策し兩巨頭の協力によつて要路を動かさんと企圖したのであつた。

大和田莊七は地元に在つて兼てより對岸の貿易交通については誰よりも早く考へ誰よりも早く實行し敦賀の築港完成と敦賀港を中心とした航路の擴充は彼畢生の大事業であり、然もその一生を捧げ盡して昭和の大敦賀の礎を築きたる彼の偉業であるが、日清役直後の明治二十八年には已に浦潮斯德に二名の視察員を派遣し、具にその産業經濟状態から交通の實狀を調査報告せしめ、今日あるを期したる程の達眼者であつたから會見後の共鳴は言ふ迄もなかつた。

斯くて日本海航路問題は漸く臺閣の議に上るの機運を醸成し、自然敦賀港を始め日本海沿岸各港は世人注目の的となつたのであるが、三十五年二月に至つて遂に政府補助の下に日本海航路の浦潮港との連絡が成つたのである。最初の受命會社は大家汽船に下命せられ、その航路線を敦賀を中心として門司より濱田宮津を経て敦賀より浦潮に往復し、更に敦賀より七尾、伏木、新潟、函館、小樽を経て再び浦潮に至り、元山、釜山に寄港して門司に着する所謂甲線と七尾を中心として各港に巡歴する乙線との二航路を開始したのである。大家汽船會社は交通丸宮島丸の二隻を配し日本海に於ける外國航路の皮切りをなし、爲めに敦賀港も一應國際的地位に上り外人外貨の出入も記録されることとなり、曩に大和田莊七によつて創立せられたる貿易汽船會社の支那航路と相俟つて敦賀港は開港令實施以來漸くその使命の一端を實現した次第である。然るに大家汽船會社ではそれから二ヶ年間運航の結果、七尾中心線即ち乙線を廢航して敦賀線のみを存置し且つ各港巡廻を改めて敦賀、浦潮直航を採用する旨を發表した。その理由としては

- 一、七尾敦賀兩港主義は貨客の集中を妨げる。
- 二、交通路線は寄港地の多からざるを得策とする。

三、出入貨客に於て七尾港は敦賀港に及ばざりしことを擧げて過去の經驗を活用せんとしたのであつた。これより敦賀は日本海の重點港として折紙を附けられ益々その地位を向上せしめた。

以上は日露開戦に至らざる以前の敦賀港發展施策の具體的なものであるが、その主動力たりし下村、大和田兩先覺者多年の立言實行の結晶とも言ふ可きものである。左り乍ら經濟と國交は時に兩立せず、日露間の國交は漸く危類に類し、日本の隱忍も遂にその極點に達するに及んでは遂に奈何とも爲し難い。三十七年二月十日宣戦の大詔煥發せらるゝや滿州の曠野には征矢飛び、日本海上亦暗雲漠々天地悔冥となつた。敦賀の伸びんとする北方航路日露貿易の芽は一發の砲聲と共に蚤くもケシ飛んだ。今は敦賀の町も軍都と化し海に陸に征旅の武士の歡送に晝夜を知らぬ有様となつた。氣比神宮前の敦賀驛から線路に沿ふた田甫道には俄か作りの歡送場が設けられ夜となく日となく「露軍打つべし破るべし、」の征露歌を高唱して町民は激勵大に甞め商賣所ではなくなつて仕舞つた。日本國策の嚮ふ處、眞に止むにやまれぬ所である。

翌、明治三十八年四月連戦連勝の日本軍は露細亞大軍をして最後の據點奉天に追ひ込み、彼は沙河を前にして二十余里の戦線を布き旅順の開城、日本海々戦の大慘敗を一舉に取り戻して落

來り敦賀浦潮間二回の定期船となりて積極的に日本海々上の商權を握らんとして鋭鋒を現はし更に四十一年の露國議會に於ては本航路を重視したものが十ヶ年計畫として巨額の補助金を支出し五千噸級の快速船の建造を決議し右汽船を獨逸に注文したとの報も傳はりその意氣敗戰國



義勇艦隊敦賀支店長兼名譽領事
エフドフロ邸(樓地籍海岸在所)

きたのである。その翌年七月には露國東亞汽船會社は所有船モンゴリヤ號(二九三七噸)の快速優秀船を敦賀浦潮間直通定期船として配船した。船體を白色に塗り輕快なるその船姿は敦賀港を壓するの概があつた。入港毎に多數のロシア人が上陸し食料品を買ふもの、兩替をなすもの、日本特産品特に羽二重や友禪モスリンなど買ふ者敦賀の小賣店頭を賑はし、ロシア人好みの商品は漸次店頭に飾られ、屋根看板は何時とはなしにロシア文字に塗り換へられた。



明治十四年旭町小賣店の頭

日を起頭に還へすべく馬首を回らし向ひ來つた。日露戰史に有名なる奉天大會戰の序幕である。けれども日本軍の善謀敢闘の前には抗すべくもなくクロボトキンの率ゆるスラブ兵に敗色濃しと見るや米國大統領は居中調停に乗り出し、日露兩國亦是れを容れて小村、ウイッテの握手となつた。かくして砲づゝの音も熄み日本海の暗雲も霽れて敦賀と浦潮も再び握手するに至つた。

日本津々浦々「芽出度凱旋なされしか御無事でお歸りなされしか、」と凱旋歌は至る處に高唱され、やがて銃とる手は「算盤持つて鍛もつて」平和の商戰に代へられたのであつた。

三十八年秋には日本海航路再び活動を開始しロシアは日露役以前はダルニー(大連)に力を盡したので敦賀は稍不振の域を脱し得なかつたが、戦後大連を放擲の余儀なきに至つた結果、浦潮を東亞の關門となしシベリヤ鐵道の開放と共に活氣を呈する様になつて

とも見へず寧ろ武力の敗戦を経済戦に於て取り戻さんとするの氣勢を示したのであつた。フェドロフ敦賀名譽領事は兼義勇艦隊支店長となり萬象閣隣地にその住宅を建設し屋上にロシア國旗を上げた。これに對して日本側に於ては四十年三月より大家汽船に替ふるに大阪商船會社をしてこれに當らしめ新造の鳳山丸(二五〇〇噸)を配して最新式の設備を誇り貨客の吸収に大童となつた。かくて日露兩國ははからずも兩國の代表的汽船會社をしての海上戦に火花をちらす競争となつたが、これが爲め敦賀の發展は眼覺ましきものとなり、彼我の貿易額は急増して來た。

即ちこれを數字に據つて見るに

年	貿易額	戦争中
明治三十五年	六三、〇〇〇圓	
同 三十六年	八三、〇〇〇圓	
同 三十七年		戦 争 中
同 三十八年	二八二、〇〇〇圓	
同 三十九年	一、〇六〇、〇〇〇圓	

同 四十年	二、六七四、〇〇〇圓
同 四十一年	四、七七五、〇〇〇圓

明治維新以後の敦賀

た主なるものは梅田商會を始め兩替、貿易商に澤田商會、一柳商店、伊吹商店、片岡商會、北



梅田商會支店と梅田

と飛躍的な増大を示したのである。従つて往復の内外人も航路開始以來纔かに四年にして毎年五千人乃至六千人の多きに達するに至つた。その半數以上はシベリヤ鐵道經由の歐米人及浦潮往復のロシア人支那人商人であつて敦賀に來りて交易を求めたものである。敦賀町は爰に新しい商賣の道が開かれルール紙幣の兩替屋、露支人相手の貿易、食料商など當時の上陸棧橋は表町海岸にあつた關係上大湊附近一帯にはこれら商店軒を並べロシア語通譯業もありて賣買の仲立をなし、川東一帯は異國情緒も豊かに商賣繁昌の中心と化した。當時尖端を切つて開業し

神洋行、外海洋行、日進洋行、矢野商店等あり、野菜食料品には敦賀屋商會ありて生果輸出に先鞭をつけるなど港民の關心は一齋にロシヤ貿易に漕がる、状況であつた。翻つて内地貿易を見るに北海道との航路は大和田回漕店、山下回漕店扱にて六隻の就航往復あり、神戸下ノ關方面には清水商店(丸屋)室回漕店(天屋)扱にて敦賀經由北海道行七隻の定期船ありて右十三隻の汽船の寄港によりてその貨物の出入も亦些からず、その上米國スタンダード石油會社は三十八年四月日露休戦の直後に一大貯藏倉庫を建設し、爾來毎年本國より數十萬箱の石油を運送し來りてこゝに貯藏發賣したものであるが、それから四十二年敦賀に電燈業が起るまで石油の市場として重きをなし清水友吉、村田彌兵衛、宮田勘助など有力業者も多數あつたのである。今明治四十年敦賀商業會議所開設劈頭建議せられたる石油取締規則施行延期の件について見るに「(前略)特に石油は當港輸入品の第一に位するものにして昨年三十九年の統計に徴するに當港に輸入したる内外石油は百四十四萬函以上にして其原價四百拾壹萬圓以上に達す云々」とあるが如くその重要な商品たりしを示してゐる。

尙、その頃敦賀には二人の商界俊才が出てその活躍は市人注目の的となつてゐた。その一人は敦賀貿易界の筆頭澤田商會主、一人は敦賀事業界の偉材増山次三郎である。澤田商會は梅田

商會なきあと敦賀に於て露、滿貿易に最も進出しその豆粕取引高の如き天下に鳴り轟いた。歐亂後の大正七年時の首相大隈重信に熊の皮を贈り青年政治家永井柳太郎を敦賀に拉し來りてその大雄辯に港民の血を湧かせるなど實業以外に一つの抱負を有ちたる一偉材であつたが惜しむべし奇禍に遭つて世を去つた。増山次三郎はその全精力を電燈事業に傾倒し明治三十九年出願以來刻苦奔走し、明治四十一年三月八日に石油ランプは消されて全町電燈の光明に浴したもので、當時の資本金七萬圓株主十三人然も地元敦賀では増山唯一人參加するのみで以つて如何に斯の事業の遇されたるか察するに難くない。而も斯の事業は敦賀が單なる商都から生産都市に變貌した第一次歐亂以來その眞價を發揮するに至り宇野政治郎を先づ重役として迎へ、次いで中村三郎、中村鹿三、大和田正吉、喜多村謙吉、等敦賀財界の雄を以つて經營の布陣を固め、昭和二年京都電燈會社と合併當時は資本金百五十萬圓二十倍余の膨脹振りを示した。これは取りも直さず敦賀の膨脹發展を反映したものであつて、創立者増山次三郎が敦賀産業界に寄與した程度を如實に表現せるものと認めてよい。

日露戦後の敦賀の發展状況はこのように眼覺しいものがあつて港勢も大に伸張して來たので町の經營に就いても舊態依然たるを許さぬ状態となつた。下村房次郎の大局論から出發した

シベリヤ鐵道の利用説はこゝ迄敦賀をノシ上げて来た、今や敦賀は自力を以つてその内容を整ふべき時期に逼られた。前田、下村兩先覺者を支持し自ら又敦賀の中心人物となつて奔走した大和田莊七は今や敦賀發展充實策の課題を脊負はされて獨り責任の衝に立つたのである。

幸ひに彼には多年の用意があつた、施策の方途は恰も囊中より物を取り出すが如く彼の胸中より湧き出でたのである。その第一の布石は從來在りし商工會を改組して時代に適應したる經濟機關、商業會議所設立の案であつた。彼はこれを敦賀の經濟的司令部として、築港事業、貿易事業、航路擴充、ホテル事業、に至る迄着々實現を見せてその抱負の一端を示した。商業會議所は明治四十年二月の創立で大和田莊七外三十四名の發起にかゝり、その設立趣意書には『抑も敦賀町は人口一萬七千を有する北陸一の要津』より説き起し『三十五年の日本海命令航路の擴張による對外貿易の前途を囑望し三十八年ス社の貯油倉庫新築から日本國油會社の油槽建設計畫を述べ、更にロシヤ政府より保護獎勵を受けてある東亞汽船會社の直通航路開始以來當港は世男的公道の中心たるに未だ商工業の發展を促進すべき機關なき説いてゐる』。議員として初登場した者は

大和田莊七、山下五右エ門、喜多村鎌吉、杉原彌之助、安田孫平、上林房吉、白崎卯太郎、

大鋸友七、久保彦次郎、團田廉藏、角野七郎兵衛、須賀又兵衛、寺澤善五郎、清水友吉、角野末七、那須吉兵衛、室五郎右エ門、佐生宗七、新田市多郎、敦賀銀行

の二十名で初代会頭に大和田莊七、副會頭に喜多村謙吉、常議員に山下五右エ門、安田孫平、久保彦次郎、室五郎右エ門、那須吉兵衛當選し事務局に於ては初代書記長フランス歸りの新人河田貫三これに當り、特別議員としてスタンダード石油會社支配人笹井松太郎、北海産物商西澤小平、肥料販賣業葉加瀬宇三郎、代辨業梅田潔、敦賀郡長金谷充、敦賀町長山本傳兵衛、敦賀商業學校々長福士徳平が推薦され陣容を整へたのである。開所早々日本郵船會社の神戸より敦賀を経て小樽に達する所謂西廻り線定期航路の廢航問題起りこれが繼續運動に力を注ぎ、會頭大和田莊七より日本郵船社長近藤廉平、逓信大臣山縣伊三郎に對し陳情大に昂めたるを始め同年十月には日露通商漁業條約の締結を見たる爲め喜多村副會頭より露國全權公使バクメチエフに對して祝意を表する書翰を送り且つ領事館設置に付滿腔の赤誠を以て犬馬の勞を盡すべき旨の申入れをなし、或は又大阪商船會社が設置したる灣内浮標の位置につき他會社船舶出入に妨害ありとし一時喧騒を極め會議所は調査員を囑托するなど活潑なる運用振りをもつてその機能を發揮した。

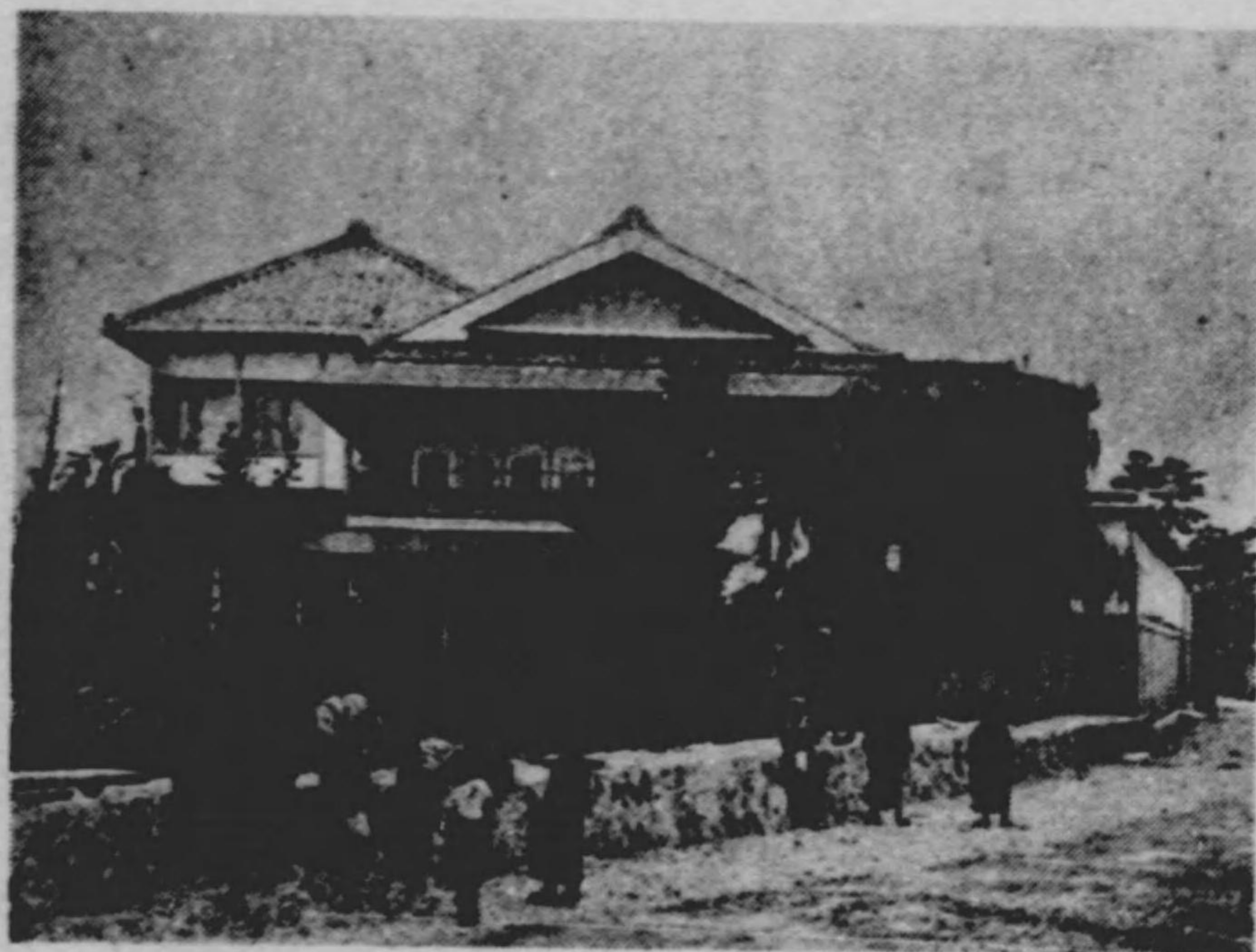
越へて四十二年には議案中に

大日本博覽會ノ費用ヲ以テ當地ニ外賓宿泊ニ適スル高等ホテル建設ノ件

を掲げ國際港都の面目を見せんとの意氣込みを示し更に議員中より

「現任敦賀警察署長ノ施政方針ハ往々當商港發展ノ目的シ阻害ヲ前途ノ繁盛ヲ防止スルノ虞アルヲ以テ其事情ヲ本縣知事ニ開陳シテ商業界ノ安寧保持ノ爲メニ宜シク誠飭ヲ加ヘ適當ノ處決アラントヲ切望ス」

の開始と共に急増した外人の往來を見た敦賀ではその宿泊に適當なホテルの建設を必要としこ



(花々開業せ敦賀ホテ) 笙ノ橋西詰

の前年明治三十八年對北株式會社を創立し、その附帶事業として笙ノ橋々畔に和風の敦賀ホテルなるものを新築し大に外人の投宿を期待したが、未だ尙早なりしか經營困難を極め開店當時の花々しさに引替へ數年後には建物は町に寄附し會社は解散の餘義なきに至つた。

それから間もなく開催されんとする大博覽會を機會にこのホテル再建の希望もあつて會議所では腹の傷まぬ資金を得むとて大日本博覽會々長金子堅太郎及農商務大臣松岡康毅に建議したのである。尙建議の序に

「貴省ノ直轄ニ屬スル商品陳列館ノ分館若クハ其出張所ノ如キ小規模ノモノヲ當港海岸要衝ノ地ニ設置セラレテ之ヲ外客一般ニ縦覽セシムルニ於テハ其内國貿易品ヲ外人ニ紹介ノ便ヲ與フルト同時ニ彼等ノ目ヲ慰メ心ヲ樂シマシムルノ一助トモ相成」

とて商品陳列所の開設を農商務大臣に申請した。又以てその燃ゆるが如き希望を察すべしである。然るに四十一年三月大和田會頭に從ひ創早の會議所に在つて十二分の腕を振ひたる書記長河田貫三は都合ありて退任し片山政治郎後任として二代書記長を引受くるに至つたのである。

河田貫三は在職僅かに三年に充たざるも開所當時に在つて克く所務に眼め會頭を援けて敦賀商港の名を擧ぐるに全力を傾倒したがその傍ら「敦賀貿易史稿」上下二卷を筆録して敦賀經濟

史に一大光明を與へるなどその篤學精勵洵に嘉すべきものがあつた。斯くして商業會議所の力は次第に一般の誠認するところとなり。對岸諸港との交渉も頻繁を加ふる折柄敦賀港に一生面を開いたものに日本海横斷航路開始のことがあつた。この朝鮮航路は對岸の元山會議所に於て早くより唱導したもので四十一年十二月に

「抑モ本航路ノ主意目的ハ一千五百噸許ノ汽船一隻ニ由テ敦賀元山間（約四五七哩）ノ航程ヲ一週間ヲ以テ一往復セシムルニ在リ」

とてその意見を徴し來り、次いで清津會議所よりも獨自の立場から日本海三角航路開始に付賛成を求めて來た。

大和田會頭は別に見る所あり曩に外國貿易港指定運動の際加藤高明子と論議したがその際の苦き經驗により航路を開かんにはまづその実績を要すること、さきに敦賀貿易汽船會社を興し牛莊より大豆輸入のことより始めたるを思ひ朝鮮との貿易に就て種々計畫を回らしてゐたのであつたが計らずも朝鮮の生牛移入に着眼したのであつた。當時鮮牛移入の業者に安倉兵三郎ありてこゝに話が纏まり、安倉商會社を後援した。明治四十四年十二月安倉は片山書記長と會議所にて會ひ鮮牛移入と同時に二千五百噸級汽船月三回北鮮各港と連絡する具體案を示し、牧場

として豫定地を下檢分し清津よりもその事業應援の爲め二三有力者は敦賀商業會議所に來り種々打合せをした位であつた。その結果敦賀でも機熟せりと做しその運動を開始したのである。

日本海横斷航路開始運動に就ては敦賀、元山、清津三港夫々の立場によつて最も力瘤を入れたのであるが今その請願書を見ると三港の貿易事情も或る程度鮮明するので左に摘録して參考に供することとする。

「惟ふに我日本海を經濟的に利用して裏日本の一港より北朝鮮の商港へ向け直通定期航路を開始して北陸山陰兩道をして對岸に近接せしめ、彼我密通の便利を圖るは即ち刻下の急務にして實に兩地方の貿易を増進し商業の盛大を期する基たる而已ならず凡そ北朝鮮の開拓及殖産興業の發達より移民集注等の政策に至る迄促進實行せしむる上に於て其効果少からざるは今更申迄も無之候

然るに或る論者の中には該航路の開始を以て時機未だ來らずと看做し頗りに尙早説を主唱し居る者有之趣、而して今其要旨を聞くに大阪及神戸の兩港より定期若しくは不定期船の航海を元山又は清津方面へ夙に開通し居るが故本國より北朝鮮諸港に對する貿易品の輸送及旅客の往來に關する交通の便は從來既に略々達し居るを以て朝鮮向貿易品の生産高未だ

豊富ならざる日本海方面の一港を撰定し直通定期航路を開始するが如きは左程急務と認むる能はず」

これ神戸大阪方面より出でたる時機尙早論の一理由とするところであるが

「これ机上の想像論と云ふも敢へて誣言にあらざるか（中略）今若し試みに二三年間裏日本の要港より清津又は元山へ向け少くとも一週一回直通定期航路の往復を開始するに於ては未だ數年ならずして阪神兩港に於ける貨客の大多數を轉じて日本海の近路に由らしむるに至るは必然の趨勢にして其好適例は近く我敦賀浦潮間に於ける貿易發展の經過順序を觀れば自ら明瞭なり」

とて左表を掲げてゐる

大阪神戸及敦賀より浦潮向輸出品價格増減表

	大	阪	神	戸	敦	賀
明治三十九年	四、五九七、九六二圓	一、四七〇、八二四圓	六三五、五四八圓			
同 四十年	六一六、五二六圓	八四一、九六〇圓	一、八九二、四一五圓			
同 四十一年	三〇、七七〇圓	七五、三五四圓	三、三九一、五〇四圓			

以上は敦浦間貿易の趨移であるが敦賀北鮮間貿易も直通航路さへ開始さるれば亦斯の如きものならんと實際の經過を示してこれに反駁を加へ

「一度日本海直通航路を開始する時は現今阪神地方より關門を迂回して北鮮各港へ移出せる貿易品の過半は至便にして且つ有利なる日本海方面へ移轉するに至るは對露貿易が阪神より轉じて敦賀港へ移りたるが如く彼我其増減盛衰の位置を轉倒せしむるに至るべきは炳然として火を睹るが如くなれば若し彼の尙早論者にして此的確なる經驗に鑑みるに於ては茲に其所見の誤れるを自覺して翻然急施論を唱ふるに至るべきを將に信せんと欲する所に候」

と謂ひ最後に航路基點に就て

「案するに該基點港たるべき資格は日本海沿岸の中央に位し海陸交通の便利を兼たる樞要の地たらざる可らざると共に港灣の設備に於ても比較的稍完全に近き所を撰ばざる可らず又陸上大都會に接する鐵道連絡の區域も精々廣汎ならざるべからず、偕斯く竝べ來て其頭腦を冷靜にし公平無私の心を以て之を觀察するに右各項の要件を具備し其資格に略々適合せる所は我敦賀港を措て其匹適地を未だ他に發見せざるを如何にせん」

とて敦賀の優秀性を強調し次の如く詳論してゐるのである。

「然るに我敦賀港の地勢を察するに南に京阪を控へ東に名古屋東京の兩都を擁し其他滋賀、奈良、三重、岐阜、静岡等に接續し北は福井、石川、富山の三縣に密接せるを以て其關係府縣の區域最も廣大なり、加之朝鮮向重要物産たる綿布類を首とし陶磁器、燐寸、酒類、食料品、鐵器、金屬製品、漆器等の生産品は右府縣下の特産に屬し（中略）且つ近年元山方面に向つて年々盛大に移出しつゝある藁、苧、繩類は我敦賀郡の特産品たる而已ならず（中略）目下着手中の港灣改良工事の竣工期も來年度中にあるを以てその曉には金ヶ崎驛構内に接する埠頭棧橋へは巨船の横付も可能となり、船車連絡の實を擧げ貨客の移乘に解舟を要せざるに至るべき故隨て夫れ丈けの入費を節減するの利あり、凡そ是等の便益を綜合して他港との優劣を比較對照するに於ては我敦賀を以て航路基點地の資格を有する最も適當の要港と確信する所に候」（下略）

これを以て當時の情勢を察することが出来ると思ふ。

斯様にしてその陳情は漸く臺閣を動かし、特に敦賀港には牛疫檢疫所も設けられて航路誘引上の強點もあつたので遂にこの運動開始後十二年目素志を貫徹して敦賀元山城津清津間の所

謂三角航路が開かれたのであつた、時に歐州戰爭最中の大正七年四月であつた。

爾來敦賀北鮮間の交通、貿易に幾多の變遷もあつて滿州國成立後特にその様相を一變したがその發端は前述の通り會議所創立當時已に重大課題として局に當る有志の慘澹たる苦心と長年の努力の結晶たるを忘れてはならぬ。

會議所の設立とその初期時代の活動狀況は右の通りであるが、これと前後して商業學校の生れたことも敦賀として大きな事業の一つであつた。商業學校の創立に就ては日露平和克復後の敦賀の商盛を眺めて期せずして商業教育の必要を唱導する者多く出で明治三十九年五月町立乙種商業學校の認可を受け、校舎を金ヶ崎トンネル口金城閣ホテル屋舎を改造してこれに充て初代校長に福士徳平を聘し開校したのである。町立時代の商議員として擧げられた者に大鋸友七、天野市松、角野七郎兵衛、白崎卯太郎、杉原彌之助の諸氏あれば彼等がその創立に斡旋盡力したものであらう。間もなく縣立甲種商業學校となり二代校長太田代順郎の時、校舎を現今の松原公園内に新築し内容外観共に一新して爾來卒業生は地元は素より多く滿鮮露をその活躍舞臺として外面より敦賀の發展に寄與してゐるのである。更にこれを大きく看るならば全日本の經濟組織内に細胞的に活動し日本經濟の發展にも貢獻せるもので眼に見へざる功績乍ら蓋し謀り

知れざるものである。

四 大正時代の敦賀

△歐州大戦と日露の接近

△敦賀港貿易全盛期

△港灣の第二期擴張と港民の努力

明治四十五年七月三十日 明治大帝崩御せられ、世は大正の時代となつた。

諒闇の三年間は國中人氣引立たず、加ふるに、過ぐる日露役以來、財政の急激な膨脹は公債の大増發を招來し、日清役後に於て六億圓前後のものが一躍二十數億圓臺の巨額に達し、當時の國內財政組織下に於ては極めて非常態なる傾向を示したので、時の政府は翻然、緊縮政策に轉じ、萬事消極的となり、戦後の經營など尾大振はぬ有様であつた。たゞ斯かる事情の下に在

つて敦賀に於ては待望の築港第一期工事も支障なく進行を續け、改元の翌年十一月三日の佳日にはその竣工祝賀式を盛大に舉行する運びとなり、このことに多年心血を濺いだ港民有志の歡びは譬ふるによしなものがあつたのである。

新装なりし金ヶ崎棧橋附近には鐵道及び税關上屋倉庫を始め露細亞義務艦隊支店、大阪商船會社代理店大和田回漕部、税關旅具検査所、金ヶ崎港驛など瀟洒たる事務所、軒を並べて新築せられ港灣運営の諸機關として内容も整ひたと共に外觀も亦大に改まつたのである。棧橋には鳳山丸、シンピリスク號、ベンザ號等優秀船交々出入して露支人、歐米人の乗降客の姿も次第に多きを加へ、阜頭に山積の貨物も歐亞行貿易品の發着多く、店員はロシア語を流暢に操り、旅館の番頭は外人相手に宿泊を勧め、赤帽は外人の荷物に懸命のサアピス（チップ多ければ）をなすなど眼に觸れ耳に聴くもの、凡て國際的貿易港の面目躍如たらざるものなき狀況を呈し來つた。これ正に小なりと雖も近代式築港の完成を見たればこそで、設備と港の發展との關係は實に密接不離のものであることを如實に示すものである。同時に至近の間に浦潮をひかへ北鮮諸港を持ちてこれと航路を開き得る地の利にも感謝し、且つこれを活用することに不斷の工夫努力を續けねばならぬことを銘記すべである。金ヶ崎棧橋附近は潑刺たる新興氣分に滿

人氣を呼び一般商店は平和なる營みに大正の初めを經過したのであつたが、折しも歐州の天地に搖曳した戦雲は遂にバルカンの一角に於て爆發し、爰に歐州大戰の序幕を見るに至つてその波紋は敦賀灣頭にまで押し寄せ來つた。然もそれは經濟的に恵み多い波紋であつた。時は大正三年七月敦賀築港竣成の翌年であつた。當時、カイゼルの獨逸は汎獨逸主義の旗幟を振翳して新興の意氣に燃え、その堅持する世界政策は偶々、英國傳統の世界制覇の野望と兩立を許さず、英國は露佛を誘引して所謂三國協商を結んで獨逸の擡頭を抑へんとし、獨逸はこれを突破して歐州に君臨せんとして埃伊と同盟して、これに對抗し遂に干戈の間に歐州二大國は見へたのである。間もなく日本も日英同盟の約を重んじ獨逸に宣戰の布告をなし、獨逸極東の策源地青島を攻略し、時には海軍をして遠く地中海に出撃して日英共同作戰を採り日本海軍の威力を示したこともあつたが、何としても主役は獨逸の歐州の二強豪であり、戰場は日本を遠く離れた歐州の天地であつて見れば、恰も對岸の火災同様、外交的にも經濟的にも極めて有利なる立場に置かれてゐたことは戰爭の進行と共に次第に判然と示現されて來たのである。搗て、加ふるに露細亞も亦開戦間もなく英國側に就いて獨逸に挑戰するに及んでは同國に對する軍需品、民需品の供給國としてアメリカが英佛に對すると同様我邦輸出貿易上大活力を加へ、日本國中を舉

され、町の東方一帯を活氣づかせてゐる時、町の西、花城に於ては當時、瀬戸藤太なる一奇人ありて、附近海濱の「湯床の地蔵」として往昔温泉湧き出でたる古傳に着想をなして、この景勝の地に温泉開發の計畫を進めてゐたが、遂にその實現を見るに抵り、同年七月温泉開所式を舉



大正時代大賣出光景

げて世間をアツと云はせた。花城橋畔に温泉宿も建ち、物珍らしさにドツと押し寄せた市人は鍍鐵色の湯に浸り手拭を赤土色に染まし乍ら温泉氣分を満喫して大に得意がつてゐたものである。

盛夏の時節となれば、避暑と海水を兼ねて京阪より或は江州より來遊宿泊するもの踵を接し、時ならぬ歡樂の別天地を出現して敦賀新名所の一つを加ふる有様

であつた。

町の東西兩端大に賑ひ、市中亦これに準じて初夏は中元の賣出し、晩秋は夷講賣出しなど

げて黄金の波に酔はしめ、有史以來貿易全盛期を迎へたのである。試みにこれを數字の上から歐亂勃發の前後を裁して明治三十七年より大正三年迄の十ヶ年と、大正三年より同十四年迄の十ヶ年との日本の貿易状況を見るならば、その輸出貿易に於て前期十年間は三億千九百萬圓乃至五億九千萬圓を往來せしに反し後期十ヶ年、即ち大戰以來の輸出額は五億九千百萬圓乃至二十三億六百萬圓に達せるを以つてその好轉の實情を察知し得るのである。

従つて日露の接近は顯著となり延いては浦潮斯徳に對峙して兩國貿易の門戸をなす敦賀港の發展も亦當然の歸結で、日々の金ヶ崎棧橋の様相がこれを雄辯に物語つてゐたのである。されば經濟機關として曩に設けられたる敦賀商業會議所では、この好機逸す可らずとなし、開戦後間もない大正三年八月敦賀駐在露細亞名譽領事フェドロフの意見をも徴したる上、浦潮斯徳へ經濟使を派遣することとなり、當時の副會頭大和田久兵衛、書記長吉田喜太郎の兩名を渡航せしめたる上、浦潮各官憲と交驩、折衝を遂げ相互意志の疎通を計り且つ貿易上種々の打合せをなさしめたのである。訪露の兩氏は短期日の間ではあつたが百聞一見に如かずで貿易上の見込に付充分の自信を得て歸來したのであつた。

「目下の戦亂に依り歐州貿易の打撃著しきもの有之候も東洋諸國の貿易に至りては格別の

影響を感せず殊に極東露領方面に在ては大戰後歐州品の輸入杜絶により其缺乏は之を我國より補充すべき必要を生じたと今や露國は今次の戦亂に對し事實上我邦と同盟の觀あり我國に向て頗る好感を有しつゝある等にて日本品の輸入を大に歓迎致居現況に有之候故に日露貿易の發展を期するには目下最も屈竟の時機にして此際在來輸出品の販路擴張を計ると共に更に新規適當の商品を選擇して輸出を試みることに特に肝要の儀と相信候」(下略)これはその歸來後喜多村會頭の名を以つて發したる日露貿易促進の檄であつて、その成果は兎も角として前記二氏訪露の結果の所産たるは論を俟たない。これは政府筋へ建言したものと同じやうに各地方へも日露貿易伸張と敦賀港利用に就いての努力の一方法であつた。

斯くて敦賀港は對露貿易港としての地歩を固め且つ向上せしめてゐたのであるが、奇しくも曾て日露戦争直後、敦賀貿易界の先驅者として活躍した梅田商會主梅田潔は這次の大戰に於て東京大倉組代表として露都に在りて三井、三菱の二社と共に露細亞政府を相手として巨額の軍需品納入の契約を結び日露貿易の主動的役割を演じてゐたのであつた。

亦日露接近の狀に就ては、その頃彼地より日本觀光團として、ハバロフスク市、ワルシヤウ市、モスコウ市等よりの訪日團體あり、敦賀に於ては一々これを迎へて交驩して國交の敦厚に

資する所あらんとし、更に第一回浦潮観光團を組織して渡航し彼地の經濟狀況の視察と兩港の親善提携を計るなどありて、日露貿易伸張には屈竟の時期なりしことは容易に首肯出来るのである。

事情斯の如くであつて見れば、敦賀港の對露貿易の飛躍振りも察するに余りある次第で、

敦賀港對露貿易比較概表

明治四十二年	三八五萬圓
同 四十三年	三五四萬圓
同 四十四年	二九五萬圓
大正元年	四二七萬圓
同 二年	四六八萬圓
同 三年	六二九萬圓
同 四年	四、〇〇四萬圓
同 五年	五、五九七萬圓
同 六年	四、八〇四萬圓

同 七年 三、一〇五萬圓

即ち日露役後には四百萬圓前後であつたものが歐亂の影響を受けて好轉し、一舉十倍近くに發展して大正五年の如きは五千六百萬圓とこふが如き巨額に達し、一躍我國貿易港中第五位を占むるに至つたのであつた。

敦浦間の往來頻繁となり取引も盛大となるに従て敦賀商人の渡航も増加し、浦潮通ひは敦賀商人を風靡した。

就中、織物類、雜貨類、食料品取扱商人の活躍眼覺しく、その先遣部隊とも謂ふべきは「柳行李商人」として前記商品の小量を柳行李に幾個か詰めて何回となく往復商賣して利益を稼ぐ方法で、當時敦賀で一才氣の利いた若者は競つてこれに關係したものである。浦潮斯徳市中にはこれらの商人相手の旗亭旅館も十數軒あつて柳行李商人達の根城となり、露細亞人、支那人相手に持參の商品を賣捌いてゐた。「ループル成金」の流行語はこれらの商人に留紙幣の思惑をなし巨利を博したる者の成金振りを謳つたもので、このループル熱は次第に昂じて町のお醫者サン、坊サンから藝者、女中にまで及んだ。が思惑は向ふからはずれる定説に洩れず、有繫に敦賀の思惑者流を一喜一憂せしめたループル思惑賣買も大正八年のロシア革命以來、舊帝

政時代のロマノフ紙幣を始めオムスク紙幣、ケレンスキー紙幣も復古同様となり、維新の際のチャラ金と同じ運命を辿るに至つて幾百萬ルーブルの紙幣は敦賀迷惑者流の巨底深く今も尙藏されて一場の夢に歸した。

これは浮薄なる一挿話に過ぎないが、他の半面に於ては明治以來、港に生きる貿易業の傳統は絶へず、曩に梅田商會、澤田商會ありて業界に盛名を謳はれたが、今は之れに代つて葉賀瀬商店が代表的業者として重きをなした。店主葉賀瀬宇三郎は商人の本場、江州の産であつて若冠にして葉賀瀬商店を主宰し、北海道貿易に頭角を現はして以來逐次朝鮮、露細亞貿易に手を染め、對露貿易に於て漁網、空罐等の大量輸出を計り、駐日ロシヤ商務官との間に密接なる關係を有し、後に對露貿易輸出組合支部長となつて斯界の爲め重要な役割を果してゐたのである。亦朝鮮との貿易に就てもその第一人者とも謂はれ、後に三菱の一手に歸した朝鮮鰯粕の製法及販賣には明治四十年頃より屢々渡鮮してその發達に貢献し、昭和六年迄は年々四五十萬俵、多い年には六十萬俵の輸入を見北海道漁肥に對抗せしめたものでその功績の一半は彼に歸すべき位であつた。爾來、彼は敦賀港商界に重きをなすに至り肥料商組合長、敦賀貿易商組合長、敦賀實業組合聯合會長となり、後衆望を負ふて商工會議所會頭となるに及んで敦賀商工業全般の

指導役を勤めたのである。

これに次いで久保、西澤、木村、一柳、日進、石原、外海、福田等各貿易業者ありて雜穀、肥料、木材、生果、野菜、雜貨、等各種商品に涉り取引極めて旺盛であつた。特に久保彦次郎は繩蒔業に、西澤小平は北海産物に、木村小市は滿鮮雜穀に、石原外吉は生果、野菜に、外海清三郎は生果、生鱈に夫々敦賀に於ける第一人者として斯界の發展に寄與する所多大であつた。其他海運界には義勇艦隊に光武、玉置あり、大和田回漕部に河野、小林あり、陸運業者は濫立して吉田、太田、奥富、吉川、安田、北海組、田中組など荷主吸引に到れり盡せりの勉強振りであつた。石炭界に三菱を背景として柴田商會、三井を背景とした中村商店ありて盛大を極めた。

更に毛色の變つた所では増山、澤田の提携による露細亞商人クラウラウスキーとの合作による豆粕輸入開始から進んでは神戸菊地汽船會社を誘引して東亞汽船會社の敦浦航路の開始ありて港の話題を賑はしたものである。

歐亂勃發以來の敦賀港貿易の殷盛前記の通りであるが、大戰參加以來の露細亞は政情屢々不安に陥入り、各地に過激派なる分子蜂起し、爲めに日露貿易上にも影響する所一再ではなかつ

た。就中ルーブル相場の激變と露細官憲の對日態度は猫の目のやうな變轉振りで何人の逆睹をも許さぬものがあり、爲めにこれが整調には官民共に非常の苦心を拂つた。

その一例として大正八年末にはオムスク政府が西伯利亞幣制統一の爲めケレンスキー紙幣の小札をオムスク紙幣と引換へ其の流通を停止したが、その政府財政は頗る貧弱であつたので日本政府の承認する所とならず、従つて彼も亦日本品の不買同盟、禁止的高率關稅の賦課など貿易上の障害起り、前途多難を思はずものがあつた。

敦賀は直接その影響を蒙るので各地貿易業者は屢々萬象閣に會合を開いて日露兩國政府に陳情或は、運動を試みて局面の打開に苦心した。敦賀側では葉賀瀬、澤田、外海、石原等その代表的人物として奔走したものである。

他方、外部に於ては日露問題に就いて常に深き考慮を拂ひつゝ、あつた後藤新平伯は兩國親善の楔子たらしめんとして日露協會なるもの、組織を企圖し、敦賀にその支部を設けて大和田莊七初代支部長となり、兩國々交整調、貿易恢復に懸命の努力を爲したのである。日露協會が中央に提唱されて組織されると間もなく地元福井縣―主として敦賀港―に當時の湯地知事を會長として大和田會頭との合作によつて福井縣對岸實業協會なるもの、設立を發表し、湯地知事を

會長として大和田會頭支部長となり、極めて大が、りな官民一體の機關を作り

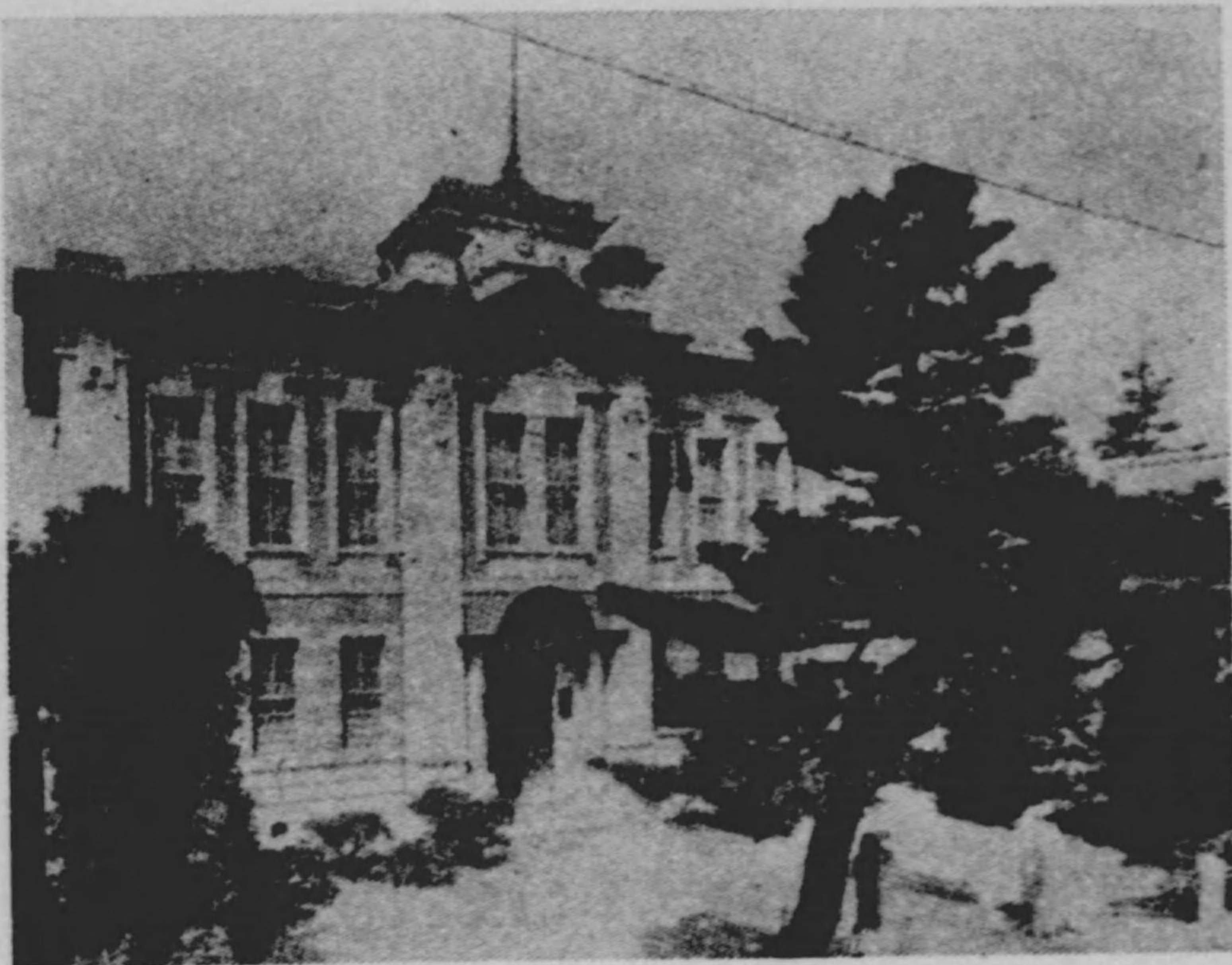
「西伯利亞、滿蒙の地は世界の寶庫なり、鬱蒼たる森林、茫漠たる曠野、蜿蜒たる鑛脈渺々たる河湖、蓋し其利源富資無盡藏なるべし」

とて遠大なる抱負を以てその利源を探り、之を實業界に紹介し、以て當業者の指針となさんことを期し更に進んで

「敦賀港と浦潮港との聯絡は實に世界交通上の一大幹線にして西伯利亞の秩序の定まるに於ては愈々其の重きを加へんとす、加之元山、清津の如きは敦賀を基點として將來朝鮮は勿論滿蒙との聯絡の中心たらしめんとするものあり」

となし對岸事情調査研究に一段の注意を促さんとしたのである。この二つの會は敦賀港と福井縣とを結び中央要路との紐帶ともなり、敦賀港の施設經營に多くの貢獻を残したものである。

即ち第二期築港擴張問題の具體化はその大きな收穫であつた。尤もこの問題に就ては大正六年日露協會貿易調査部長目賀田男爵の敦賀港改善の意見書發表以來、大和田會頭を中心として地元にも陳情運動してゐたのであるが、内務省は大戰最中國事多端の折としてこれに耳を藉さず手の施し様もなき次第であつた。所が幸ひにも歐亂中の敦賀貿易狀況が敍上の通りの盛況



新築成り敦賀商工會所

敦賀間（元山城津經由）二ヶ月五回の定期航路を開いて以來加速度に取引の盛大を來し大正九

郵船會社が朝鮮總督府の命令を受けて清津

伯利亞の富源が開發せられまして盛んに浦潮に輻輳することでありませう。尙又明年の内に着手起工せられんとするものに吉會鐵道平元鐵道の兩線がありまして、その吉會鐵道が開通する曉には近くは彼の豊富なる豆滿江流域の木材や間島の農産物は勿論であります。が亦清津を賑はすことでありませう。（中略）

を示して、當局をして、かゝる小規模なる築港設備では到底國際的なる貿易港としての資格なきを悟らしむる機會を得たので引續き運動を續けてゐたのであつたが、幸ひにも敦賀港に認識厚き湯地知事を得て、輿論の府として對岸實業協會の組織を見たのでこれに力を得て、協會の名を以つて總計費二千萬圓の大規模築港計畫案を樹て、政友會の領袖望月圭介の名を以て建議したのであつた。總工費二千萬圓とは當時の敦賀として随分思ひ切つた大計畫であるが、一面その頃の敦賀港民の意氣込みの凄じさも察しられ頼もしき限りではないか、尙この勢ひに乗じて敦賀港の劃紀的な發展を策するは正に此秋にありとなし、まづ人心一新の爲め大和田會頭は商業會議所の新築寄附を思ひ立ち大正九年三月にこれが竣功を見て富貴區の一角にその偉容を示した。落成式當日大和田翁の挨拶に

（前略）然るに當港の近狀を見ますれば、諸君も御承知の通り一昨年（大正七年）朝鮮航路の開始が動機となりましたものゝ如く、丁度其頃より諸般の事物が急速に發展して來まして只今の處でさへも金ヶ崎灣内混雜し倉庫も上屋も狭いと不足を訴へられつゝあるのでありますから此上近き將來に寄せ來らんとする日本海の大殷盛に會しました時には、之をどうして消化するかと云ふことに想到しますれば甚だ寒心に堪へぬのであります。

年度には彼我の提携の爲め敦賀より第一回北鮮視察團の發向あり、元山、城津、清津、羅南、鏡城を歴訪して交通、貿易等につき相互意見の交換をなして對鮮貿易に拍車を掛けんとするなど、漸く敦賀港商人の注意を喚起するの時期に到達したのである。これを數字に據つて見れば

敦賀港對鮮貿易比較概表

大正元年	九、〇〇〇圓
同 二年	二六、〇〇〇圓
同 三年 (大戦中)	二二、〇〇〇圓
同 四年	四三、〇〇〇圓
同 五年	四〇、〇〇〇圓
同 六年	三、六二一、〇〇〇圓
同 七年	五、三二三、〇〇〇圓
同 八年	

となり、對露貿易が歐州大戦の終結と露細亞國內事情の變化によつて漸く下り坂に入らんとす

る時對鮮貿易は上り坂に向つて進行し、歐州大戦を契機として數字の示す通り全盛期を迎へたのである。かゝる盛況中に會議所の新築成り議員を始め一般商人の氣分新鮮潑刺たる時機を捉築へ築港擴張の實行を政府に逼り、然も末の百より今の五十式に極めて漸進的意圖の下に大正九年七月六日の臨時議會に於て敦賀港擴張建議案は本縣選出代議士河崎清、野村勘左衛門、高島七郎右エ門、山本條太郎、柳原九兵衛及西村正則、中村喜平、望月圭介の諸氏に依りて提出せられたのである。

當時政黨政治全盛の頃なれば時の政府黨たりし政友會の諸領袖を動かし、躍起運動の結果三百四十萬圓内五十萬圓敦賀町負擔として更に内四十萬圓は築港倉庫會社の創立によつて捻出することとなり、大正十一年度より八ヶ年の繼續事業として着手に決定し、同年九月盛大なる起工式を擧ぐるに至つた。これ敦賀港の大飛躍の第一歩であつて今日滿州國の産業上の進歩に呼應し、或は北鮮各港の躍進に併行して進み、更に今次大東亞戰に際會してその機能十二分に發揮せられ、國運の進展に寄與する處多大なるは二十數年前敦賀港有志が苦心の結果に外ならぬのである。而もその成功の陰には幾多の犠牲ありし事も銘記せねばならぬ。

即ち築港負擔金捻出策を主として生れた築港倉庫會社の如きその尤も大きなもの、一つであ

らう。その経緯について吉田喜太郎氏の「思ひ出話」の一節に次の如く詳述してある。

「敦賀築港第二期工事は總豫算三百四十萬圓で大正十一年度から同十八年度までに工事を完成せしむる豫定であつたが、大正十一年度から十六年度までは國庫に餘裕がないので、内五十萬圓を敦賀町から寄附し約百萬圓を福井縣で立替へ漸くにして十一年度から着手されることとなつたのである。而して敦賀町の寄附金五十萬圓は一旦縣に寄附し、縣は更に國に寄附する形式を執つた。尤も當時の町財政に於て五十萬圓といふ巨額の寄附は到庭調達し得る筈もなかつたから内十萬圓丈けを負担し残り四十萬圓は築港不要土地四千坪を無償拂下げを受ける條件で大和田翁が自己の責任を以て一時これを引受けることとして町は五十萬圓の寄附をなすことに縣との間に取極を果したのである。(中略)

さて大和田翁の引受けた四十萬圓は契約當初から敦賀町倉庫業代表者といふ名を用ひられてゐたので翁の意圖は無償拂下地四千坪の地上に築港竣成と共に倉庫上屋を建設し港灣陸上設備の統一完成を計らん爲めにあつたのである。」

以上は財源捻出の爲め工夫された敦賀築港倉庫會社創立の發端である。そこで

「敦賀築港倉庫會社は大正十二年十二月設立を決し資本金百萬圓株數二萬株とし發起人賛

成人は町有力者を網羅し専らその成立を急いだが當時財界は數年持續された戰爭景氣の裏が出て頗る不振を告げてゐた上に關東大震災(大正十二年九月一日)の直後でもあつたから同社の株式募集は非常な苦心を要したのである。(中略)

かゝる次第で二萬株といふ株式の消化は勿論一朝一夕では不可能だといふので、内九千四百株を發起人に於て引受け、殘餘一萬六百株丈けを公募に付することとし、尙創立の年から大正二十年開業に達するまでの期間毎年七朱の利子配當を豫約し、さらに同社株式に對しては拂込金の八掛まで各銀行に於て融通を計ることとして、弘く一般から應募を誘致した。尤も議員區長ほとんど總掛りで募集に奔走勸誘したのであるが、幸に市内有力者は勿論他地方居住敦賀出身成功者などの愛町心の發露によつて公募は意外に進捗し、比較的短時日に滿株となり、翌年春會社の成立を見るに至つたのである。」

こゝに築港修築の寄附金支出の方法も解決し、大和田翁始め有志一同歡喜雀躍した、募集に就ての苦心努力察すべしである。然るに好事魔多しとかや想はざる小失念から町政上の暗影を醸し、延いて大和田翁の財界引退聲明となり、敦賀町不測の禍を招いた。开は公募工作上作爲したる七分の利子配當豫約が商法には年六歩民法では年五歩を超過し得ぬ法定利率ありしことの

失念である。

「こゝに氣付かなかつたのは實際大手ぬかりであつた。こゝに於て大和田翁首め發起人一同非常に當惑したが、一旦七歩を公約した以上今更株主に對し變更は出來ず結局裁判所の命に隨ひ民法に依りて會社は

五歩ノ配當ヲナシ二歩ハ他ヨリ補助ヲ受ク

として登記を受け合計七歩たるを彌縫したのである。而してこの二歩に對し町の補助を請ふべく町へ請願書を提出したのであるが端なくもこれが町の大問題となつた。」

果してこれが大問題であつたのか、或は問題化されたのか知る由もないが
「何れにしても會社は此上事態を紛糾せしむることは面目上面白からずとして遂に補助請願を撤回し、株主に對する七歩の配當を持続する爲め、大和田翁は飽迄も公約を重んじ自己の所有する株式の配當金から前記二歩の不足金を支出し、立派に當初の責任を果すことゝしたのである」

このやうな経緯があつて第二次擴築工事は昭和七年三月、起工式を擧げて以來十年にして漸く完成したのである、時恰も滿州國は誕生し吉會鐵道による歐亞連絡の要港として更に滿蒙資源

の集散港として内外の矚目を聚むる秋のころとて港民の歡びは非常なものであつたが、國家としても益々その重要性を認むるに至つた。

その中心となつて前後四十年間文字通り寢食を忘れて奔走したのが大和田翁で、今この完成を見ては敦賀町としても翁の勞に對して感謝すべきであらう。その後この築港倉庫會社は町政上の痛となつたが、時の加藤町長は町の平和上圓滿解決を企圖し京都に閑雲野鶴を友として老を養ひつゝあつた大和田翁に説いて熱心に調停の結果漸くある程度の諒解を得たので、急速に町會を開いて會社所有土地買收の協議をなしたのである。

その間の模様について

「町會協議會は事重大であるから眞劍慎重協議を重ねたが、議員多くの意見は此際埋立地を町有に移し、港灣の樞要機軸を町で統一することには固より異論はないが、近年財界の不況殊に町財政の緊縮を専らとしてゐる時代に於て格外の高値を拂ふてまで埋立地を買收するが如きは大に考慮を要するが、若し會社側に於て犠牲的低價に依て町への讓渡を甘んじられるやうなれば頗る好都合だと云ふにあつた。併し築港倉庫が四十萬圓の代償として得た土地であることは判つてゐるし、旁々買收價格の評定には一同大に頭を悩ました